

令 和 4 年 度

主 要 施 策 の 成 果 に 関 す る 説 明 書

令和 5 年度滋賀県議会定例会
令和 5 年 9 月 定例会議 提出

[健 康 医 療 福 祉 部 門]

滋賀県の施策の分野

I 人 自分らしい未来を描ける生き方

II 経済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

III 社会 未来を支える 多様な社会基盤

IV 環境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

貳

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

Ⅰ 人

自分らしい未来を描ける生き方

事　項　名	成　果　の　説　明
1 子どもから大人まで生涯にわたる食育の推進	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等での食育実践活動 ・生涯を通じた食育推進活動（地域での食育推進活動） 県内72カ所で実施 参加者 5,476人 ・地域における栄養ケア窓口の設置：出前講座 参加者37カ所 568人、相談件数 5件 関係機関との食支援 1事例 <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県食育推進協議会 1回 ・食育推進研修会 1回 会場参加者57人 ・食育「三行詩」募集 応募数 2,519作品
予 算 額 4,062,000 円	2,745,400 円
決 算 額 3,766,692 円	1,021,292 円

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>生涯を通じた食育推進活動では、子どもから高齢者まで世代ごとの食の課題に応じた食育を継続的に実施することが必要である。特に食育活動が届きにくい若い世代への取組を進めるため、高校・大学等との連携強化を図る必要がある。また、県民の生活に寄り添ったきめ細やかな支援を実施できるよう、医療、介護関係者と栄養士が連携し、県民からの相談に応じる体制の充実が必要である。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>滋賀県食育推進計画（第3次）の推進のため、関係団体間の情報共有をし、関係団体による主体的かつ具体的な取組の推進と進捗管理を行うことが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>世代ごとの食の課題に応じた取組を進め、特に若い世代が自分の健康や食生活に关心をもち、「何を」、「どれだけ」、「どのように」食べたらよいのかを具体的に伝え、望ましい生活習慣を身につけることができるような取組を継続する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>これまでの取組を更に充実させるとともに、ＩＣＴを活用した情報発信も取り入れ、生涯を通じた食育推進を図る。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>滋賀県食育推進協議会においては、滋賀県食育推進計画（第3次）の評価結果や、関係団体の取組状況について検討し、県民の食育活動を一層推進する。また、食育活動に役立つ情報等に関する研修会を開催する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>滋賀県食育推進計画（第3次）の評価結果を踏まえ、世代ごとの課題に応じた食育の取組内容を協議会で共有し、幼児から高齢者まで全世代への食育推進を図る。</p>

(健康寿命推進課)

事　項　名	成　果　の　説　明
2 健康づくりへの支援	
予 算 額　　253,081,000 円	
決 算 額　　232,122,776 円	
	1 事業実績 (1) 健康しがの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域・職域連携推進協議会 1回 ワーキング部会 2回、各二次医療圏域会議 4回 ・「健康経営セミナー」を動画配信により開催（12月～3月） ・二次医療圏域における研修会、情報交換会の開催 ・健康増進事業費補助 19市町 53,656,654 円 (2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・データ活用事業プロジェクト会議の開催 1回 43,468 円 (3) みんなでつくる「健康しが」事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「健康しが」共創会議の開催 3回 　　参画団体数 228団体（令和5年3月末時点） 　　共創会議を通じて創出された連携・活動事例 70件（令和5年3月末時点） ・「健康しが」共創会議ワーキングチームの開催 7回 ・「健康しが」企画運営会議の開催 5回 ・「健康しが」活動創出支援事業費補助金の交付 6団体（応募39団体） ・「健康しが」ライフスタイル普及展開事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> S N S 等を活用した県民参加型キャンペーンにおける写真投稿数 448回 県民向け啓発イベントの参加者 738件 ・健康推進アプリ「BIWA-TEKU」の活用 アプリダウンロード数 42,405人（令和5年3月末時点） 14,641,859 円 (4) 喫煙対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県たばこ対策推進会議の開催 1回 ・改正健康増進法に係る受動喫煙防止対策 ・喫煙が及ぼす健康影響の知識の普及（世界禁煙デー・禁煙週間啓発等） ・20歳未満の者への喫煙防止対策（健康教育の実施） 1,082,904 円

事 項 名	成 果 の 説 明	
	(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 ・きづいてつなぐ20歳からの健康づくり事業 県内大学の学生を対象に、Webを活用した健康チェックの実施および望ましい生活習慣の啓発 14大学 健康キャラバン隊を大学に派遣 7大学（7回） ・受動喫煙防止対策の周知啓発 ・滋賀県たばこ対策推進会議専門部会「受動喫煙のない社会促進会議」の開催 1回	4,513,461 円
	(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 ・滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議 1回 ・糖尿病地域医療連携推進会議 3圏域	1,744,908 円
	(7) がん対策強化事業 ・がん患者の妊娠性温存治療助成 18人 ・小児がん患者支援事業 研修会 2回 ・がん患者のアピアランスサポート事業補助 16市町	7,721,535 円
	(8) がん計画推進事業 ・滋賀県がん対策推進協議会 本会 2回、専門部会 5回 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助 6病院	70,474,776 円
	(9) がん検診推進事業 ・がん検診精度管理事業 部会長会議 1回、検討部会 5回、従事者講習会 5回（298人）	2,623,360 円
	(10) がん対策推進基金事業 ・団体・民間等自主事業費補助 14団体 ・がん患者等就労支援サポート事業 企業表彰 1団体	15,634,199 円
	(11) 循環器病対策推進事業 ・滋賀県循環器病対策検討会 本会 1回、部会 2回 ・脳卒中救急要請啓発事業 ラジオ放送33本（期間：11月 1日～30日）	13,294,652 円

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(12) 医療情報ＩＣＴ化推進事業 46,691,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・N P O 法人滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会へ医療情報ＩＣＴ化推進事業費補助金を交付 <ul style="list-style-type: none"> ①システム機器更新およびポータルシステムの機能拡張 ②システム新規参画病院にかかるサーバ等の整備（1病院） ③システムの新規接続設定（薬局1か所）およびシステム運用 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 健康しがの推進</p> <p>働き盛り世代からの健康づくりは生活習慣予防が特に重要であるため、地域・職域に健康づくり情報を提供することができた。また、「健康経営セミナー」を動画配信により開催し、県内中小企業における健康経営の推進に寄与することができた。</p> <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業</p> <p>「滋賀県の女性の主観的健康寿命」をテーマとして、平均寿命の長さと不健康期間の相関関係および主観的健康寿命の経年データとの関連性を解析した。分析結果について「データ活用プロジェクト会議」で報告し、有識者からの助言をもとに報告書を作成し公表することができた。</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業</p> <p>「健康しが」共創会議を開催するとともに、助成金の交付や専門家・専門機関による事業化に向けたサポートや、会議参画団体と連携しワーキングチームを開催するなど、県民の健康づくりにつながる活動創出に向けた総合的な支援を行うことができた。また、「健康しが」ライフスタイル普及展開事業や「BIWA-TEKU」の利用促進を通じ、楽しくながらおのずと健康に関心を持つことのきっかけづくりを提供できた。</p> <p>(4) 喫煙対策事業</p> <p>滋賀県たばこ対策推進会議構成団体との連携を図りながら、各種啓発等の機会を捉えて、喫煙にかかる健康影響に関する知識の普及および20歳未満の者への健康教育を実施することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明														
	<p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 県内大学との連携のもと、Webを活用しながら、学生への健康チェックの実施と健康支援動画の配信等に取り組むことができた。また、希望があった大学には専門職による健康キャラバン隊を県内全域の大学に派遣し、直接、自分の健康状態に気づきを与え、行動変容のためのアドバイス実施をはじめ、大学担当者との連携を深めることができた。 また、改正健康増進法の「望まない受動喫煙」をなくすという趣旨に基づき、県民および施設等への周知啓発等を行うことにより、県民の受動喫煙防止対策に関する気運醸成を図り、「健康しが」の促進につながった。併せて、健康増進法に基づく受動喫煙に対する必要な指導等を、行政、事業所や飲食店に実施できた。 「健康しが たばこ対策指針」の関係団体等への周知に努め、それぞれの役割意識や取り組みを推進することができた。</p> <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 コロナ禍において、糖尿病地域医療連携推進会議や事例検討会が中止となった圏域があったものの、関係機関が連携しながら、滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取組を実施することができた。</p> <p>(7) がん対策強化事業 コロナ禍において、がん検診の受診者数が低下したため、啓発等による受診勧奨に努めた。また、アピアランスサポート事業補助金により市町が行うウィッグ等の購入費助成事業に対し補助を行い、がん患者の精神的負担の軽減に努めた。5市町が新たに助成事業を始めたことにより、19市町中16市町が補助金を活用された。</p> <p>(8) がん計画推進事業 滋賀県がん対策推進協議会を開催し、第3期がん対策推進計画の評価と進捗について、関係機関との意見交換を行った。また、がん診療連携拠点病院において、がん相談支援を実施することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 がんの死亡率（75歳未満の年齢調整死亡率（人口10万人対））</p> <table><thead><tr><th>H30（基準）</th><th>令元</th><th>令2</th><th>令3</th><th>令4</th><th>目標値</th><th>達成状況</th></tr></thead><tbody><tr><td>64.1</td><td>64.6</td><td>62.3</td><td>62.1</td><td>59.0</td><td>前年度より減少</td><td>達成（前年度より3.1ポイント減少）</td></tr></tbody></table>	H30（基準）	令元	令2	令3	令4	目標値	達成状況	64.1	64.6	62.3	62.1	59.0	前年度より減少	達成（前年度より3.1ポイント減少）
H30（基準）	令元	令2	令3	令4	目標値	達成状況									
64.1	64.6	62.3	62.1	59.0	前年度より減少	達成（前年度より3.1ポイント減少）									

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(9) がん検診推進事業 市町のがん検診が効果的に実施できるよう、精度管理の向上や指針に応じたがん検診の実施について市町に働きかけを行った。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業 がん対策団体・民間等自主事業費補助金として、県民に対するがんの啓発や情報発信、相談窓口の設置等の民間団体が自主的に行う事業への補助や、がん患者やその家族の不安や悩みについてがん経験者が自らの体験を生かした相談を院内サロン等で行うピアソーターの養成に補助し、がん対策の「共助」の取組を推進することができた。また、がん患者就労支援サポート事業により、がん患者の仕事と治療の両立支援に関する事務所の取組を表彰し、広報することでがん患者の仕事と治療の両立支援を周知することができた。</p> <p>(11) 循環器病対策推進事業 循環器病対策検討会、部会を開催し、脳卒中啓発事業や心疾患等の医療提供体制の進捗管理、腫瘍循環器分野の診療体制の構築等、更なる取組の推進について検討することができた。</p> <p>(12) 医療情報ＩＣＴ化推進事業 医療情報ネットワークの基盤となるシステム機器更新およびポータルシステムの機能拡張、新規のシステム参画病院にかかるサーバ等の整備、システムの新規接続設定ならびにシステム運用に要する保守料および利用料について補助を行い、システムの利用促進を支援することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 健康しがの推進 「健康いきいき21－健康しが推進プラン（第2次）」の推進に向け、健康増進、生活習慣病の発症予防・重症化予防が重要であり、特に働き盛り世代については、健康経営の視点を取り入れた職場における健康づくりの取組支援を進める必要がある。 また、今年度は次期健康増進計画策定の年であり、6年間の計画の評価を実施し、次期計画を策定する必要がある。</p> <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業 若年世代から生涯を通じた健康づくりに取り組むことが重要であるが、現状では、若年世代の野菜摂取量が少ない、意識的に運動する人の割合が低いなどの課題があり、適切な健康に関連する基礎データの把握が必要である。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業 健康づくりに資する活動が創出されているものの、継続的、安定的な実施には至っていないため、取組の自立化、事業化に向けた支援を充実させていく必要がある。また、コロナ禍により人や地域との交流機会の減少に伴う不安感、孤立感などこころの健康にかかる課題が顕在化している。</p> <p>(4) 喫煙対策事業 喫煙率の大幅な減少等の成果があったが、引き続き「健康しが たばこ対策指針」に基づき、たばこ対策推進会議構成団体等とも連携しながら、20歳未満の者や妊婦の喫煙防止対策、喫煙にかかる健康影響の知識の普及等の更なる取組が必要である。</p> <p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 大学生の健康意識向上を目指して、大学との連携を一層強化し、事業に取り組む必要がある。 また、受動喫煙による健康影響が大きい子どもなどの非喫煙者に配慮した受動喫煙防止対策について、引き続き周知啓発していく必要がある。</p> <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 糖尿病の予防から、早期発見、早期治療、合併症予防までのネットワーク構築に関して、関係機関の連携した取組を更に推進する必要がある。</p> <p>(7) がん対策強化事業 コロナ禍にあっても患者の悩み等が相談支援につながるような体制や広報などについて検討していく必要がある。</p> <p>(8) がん計画推進事業 ライフステージや個々の状況に応じたがん対策を進めるため、進捗状況を確認して計画を評価し、関係機関や県民の主体的な取組を促進する必要がある。</p> <p>(9) がん検診推進事業 がんの死亡率減少のため、がん検診の受診率向上と精度管理を更に進めることが必要である。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(10) がん対策推進基金事業 県民が安心して暮らすことができる社会の実現をはかるため、がん患者やその家族へのがんに関する正しい情報提供や治療と仕事の両立支援などを推進し、民間団体が自主的に行うがん対策の取組の支援や治療と仕事の両立支援に関する周知等の取組を進める必要がある。</p> <p>(11) 循環器病対策推進事業 循環器病（脳血管疾患・心疾患）の年齢調整死亡率の更なる減少に向けて、滋賀県循環器病対策推進計画に基づく循環器病の予防啓発、医療提供体制、心不全等の在宅療養支援の充実に向けた取組の推進が必要である。</p> <p>(12) 医療情報ＩＣＴ化推進事業費 現状のNPOの財政状況は、システム利用施設からの利用料収入で賄っているものの、システム運用等に係る経費に対して収入不足があり、厳しい運営状況にあるため、引き続き県の財政的支援が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 健康しがの推進</p> <p>①令和5年度における対応 「健康いきいき21—健康しが推進プラン（第2次）」の評価を整理し、関係機関、各市町と一体となって計画策定作業を進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 「健康いきいき21—健康しが推進プラン（第3次）」の目標達成に向けて関係機関と連携を図りながら、働き盛り世代の健康づくり等の各種施策を健康経営の視点から推進していく。また、二次医療圏域の協議会における地域職域連携推進事業を更に活性化させて、健康寿命の延伸を目指す。</p> <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業 ①令和5年度における対応 地域別、男女別、年代別（ライフステージ）等の県民の健康関連データを社会経済関係等の統計指標と組み合わせて分析し、その結果を「健康しが」共創会議や府内と共有することにより、健康医療分野だけでなく、他分野における取組の基礎データとして活用する。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>②次年度以降の対応 健康は多面的な概念であることから、平均寿命・健康寿命の要因分析および県民意識調査結果等、分析・収集した情報は、様々な立場・視点で県民の健康づくりに活用されるよう、「健康しが」共創会議を中心に広く関係者と共有するなど、「健康しが」の実現に向けて、各種施策の構築や取組を進める必要がある。</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業 ①令和5年度における対応 若年世代の興味・関心を踏まえ、SNS等を活用し、こころとからだの健康に関する情報発信を通じて、健康づくりへの気付きや、それらを楽しみながら主体的に取り組めるよう促すことで、生涯を通じた健康づくりの推進を図る必要がある。 ②次年度以降の対応 更なる健康寿命の延伸に向けて、「健康なひとづくり」「健康なまちづくり」を「健康しが」共創会議参画団体とともに推進する。</p> <p>(4) 喫煙対策事業 ①令和5年度における対応 健康増進計画を踏まえ、各種啓発等の機会を捉えて、喫煙にかかる健康影響の知識の普及および20歳未満の者の健康教育を実施する。また、「健康しが たばこ対策指針」を踏まえ、関係団体それぞれの役割を確認し、効率的・効果的な取組の推進を図る。 ②次年度以降の対応 上記指針に基づき、引き続きたばこ対策推進会議構成団体等と連携しながら、喫煙にかかる健康影響の知識の普及および20歳未満の者や妊婦への喫煙防止教育を効果的に実施し、更なる喫煙率低下を目指す。</p> <p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 ①令和5年度における対応 「受動喫煙のない社会を目指したデジタル広報事業」にて、若い世代への受動喫煙防止対策を効果的に実施するため、SNSを活用し、年間通じた啓発を実施する。 また改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の強化について、たばこ対策推進会議構成団体等と連携し、引き続き周知啓発を行う。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>②次年度以降の対応 受動喫煙対策が効果的に展開されるよう周知啓発するとともに、必要に応じて指導等を実施する。また、子どもの健康と安全を守り、受動喫煙のないまちづくりを促進するため「受動喫煙のない社会促進会議」と連携しながら効果的な取組を検討し実施する。</p> <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 ①令和5年度における対応 患者の療養支援を行う関係機関と連携して糖尿病の発症、重症化予防等に係る取組を推進する。 ②次年度以降の対応 「滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議」において糖尿病の予防、早期発見、早期治療、合併症予防まで一貫した糖尿病対策のネットワーク構築の推進を引き続き図る。</p> <p>(7) がん対策強化事業 ①令和5年度における対応 コロナ禍における影響を最小限に抑えられるよう、市町やがん診療連携拠点病院等への支援の充実を図る。また、がん医療の均てん化を継続して進めるとともに、がんとの共生を図るために、就労、生殖、外見等の生活不安の軽減が図れるよう取り組む。 ②次年度以降の対応 滋賀県がん対策推進協議会や専門部会、がん診療連携協議会等の協議の場を通じて、課題を明確にし、生活の苦痛が軽減できるように患者・家族と関係機関との協働を図る。また、アピアランスサポートについては、県内すべての市町において助成事業が実施されるよう、市町への働きかけを行う。</p> <p>(8) がん計画推進事業 ①令和5年度における対応 滋賀県がん対策推進協議会や専門部会において進捗を確認し、評価で明確になった課題などについて、関係機関で共有して取組を推進する。 ②次年度以降の対応 これまでの成果や今後の課題などについて整理した上で、次期計画の策定の検討を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(9) がん検診推進事業 ①令和5年度における対応 がん検診検討部会等において市町の実施する胃・子宮頸・乳・肺・大腸がん検診の精度管理等を引き続き行う。 ②次年度以降の対応 コロナ禍における検診者数の推移等について評価・分析を進め、がん検診の受診率向上に向けた取組について、より一層の推進を図る。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業 ①令和5年度における対応 民間団体が行う啓発活動等が継続して実施できるよう、情報提供を行いながら、実施予定の事業に対して支援を行う。 ②次年度以降の対応 滋賀県がん対策推進協議会やがん患者団体など関係機関の意見を聴きながら、民間団体が自主的に行うがん対策事業の効果的な取組を促進する。</p> <p>(11) 循環器病対策推進事業 ①令和5年度における対応 これまでの成果や今後の課題について整理したうえで、次期計画の策定に向けた検討を行う。 ②次年度以降の対応 次期計画に基づき、循環器病患者の現状や医療提供体制等について評価・分析を進め、予防から再発予防に向けた取組について、より一層の推進を図る。</p> <p>(12) 医療情報ＩＣＴ化推進事業費 ①令和5年度における対応 さらに利用施設を拡大するため、システムに新規参画する医療機関等のサーバ等の整備や接続作業にかかる経費に対して、引き続き補助を行う。 ②次年度以降の対応 ＩＣＴを活用した多機関・多職種が参加する医療情報連携ネットワークの安定的な運営に向けて、財政的な支援を継続する必要があるが、併せて、NPO法人の自立化に向けた支援を進めていく。</p>

(健康寿命推進課)

事　項　名	成　果　の　説　明
<p>3 うつ・自殺対策の推進</p> <p>予 算 額 52,553,000 円</p> <p>決 算 額 49,365,540 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>○相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころのほっと相談事業(対面相談) ・自殺予防電話相談事業 ・こころのサポートしがLINE相談 <p>○啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間（9月）における街頭啓発 ・自殺予防リーフレットの配布 ・SNS情報発信事業（リストティング広告） <p>○人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成研修 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町、民間団体の取組に対する助成 ・県自殺対策連絡協議会の開催 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響により自殺者の増加が懸念されたことから、令和2年度に開催回数を拡大した こころのほっと相談事業(対面相談)を継続するとともに、自殺予防電話相談事業についても令和2年度に1回線から 一部の時間帯で2回線にするなど拡充し、さらに令和3年度から実施しているこころのサポートしが（LINE相談） 事業を継続するなど、相談体制の充実に取り組んだ。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭啓発は中止としたが、特に女性や若年層の自殺者が増加し ていることから、産科診療所やマザーズジョブステーション、ハローワーク等を通じて啓発資材(相談窓口ちらし)を 配布したほか、SNSを活用した情報発信事業を年度通じて実施するなど相談窓口の周知を行った。</p> <p>県自殺対策連絡協議会において、県自殺対策計画に基づく各種施策の実施・達成状況の把握と評価を行い、計画改定を行った。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																																																			
	<p>滋賀県の自殺者数</p> <p>【地域における自殺の基礎資料（確定値）：厚生労働省】</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">令和3年</th><th colspan="3">令和4年</th><th colspan="3">増加数（R 4 - R 3）</th></tr><tr><th>男</th><th>女</th><th>合計</th><th>男</th><th>女</th><th>合計</th><th>男</th><th>女</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>152</td><td>77</td><td>229</td><td>181</td><td>74</td><td>255</td><td>29</td><td>△3</td><td>26</td></tr></tbody></table> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table><thead><tr><th>自殺死亡率（人口10万人対）</th><th>平30（基準）</th><th>令元（H29）</th><th>令2（H30）</th><th>令3（R 1）</th><th>令4（R 2）</th><th>目標値（R 3）</th><th>達成状況</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>14.5</td><td>14.7</td><td>16.2</td><td>16.3</td><td>15.4</td><td>前年より減少</td><td>達成</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(前年より 0.9ポイント減少)</td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>県内の自殺者数は平成30年以降増加に転じており、若年層の自殺者や経済・生活問題による女性の自殺者が増加傾向にある。新型コロナウイルス感染症の影響等による社会経済状況等の変化も踏まえ、更なる分析と対象の特性に応じた対策を図り、相談体制や相談窓口についての情報発信を継続することが重要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>対面や電話による相談に加えて、令和3年度から実施しているSNSを活用した相談窓口（「こころのサポートしが」LINE相談）についても継続して実施することで、これまで対面や電話による相談に繋がりにくかった人にもしっかりと寄り添い、こころに悩みを抱える人を孤立させないよう体制を維持していく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響を注視するとともに、SNSを活用した相談窓口に関する情報発信（リストティング広告）を継続して実施していく。</p> <p>令和5年3月に改定した県自殺対策計画に基づき若年層や自殺未遂者対策、調査研究等の推進を重点的に実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>改定した県自殺対策計画に基づき、自殺者ゼロを目指して、県自殺対策推進センターを中心に、市町や関係機関と連携し自殺対策を推進していく。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>	令和3年			令和4年			増加数（R 4 - R 3）			男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	152	77	229	181	74	255	29	△3	26	自殺死亡率（人口10万人対）	平30（基準）	令元（H29）	令2（H30）	令3（R 1）	令4（R 2）	目標値（R 3）	達成状況		14.5	14.7	16.2	16.3	15.4	前年より減少	達成							(前年より 0.9ポイント減少)	
令和3年			令和4年			増加数（R 4 - R 3）																																														
男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計																																												
152	77	229	181	74	255	29	△3	26																																												
自殺死亡率（人口10万人対）	平30（基準）	令元（H29）	令2（H30）	令3（R 1）	令4（R 2）	目標値（R 3）	達成状況																																													
	14.5	14.7	16.2	16.3	15.4	前年より減少	達成																																													
						(前年より 0.9ポイント減少)																																														

事　項　名	成　果　の　説　明
4 生涯を通じた歯の健康づくり	
予 算 額 77,194,000 円	1 事業実績 (1) 歯科保健対策費 ア 歯科保健啓発事業 ・親子でいい歯コンクール事業 ・口腔衛生啓発推進費補助事業 イ 歯科保健医療体制整備事業 ・障害児巡回歯科保健指導事業 ・障害児（者）歯科治療事業 ウ 生涯歯科保健対策事業 ・地域歯科口腔保健推進事業 ・フッ素でむし歯ゼロ作戦事業
決 算 額 68,574,730 円	36,285,819 円 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) 18教室 290人 延べ患者数 1,510人 会議 3回 研修会 2回 25人受講 集団歯科保健指導 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) 2市町 21人派遣
	(2) 在宅歯科医療推進事業 ・歯科医師等派遣委託事業 ・在宅歯科医療連携室整備事業 ・在宅歯科診療機器整備事業
	32,288,911 円 4病院 1圏域（湖南圏域） 間接補助 24か所
	2 施策成果 (1) 歯科保健対策費 コロナ禍における影響はあったものの、滋賀県歯科医師会、滋賀県歯科衛生士会と連携し、ライフステージに応じた取組を実施することにより、体系的な歯科口腔保健医療対策を推進できた。また、保健所単位での地域の課題の洗い出しや実情に応じた歯科口腔保健の推進に取り組むことができた。
	(2) 在宅歯科医療推進事業 滋賀県歯科医師会が、地域包括ケアシステムの中で歯科医療関係者が担う役割について認識、実践し、また在宅療養者に関わる多職種の専門職とともに検討を行うことで、在宅歯科医療の支援の充実に向けた取組を進めることができた。

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 歯科保健対策費</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されたことに伴い、これまで実施を控えていた歯科保健指導が再開できるようになることから、引き続き感染防止対策を講じながら、歯科保健対策を進める必要がある。</p> <p>また、次期歯科保健計画の策定にあたっては、これまでの取組の成果や課題を踏まえたうえで、計画の方向性や施策を検討することが重要である。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業</p> <p>訪問歯科診療の利用は増加傾向にあるが、在宅歯科医療を更に推進していく上で、新たに訪問歯科診療を実施する歯科診療所への支援と併せて、これに携わる歯科衛生士の技術向上等への支援が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 歯科保健対策費</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>引き続き感染防止対策を講じつつ、必要な治療や口腔管理にかかる事業が進められるよう、関係団体と連絡調整をして取組を推進していく。また次期歯科保健計画の策定のため、現行の歯科保健計画の評価および課題抽出について、関係機関、各市町等とともに取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>次期歯科保健計画に基づき、新たに設定した目標達成に向けて関係機関と連携を図りながら、取組を進める。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>継続して訪問歯科診療を行う歯科診療所の状況を周知する取組により、訪問歯科診療を取り入れる歯科診療所の増加を図る。また、在宅療養支援に携わる歯科衛生士の増加や手技の水準の向上を図り、在宅歯科医療の体制整備を更に推進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>地域課題や、学会等が示す新しい知見、コロナ禍における在宅療養支援の在り方の変化など、在宅歯科医療を取り巻く状況に留意し、柔軟な事業展開を行う。</p>

(健康寿命推進課)

事　項　名	成　果　の　説　明
<p>5 介護予防の推進</p> <p>予 算 額 9,484,000 円</p> <p>決 算 額 9,247,936 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 地域支援事業推進のための市町支援事業 247,936 円 ア 地域包括ケアシステムの深化・充実に向けて、各市町の地域ケア会議の運営方法等についてヒアリングを行い、特徴を取りまとめるとともに、実務者を対象とした研修会にて共有した。 ・地域ケア会議に係るヒアリングおよび滋賀県医療福祉推進アドバイザーによる助言 18市町 ・地域ケア会議実務者研修会 1回 イ 介護予防リーフレットの配布 配布部数 4,626部</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助 9,000,000 円 43カ所の単位老人クラブ・学区連合会等にて、健康づくり・認知症予防等に係る研修会・講習会等を開催した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 地域支援事業推進のための市町支援事業 各市町における地域ケア会議の特徴を見える化し、共有することにより、各市町の地域ケア会議の充実に向けた取組を推進することができた。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助 高齢者が健康で活動的な生活を送れるよう、高齢者自らが取り組む介護予防活動に関し、滋賀県老人クラブ連合会を通じ補助を行うことで、介護予防活動の充実につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 地域支援事業推進のための市町支援事業 地域支援事業の円滑な推進を支援するため、関係する職員の資質向上や各市町における取組の特徴を踏まえた個別支援を行う必要がある。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助 老人クラブにおいて高齢者自らが取り組む介護予防活動が更に充実したものになるよう、ニーズに応じた支援を滋賀県老人クラブ連合会を通じ、実施していく必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 地域支援事業推進のための市町支援事業</p> <p>①令和5年度における対応 地域ケア会議に関わる職員を対象とした研修会の開催や地域ケア会議の相互視察・意見交換の機会の設定等を通じて、各市町の地域ケア会議の更なる充実に向けて支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き地域支援事業に係る各市町の現状や課題等を把握しながら、市町のニーズを踏まえた支援を行う。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助</p> <p>①令和5年度における対応 高齢者が健康で活動的な生活を送れるよう高齢者自らが取り組む介護予防活動に関し、他のモデルとなるような活動を行う老人クラブを対象に活動に必要となる経費について支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 老人クラブにおいて高齢者自らが取り組む介護予防活動が更に充実したものになるよう、ニーズに応じた支援を滋賀県老人クラブ連合会を通じ実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
6 質の高い医療サービスの提供体制の整備	
予 算 額	608,442,000 円
決 算 額	489,537,670 円
	1 事業実績 (1) 周産期保健医療対策費 <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療等協議会（検討部会） 2回 ・総合周産期母子医療センター運営費補助 2病院 ・地域周産期母子医療センター運営費補助 2病院 ・周産期緊急搬送コーディネーター設置 1病院 ・N I C U等長期入院児支援事業費補助 4病院 149,228,088 円 (2) 救急医療提供体制整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療地域医師等研修の実施 9回 ・小児救急電話相談の実施 365日、電話相談件数 15,390 件 ・小児救急医療支援事業補助 7地域 109,451,000 円 (3) 救急医療機関運営費等補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター運営費補助 3病院 156,082,000 円 (4) 救急医療情報システム等運営事業 <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報システムの運営 413,078アクセス 44,879,946 円 (5) 滋賀県災害医療体制強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・近江塾（看護師のアドバンス研修）等の研修ならびに訓練の実施 10病院 800,000 円 (6) 原子力災害医療体制整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療ネットワーク調査研究事業 原子力災害対応要員のための基礎研修会（4回） 参加者39人 ・原子力災害医療人材育成支援事業 2病院 ・原子力災害拠点病院等施設設備整備補助 原子力災害医療機器整備 ・原子力災害医療人材育成事業 スクリーニング人材育成のための研修会（2回） 参加者34人 27,739,560 円 (7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療コーディネーター研修の実施 1回 参加者28人 1,357,076 円

事 項 名	成 果 の 説 明					
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 新生児死亡率や周産期死亡率は変動があるものの改善傾向にある。周産期医療等協議会および周産期検討部会において、新型コロナウイルス感染症流行下における医療提供体制も含めた周産期医療体制の現状や課題の共有等を行い、県内の医療機関等の関係機関との連携強化を図った。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、前年度と同回数の小児救急医療地域医師等研修を開催でき、小児救急医療の診療に必要な専門知識の習得を図ることができた。 同様に小児救急電話相談の件数も啓発資材の配布等により前年度と比べて増加しており、電話相談の実施により保護者等の不安を解消するとともに、小児救急医療提供体制の確保を図ることができた。（即受診を薦めなかった割合は64.6%であり、適切な受診等を促し、医療機関の負担軽減を図ることができた。）</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 救命救急センターの運営に対して助成することで、365日24時間救急医療体制の維持・確保を図ることができた。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 「医療ネット滋賀」へのアクセス数は、前年度に引き続き40万件を超え、多くの県民に医療機関の情報を提供し、県民の適切な医療機関の選択の一助となった。また、各病院に応需情報を随時入力いただくことで、消防本部への空床の情報提供により、適切な救急搬送に資することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table><tbody><tr><td>救急搬送の重症患者における 受入医療機関決定までの照会 回数4回以上の割合（%）</td><td>平30（基準） 0.1% (令2実績)</td><td>令4 0.18%</td><td>目標値 0.1%未満 (令2実績)</td><td>達成状況 未達成ではあるが、全国で 4番目に低い割合を維持</td></tr></tbody></table> <p>(5) 滋賀県災害医療体制強化事業 近江塾（看護師のアドバンス研修）等種々の研修および訓練の実施により、県内の災害派遣医療チーム（D M A T）の技能・知識の維持および向上ならびに消防等関係機関との連携強化を図ることができた。</p>	救急搬送の重症患者における 受入医療機関決定までの照会 回数4回以上の割合（%）	平30（基準） 0.1% (令2実績)	令4 0.18%	目標値 0.1%未満 (令2実績)	達成状況 未達成ではあるが、全国で 4番目に低い割合を維持
救急搬送の重症患者における 受入医療機関決定までの照会 回数4回以上の割合（%）	平30（基準） 0.1% (令2実績)	令4 0.18%	目標値 0.1%未満 (令2実績)	達成状況 未達成ではあるが、全国で 4番目に低い割合を維持		

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 原子力災害医療ネットワークの構築および原子力災害医療にかかる施設・設備の整備ならびに人材育成により原子力災害医療体制の充実を図ることができた。</p> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 研修の実施により災害医療コーディネーターが、災害発生時に必要な医療資源を円滑に提供するための資質向上・業務の標準化を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 今後分娩を取り扱う産科の病院・診療所の減少や産科医の高齢化、医師の働き方改革の影響等を想定し、安心・安全な分娩場所の確保に向けた地域における分娩の在り方や、災害時にも安心・安全な周産期保健医療体制を継続するための体制を検討する必要がある。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 夜間・休日における不要・不急な病院受診を減少させ、小児科医師の負担軽減を図るため、小児救急電話相談（#8000）の認知度向上への取組、かかりつけ医を持つことの重要性や適正受診の普及啓発、小児救急電話相談の利用促進に向けた啓発の継続に努めることが必要である。</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 引き続き救命救急センターの運営に対して助成を行い、365日24時間いつでも重篤な救急患者を受け入れる体制の維持・確保を図る必要がある。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 令和6年度に予定している「医療ネット滋賀」のシステム更改および医療機能情報にかかる全国統一システムの始動に向けて、ホームページ等を活用し、利用者に対する周知徹底を図る必要がある。</p> <p>(5) 滋賀県災害医療体制強化事業 関係機関との連携、情報共有を密にするとともに、感染症対応や新たな課題にも対応できるよう、DMA T隊員の資質向上を図っていく必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 原子力災害医療マニュアルを適宜見直し、原子力災害医療関係者の研修・訓練の実施を継続していく必要がある。また、原子力災害の特性から本県内での対応にとどまらず、国や他府県との連携の強化、および国の交付金を活用して施設・設備を整備し、体制整備を図っていく必要がある。</p> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 滋賀県災害医療コーディネーター全員が統括・調整の知識を獲得し、当該体制の標準化を図り、また最新の知識を得るために引き続き研修を実施する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費</p> <p>①令和5年度における対応 災害時にも対応した安心・安全な周産期医療体制の構築のため、災害発生時の体制について検討を行うとともに、医師の働き方改革を見据え、県内4つの周産期医療提供体制ブロックごとに地域の実情に合わせた検討を行い、県内産科医療機関等の関係機関との連携強化、課題の解決を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 地域の病院、診療所との役割分担を明確にし、災害時にもスムーズな連携が取れるように地域全体で周産期医療を提供できる体制 (Biwako Safe Childbirth Network (びわこ セーフ チャイルドバース ネットワーク)) の構築に向け、引き続き検討を行う。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業</p> <p>①令和5年度における対応 小児救急電話相談 (#8000) の認知度を上げるため、啓発資材を作成し、関係機関への配布やイベント等での配布等、機会を捉えて普及啓発を行う。(小児救急電話相談 (#8000) の認知度：38.3% (令和4年度県政モニターアンケート))</p> <p>②次年度以降の対応 関係機関との連携や広報の機会を捉えて小児救急電話相談事業の普及啓発に努めるとともに、小児救急医療支援事業を継続し、小児救急医療体制の確保を図る。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業</p> <p>①令和5年度における対応 県内すべての重篤な救急患者に対する 365日24時間受入体制を維持・確保するため、救命救急センターの運営費について補助を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 365日24時間体制で重篤な救急患者の受入体制の維持・確保を図るため、引き続き、救命救急センターの運営の支援に努めていく。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業</p> <p>①令和5年度における対応 「医療ネット滋賀」のシステム改修により機能改善を図るとともに、未報告医療機関に対して督促を行い、医療機関の報告率の向上および情報更新の徹底を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 医療機能情報にかかる機能が令和6年4月から全国統一システムに移行されることに伴い、医療機関の報告率が低下しないよう周知徹底を図るほか、県民に対しても新システムの広報に努めていく。</p> <p>(5) 滋賀県災害医療体制強化事業</p> <p>①令和5年度における対応 看護師のアドバンス研修として近江塾を実施し、DMAT隊員の更なる資質向上を図るとともに、EMIS（広域災害救急医療情報システム）操作研修の実施により災害時の円滑な情報共有を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 これまで整備してきた物的、人的資源が円滑に機能するよう、研修や訓練等を充実させ、災害・感染症医療業務従事者の資質向上を図る。また、研修や訓練等を通じて、関係機関・団体との顔の見える関係を構築する等、相互理解や連携強化を図る。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(6) 原子力災害医療体制整備事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>滋賀県原子力防災訓練等に参加し、原子力災害医療体制の検証を行うとともに、原子力災害医療マニュアルの見直しを行う。</p> <p>また、国の交付金制度を活用して、原子力災害拠点病院の設備整備等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>原子力災害医療マニュアルの見直し、研修、訓練の実施により、原子力災害医療体制の充実を図る。</p> <p>また、広域的な連携を進めるとともに、国の交付金・補助金制度を活用して原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関の施設・設備整備を行い、対応能力の向上を図る。</p> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>研修の受講率を100%に近づけることが災害医療コーディネート体制の充実につながることから、研修実施時期の早期周知など、受講しやすい環境づくりに努める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>研修受講率を向上させるために、これまでの実績を検証しながら研修実施時期や研修日程を工夫する。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課、健康危機管理課)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
7 医師等確保の総合的な対策の推進	1 事業実績 (1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・若手医師、研修医向け研修会の開催 1回 ・臨床研修1年目研修医向け研修会の開催補助 1件 ・医師の復職支援研修事業補助 1件 ・産科医等確保支援事業補助 13医療機関 ・医学生への修学資金の貸与 61人 ・医師キャリアサポートセンターの運営 修学資金貸与医師の県内病院配置 30件 214,341,670 円
予 算 額 711,986,000 円	(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） ア 看護職員の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員研修補助 36病院 ・看護職員資質向上推進事業 研修責任者研修 4日間 修了者51人 ・認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業補助 教育担当者研修 4日間 修了者22人 ・助産師キャリアアップ応援事業 看護管理者研修 参加者45人 ・助産師出向支援事業 地域看護ネット会議開催 計25回 ・認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業補助 地域看護ネットワーク合同研修会 76人（7圏域） ・助産師キャリアアップ応援事業 15施設 39人 ・助産師出向支援事業 中堅対象 5日間 修了者3人 ・助産師キャリアアップ応援事業 新人対象 4日間 修了者24人 ・助産師出向支援事業 参加施設 6施設 4人 458,091,140 円
決 算 額 672,432,810 円	イ 看護職員の養成 <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所運営費補助 6校 ・実習指導者講習会開催事業 実習指導者講習会 修了者48人 ウ 看護職員の確保定着 <ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所運営費補助 28病院 ・看護職員養成施設の在学生への修学資金貸与 163人 ・県立看護師等養成所の在学生への授業料資金貸与 364人 修了者13人

事 項 名	成 果 の 説 明									
	<p>エ 潜在看護力の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・ナースセンター事業・助産師復職支援事業 <p>ナースバンク事業 サテライトの設置運営 リスタートナース研修</p> <p>相談件数 24,425件 相談件数 409件 3回 修了者40人 講習会13回 受講者延べ19人</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>平成19年度から総合的な医師確保対策事業に取り組んできた結果、令和4年度の県内病院勤務医師数は1,996人と平成19年度と比較して625人増加した。また、県内の医療機関での就業義務がある修学資金貸与医師数（就業義務年限中の者を含む。）は144人と令和3年度末から10人増加した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table><thead><tr><th>初期臨床研修医採用数（人）の維持</th><th>平30（基準）</th><th>令4</th><th>目標値</th><th>達成状況</th></tr></thead><tbody><tr><td>104人</td><td>125人</td><td>100人</td><td>達成</td></tr></tbody></table> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>ア 看護職員の資質向上</p> <p>経験年数に関わらず幅広い対象者に各種専門研修を実施することで、看護職員としての専門性を高めることにより、資質向上を図ることができた。</p> <p>イ 看護職員の養成</p> <p>看護師養成所への運営費補助等により、令和5年4月には559人の入学者を確保するとともに、令和5年3月卒業生534人のうち376人が看護職員として県内に就職した。また、実習指導者養成講習会を実施し実習指導者61人の養成を行うことにより、看護基礎教育の充実を図ることができた。</p> <p>看護職員を目指す学生等を増やすため、看護の魅力や多様な働き方等を紹介する冊子および動画を制作し、広く情報発信を行った。</p>	初期臨床研修医採用数（人）の維持	平30（基準）	令4	目標値	達成状況	104人	125人	100人	達成
初期臨床研修医採用数（人）の維持	平30（基準）	令4	目標値	達成状況						
104人	125人	100人	達成							

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>ウ 看護職員の確保定着 令和4年度は、修学資金貸与者の84.1%、授業料資金貸与者の96.9%が県内医療機関等に就業した。また、看護職員の離職率は、ここ数年、目標とする10%前後を維持していたが、11.1%と上昇した。 看護職員の県内定着をより一層促進するため、修学資金貸与制度の見直しを行うとともに、今後の効果的な確保定着に繋げるため、労働環境や離職、復職に関することなど看護職実態調査を行った。</p> <p>エ 潜在看護力の活用 ナースセンターにおいて24,834件の復職等に関する相談に対応し、潜在看護職 199人の復職につなげることができた。また、今後の有事への備えや就業促進に繋げることを目的にしがサポートナースプロジェクトを常設し、424人の潜在看護職等を確保することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 国が令和5年3月に新たに示した「医師偏在指標（暫定値）」では、本県は医師中程度都道府県（19位／47都道府県）に位置付けられた。この医師偏在指標は医師の絶対的な充足状況ではなく相対的な偏在状況（全体における位置関係）を示すものであるとともに、国の推計では令和6年度時点でも全国で1万人の医師が不足していることから、本県でも決して充足している状況ではない。また、県内でも二次保健医療圏域や診療科によって医師の偏在があるため、令和2年3月に「滋賀県保健医療計画」の一部として策定した「滋賀県医師確保計画」に基づき、令和6年4月から本格的に始まる医師の働き方改革への対応も踏まえ、引き続き医師の確保や偏在解消に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 国が示した算定式に基づき令和元年度に実施した新たな看護職員需給推計において、本県では令和7年において709人～2,097人の看護職員が不足するとの推計結果になった。この需給推計は、地域医療構想等における令和7年の医療需要に基づき推計したものであり、一定の前提条件の下で算定された需要と供給の今後の大きな方向性を示すものであるため、これを目安としながらも、高齢者人口の増加に伴って需要が増大する在宅医療などの県内の実情を十分に踏まえ、今後の看護職員確保対策に取り組む必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>医療機関の医師の働き方改革に向けた取組への支援を継続して行っているほか、滋賀医科大学と連携し、県内に定着し地域医療に貢献できる医師を養成する地域枠制度の拡充、さらには、医学生向け修学資金制度を見直し、県内定着をより一層促進するなど、医師の確保に向けた取組を強化し推進する。また、令和6年度からの次期滋賀県医師確保計画の策定にあたっては、医師偏在指標や将来の需給推計などを踏まえ、現場の意見を聴きながら、確保すべき地域、診療科ごとの目標医師数の設定や目標を達成するための具体的な施策を検討し、より充実した実効性のある計画を策定する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>令和6年度からの次期滋賀県医師確保計画に基づき、医師の働き方改革への対応や県内の実情を踏まえた実効性のある取組を進め、将来の地域医療を見据えた医師の安定的な確保および地域・診療科偏在の解消に向けた総合的な取組を一層進めていく。</p> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>S N S等により看護の魅力発信を展開するとともに、子どもを対象とした医療職の魅力を発信する動画を新たに制作するほか、地域医療のリーダーとなるべき看護職の養成と県内定着を促進するため、県内看護系3大学と連携し、令和6年度入学者選抜から「看護地域枠制度」を導入するなど、看護職の確保に向けた取組を強化し推進する。また、令和6年度からの次期滋賀県保健医療計画の策定にあたっては、在宅医療の推進や新興感染症等への的確な対応、医師の働き方改革に伴うタスクシフト・シェアの推進に資するものとしてその役割が期待できることから、特定行為研修修了者その他専門性の高い看護師の就業者数等の目標の設定や目標を達成するための具体的な施策を検討し、より充実した実効性のある計画を策定する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>令和6年度からの次期滋賀県保健医療計画に基づき、看護職実態調査の結果をはじめ現場の声や県内の実情を踏まえた実効性のある取組を進め、将来の地域医療を見据えた看護職の安定的な確保に向けた総合的な取組を一層進めていく。</p>

(医療政策課)

事　項　名	成　果　の　説　明																								
8 感染症対策の推進																									
予 算 額 75,512,000 円	<p>1 事業実績</p> <p>(1) ウィルス性肝炎対策事業</p> <table> <tr> <td>・肝炎ウィルス検査</td> <td>受付件数</td> <td>893件 (保健所、委託医療機関)</td> </tr> <tr> <td>・初回精密検査助成</td> <td>申請件数</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>・定期検査助成</td> <td>申請件数 延べ</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業</td> <td>支払件数</td> <td>11件</td> </tr> </table> <p>(2) ウィルス性肝炎医療費公費負担事業</p> <table> <tr> <td>・支払件数</td> <td>3,108件</td> <td>45,891,060 円</td> </tr> <tr> <td>・受給者証交付件数</td> <td>862件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 風しん対策推進事業</p> <table> <tr> <td>・風しん抗体検査</td> <td>1,520件 (委託医療機関)</td> <td>9,935,739 円</td> </tr> <tr> <td>・予防接種助成件数</td> <td>341件 (15市町)</td> <td></td> </tr> </table>	・肝炎ウィルス検査	受付件数	893件 (保健所、委託医療機関)	・初回精密検査助成	申請件数	3件	・定期検査助成	申請件数 延べ	30件	・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	支払件数	11件	・支払件数	3,108件	45,891,060 円	・受給者証交付件数	862件		・風しん抗体検査	1,520件 (委託医療機関)	9,935,739 円	・予防接種助成件数	341件 (15市町)	
・肝炎ウィルス検査	受付件数	893件 (保健所、委託医療機関)																							
・初回精密検査助成	申請件数	3件																							
・定期検査助成	申請件数 延べ	30件																							
・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	支払件数	11件																							
・支払件数	3,108件	45,891,060 円																							
・受給者証交付件数	862件																								
・風しん抗体検査	1,520件 (委託医療機関)	9,935,739 円																							
・予防接種助成件数	341件 (15市町)																								
決 算 額 70,370,703 円	<p>2 施策成果</p> <p>(1) ウィルス性肝炎対策事業</p> <p>保健所および委託医療機関で検査を実施し、肝炎ウィルス感染者の早期発見に努めた。検査陽性者のフォローアップを実施し、初回精密検査費用を助成することで検査陽性者を早期に医療につなげることができた。定期検査費用を助成することで定期的な病状把握につながった。</p> <p>また、肝がん・重度肝硬変患者の医療費を公費負担し、患者の臨床データを国へ提供することで、国が進める肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進に寄与した。</p> <p>(2) ウィルス性肝炎医療費公費負担事業</p> <p>肝炎インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療にかかる医療費を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p> <p>(3) 風しん対策推進事業</p> <p>医療機関で風しん抗体検査を実施し、必要な人に予防接種を勧奨するとともに、市町への予防接種費用の助成をすることで先天性風しん症候群の発生リスクを軽減することができた。</p>																								

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) ウィルス性肝炎対策事業 　　ウィルス性肝炎は症状が顕在化しない場合があるため、引き続き、感染者の早期発見と重症化の予防を推進していく必要がある。</p> <p>(2) ウィルス性肝炎医療費公費負担事業 　　公費負担制度について関係者に周知し、肝硬変・肝がんの予防および肝炎の感染防止のため、引き続き、肝炎患者の早期治療を促進する必要がある。</p> <p>(3) 風しん対策推進事業 　　国の「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、風しんおよび先天性風しん症候群の発生予防とまん延防止を図るため、引き続き、必要な人に対する抗体検査、情報提供および予防接種の勧奨を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) ウィルス性肝炎対策事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和5年度における対応 　　肝炎ウイルス検査の受検、初回精密検査および定期検査費用助成について、県ホームページ、広報誌やSNS等各種広報媒体を利用し、制度の周知を図り、医療講演会の場等において制度の説明に努める。 　　肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、助成申請者が少ないため、医療ソーシャルワーカーなどを対象に勉強会を実施し、制度の周知に努める。②次年度以降の対応 　　令和4年度に実施した啓発等の内容を検証し、より効果的な啓発等の強化に努める。 <p>(2) ウィルス性肝炎医療費公費負担事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和5年度における対応 　　県ホームページを活用して公費負担制度の周知を図るとともに医療講演会の場等において制度の説明に努める。②次年度以降の対応 　　引き続きわかりやすい制度の説明、周知に努める。

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(3) 風しん対策推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 市町、県内量販店へのチラシの配布および県ホームページ、広報誌やSNS等各種広報媒体を利用し、制度の周知に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 令和4年度に実施した啓発等の内容を検証し、より効果的な啓発等の強化に努める。</p> <p style="text-align: right;">(健康危機管理課)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明																		
<p>9 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>予 算 額 60,900,690,000 円</p> <p>決 算 額 54,842,298,649 円</p>	<p>1 事業実績 <医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業 入院病床を確保した医療機関を支援 滋賀県安心ケアステーションの設置 開設日：令和4年8月1日</p> <table> <tr> <td>29医療機関</td> <td>30,753,180,523 円</td> </tr> <tr> <td>病床数</td> <td>488病床（最大確保時）</td> </tr> <tr> <td>入所者数</td> <td>30床</td> </tr> <tr> <td></td> <td>271人</td> </tr> </table> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援 ・新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業費補助 重症患者を受け入れるため、CT画像診断装置等の整備に要する経費を補助 ・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助 入院患者を受け入れるため、個人防護具や簡易陰圧装置等の整備に要する経費を補助</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営 ・新型コロナウイルス感染症患者の療養先および搬送手段を調整 災害医療コーディネーター（DMA T等）による支援</p> <table> <tr> <td>療養先調整人数（入院・宿泊療養）：13,347人</td> <td>250,957,232 円</td> </tr> <tr> <td>医師： 延べ 342回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師： 延べ 201回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務調整員： 延べ 168回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>件数 5,787件</td> <td></td> </tr> </table> <p>患者移送</p> <p>(4) 【感】医療従事者等への支援 ・医療従事者勤務環境改善支援事業費補助 医療機関が医療従事者等に対して、支給する特殊勤務手当等に要する経費を補助 ・感染症指定医療機関等病床利用促進事業費補助 医療従事者の負担軽減を目的として、患者退院後の病室清掃を外部委託するための経費を補助 ・クラスター発生時等看護師派遣支援金支給 クラスターが発生した医療機関に看護師を派遣するための支援金を支給 看護師派遣の制度周知・マネジメントを滋賀県看護協会へ委託 ・看護職員養成事業補助 感染症対応看護師の育成に関する研修の実施に要する経費を補助</p>	29医療機関	30,753,180,523 円	病床数	488病床（最大確保時）	入所者数	30床		271人	療養先調整人数（入院・宿泊療養）：13,347人	250,957,232 円	医師： 延べ 342回		看護師： 延べ 201回		業務調整員： 延べ 168回		件数 5,787件	
29医療機関	30,753,180,523 円																		
病床数	488病床（最大確保時）																		
入所者数	30床																		
	271人																		
療養先調整人数（入院・宿泊療養）：13,347人	250,957,232 円																		
医師： 延べ 342回																			
看護師： 延べ 201回																			
業務調整員： 延べ 168回																			
件数 5,787件																			

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費） 1,726,243,653 円 新型コロナウイルス感染症患者の入院時または宿泊療養時等における医療費を公費負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院 支払件数 8,899件 ・宿泊療養および自宅療養 支払件数 387,966件
	<p>(6) 【感】入院患者への支援 109,000 円 新型コロナウイルス感染症患者の付き添い支援 支払件数 20件</p>
	<p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査（P C R 検査業務委託を含む） 645,062,149 円 新型コロナウイルス感染症の早期発見、感染拡大防止を目的に疑い患者等に対して保健所で P C R 検査等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生科学センター実施検査 検査数 626件 ・P C R 検査業務委託契約 検査数 79,363件（委託数：17者）
	<p>(2) 【感】P C R 検査センター設置事業 88,566,852 円 県民が身近で検査が受検できるよう医療機関の協力を得て、地域外来・検査センターを設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域外来・検査センターの設置および運営業務委託契約 検査数 2,716件（委託数：9者）
	<p>(3) 【感】公費負担制度（P C R 等検査費） 940,869,563 円 新型コロナウイルス感染症が疑われる者に対する検査費用を公費負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P C R 等検査 支払件数 537,632件
	<p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス 1,048,017,116 円 高齢者施設等において、発熱等の症状を有する利用者が判明した場合に管理者判断で検査を受検できる体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用施設数 3,259施設 ・P C R 検査人数 100,167人 ・診療受診者数 1,242人

事 項 名	成 果 の 説 明																																																												
	<p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大期において、全県で高齢者施設等に対して、一斉に検査できる体制を整備 <table> <tr> <td>1回目：令和4年5月11日～令和4年6月10日</td> <td>検査実施施設数</td> <td>432施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>P C R検査人数</td> <td>8,102人</td> </tr> <tr> <td>2回目：令和4年7月25日～令和4年8月24日</td> <td>検査実施施設数</td> <td>401施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>P C R検査人数</td> <td>7,117人</td> </tr> <tr> <td>3回目：令和4年12月20日～令和5年1月16日</td> <td>検査実施施設数</td> <td>378施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>抗原定性キット検査人数</td> <td>51,526人</td> </tr> </table> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】宿泊療養体制確保事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等にかかる宿泊療養施設を設置 <table> <tr> <td>①ホテルピアザびわ湖</td> <td>16室</td> <td>開設日：令和4年5月2日</td> <td>5施設</td> <td>693室 (最大確保時)</td> </tr> <tr> <td>②東横INN彦根駅東口</td> <td>209室</td> <td>開設日：令和2年8月31日</td> <td>入所者数</td> <td>493人</td> </tr> <tr> <td>③草津第一ホテル</td> <td>129室</td> <td>開設日：令和3年2月1日</td> <td>入所者数</td> <td>1,263人</td> </tr> <tr> <td>④ホテルルートイン草津栗東</td> <td>277室</td> <td>開設日：令和3年7月15日</td> <td>入所者数</td> <td>645人</td> </tr> <tr> <td>⑤ヴォーリズ記念病院</td> <td>16室</td> <td>開設日：令和4年12月13日</td> <td>入所者数</td> <td>2,337人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>入所者数</td> <td>138人</td> </tr> </table> <p>(2) 【感】自宅療養体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者に対して食料品を支給 ・自宅療養者に対する健康観察業務 ・夜間受付デスクの運営 <table> <tr> <td>39,028人 (62,032セット)</td> <td>746,795,329 円</td> </tr> <tr> <td>対象件数 3,157人 (委託数：43者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期間：令和4年4月1日～7月31日 相談件数 651件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症対応業務派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者等支援センターの設置 ・県庁・保健所派遣 <table> <tr> <td>設置日：令和4年7月8日</td> <td>相談件数 92,155件</td> <td>1,874,906,362 円</td> </tr> <tr> <td>期間：令和4年7月1日～令和5年3月31日</td> <td>20,894人</td> <td></td> </tr> </table>	1回目：令和4年5月11日～令和4年6月10日	検査実施施設数	432施設		P C R検査人数	8,102人	2回目：令和4年7月25日～令和4年8月24日	検査実施施設数	401施設		P C R検査人数	7,117人	3回目：令和4年12月20日～令和5年1月16日	検査実施施設数	378施設		抗原定性キット検査人数	51,526人	①ホテルピアザびわ湖	16室	開設日：令和4年5月2日	5施設	693室 (最大確保時)	②東横INN彦根駅東口	209室	開設日：令和2年8月31日	入所者数	493人	③草津第一ホテル	129室	開設日：令和3年2月1日	入所者数	1,263人	④ホテルルートイン草津栗東	277室	開設日：令和3年7月15日	入所者数	645人	⑤ヴォーリズ記念病院	16室	開設日：令和4年12月13日	入所者数	2,337人				入所者数	138人	39,028人 (62,032セット)	746,795,329 円	対象件数 3,157人 (委託数：43者)		期間：令和4年4月1日～7月31日 相談件数 651件		設置日：令和4年7月8日	相談件数 92,155件	1,874,906,362 円	期間：令和4年7月1日～令和5年3月31日	20,894人	
1回目：令和4年5月11日～令和4年6月10日	検査実施施設数	432施設																																																											
	P C R検査人数	8,102人																																																											
2回目：令和4年7月25日～令和4年8月24日	検査実施施設数	401施設																																																											
	P C R検査人数	7,117人																																																											
3回目：令和4年12月20日～令和5年1月16日	検査実施施設数	378施設																																																											
	抗原定性キット検査人数	51,526人																																																											
①ホテルピアザびわ湖	16室	開設日：令和4年5月2日	5施設	693室 (最大確保時)																																																									
②東横INN彦根駅東口	209室	開設日：令和2年8月31日	入所者数	493人																																																									
③草津第一ホテル	129室	開設日：令和3年2月1日	入所者数	1,263人																																																									
④ホテルルートイン草津栗東	277室	開設日：令和3年7月15日	入所者数	645人																																																									
⑤ヴォーリズ記念病院	16室	開設日：令和4年12月13日	入所者数	2,337人																																																									
			入所者数	138人																																																									
39,028人 (62,032セット)	746,795,329 円																																																												
対象件数 3,157人 (委託数：43者)																																																													
期間：令和4年4月1日～7月31日 相談件数 651件																																																													
設置日：令和4年7月8日	相談件数 92,155件	1,874,906,362 円																																																											
期間：令和4年7月1日～令和5年3月31日	20,894人																																																												

事 項 名	成 果 の 説 明																		
	<p>(4) 【感】福祉施設に対するかかり増し経費補助 926,672,096 円</p> <p>ア 介護サービス継続支援事業費補助金 205法人 感染者が発生した介護サービス事業所等が、安定的に介護サービス提供を行うための経費を補助</p> <p>イ 障害福祉サービス確保のための支援事業費補助金 41法人 感染者が発生した障害福祉サービス事業所等が、安定的に障害福祉サービス提供を行うための経費を補助</p> <p>ウ 児童養護施設等における新型コロナウイルス感染防止対策事業 8 施設 児童養護施設等に対し、マスク等の消耗品、特殊勤務手当等の経費等の感染症対策のためのかかり増し経費を措置</p> <p>エ 地域子育て支援事業 市町に対して、放課後児童クラブ等がマスク等の感染防止対策を図るための消耗品等の購入に係る経費のほか、感染症対策の研修受講や消毒・清掃等の感染症対策のためのかかり増し経費および感染症対策のための改修、I C T 推進にかかる経費を補助</p> <table> <tbody> <tr> <td>利用者支援事業</td> <td>12カ所</td> </tr> <tr> <td>延長保育事業</td> <td>111カ所</td> </tr> <tr> <td>放課後児童健全育成事業</td> <td>665支援単位</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点事業</td> <td>51カ所</td> </tr> <tr> <td>乳幼児全戸訪問事業</td> <td>1 カ所</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>88カ所</td> </tr> <tr> <td>病児保育事業</td> <td>29カ所</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター事業</td> <td>3 カ所</td> </tr> <tr> <td>オ 認可外保育あんしん促進事業 35施設 認可外保育施設に対して、マスク等の感染防止対策を図るための消耗品等の購入に係る経費のほか、消毒・清掃等の感染症対策のためのかかり増し経費を補助</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用者支援事業	12カ所	延長保育事業	111カ所	放課後児童健全育成事業	665支援単位	地域子育て支援拠点事業	51カ所	乳幼児全戸訪問事業	1 カ所	一時預かり事業	88カ所	病児保育事業	29カ所	ファミリー・サポート・センター事業	3 カ所	オ 認可外保育あんしん促進事業 35施設 認可外保育施設に対して、マスク等の感染防止対策を図るための消耗品等の購入に係る経費のほか、消毒・清掃等の感染症対策のためのかかり増し経費を補助	
利用者支援事業	12カ所																		
延長保育事業	111カ所																		
放課後児童健全育成事業	665支援単位																		
地域子育て支援拠点事業	51カ所																		
乳幼児全戸訪問事業	1 カ所																		
一時預かり事業	88カ所																		
病児保育事業	29カ所																		
ファミリー・サポート・センター事業	3 カ所																		
オ 認可外保育あんしん促進事業 35施設 認可外保育施設に対して、マスク等の感染防止対策を図るための消耗品等の購入に係る経費のほか、消毒・清掃等の感染症対策のためのかかり増し経費を補助																			

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 【感】新型コロナワクチン接種体制確保事業 1,766,095,195 円</p> <p>ア 専門相談窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・副反応等医学的見地が必要な相談を受ける専門相談窓口を開設 <p>期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日 相談件数：11,984件 うち外国語対応件数3件</p> <p>イ 接種にかかる周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none">・副反応等の専門相談窓口の案内および県広域ワクチン接種センターの周知にかかる広報<ul style="list-style-type: none">びわこ放送テレビCM作成・放送（30秒）： 計12種類、766本放送県内新聞6紙折り込みチラシ作成・配布： 3回若年層向け動画作成、SNS広告： 計2種類 <p>ウ 接種促進支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">（ア）県広域ワクチン接種センター（大規模接種会場）2会場の設置： 接種人数 47,387人（イ）個別接種促進のための協力金の給付：支給医療機関数 133診療所、36病院（ウ）職域接種支援事業の実施： 補助金交付団体3件
	<p>(6) 【感】検査キット配布・陽性者登録センター・診断後申告窓口 634,398,512 円</p> <ul style="list-style-type: none">・検査キット配布数：91,447件・陽性者登録数：30,049件・申告窓口登録数：84,411件

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 299, 516, 128 円 • 発熱等の症状が発生した場合に 365日24時間相談できる受診・相談センターを設置および運営 相談件数 79, 292件</p> <p>(2) 【感】自殺対策推進事業 12, 088, 898 円</p> <p>ア 相談事業 • こころのほっと相談事業(対面相談)【再掲】 相談件数 252件 • 自殺予防電話相談事業【再掲】 相談件数 6, 431件 • こころのサポートしがLINE相談【再掲】 相談件数 6, 307件</p> <p>イ 啓発事業 • 自殺予防リーフレットの配布【再掲】 配布数 30, 000枚 • SNS情報発信事業(リストティング広告)【再掲】 広告表示回数 6, 043, 692回 広告クリック数 59, 206回</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助 5, 592, 384, 000 円 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の貸付原資を増資するため、また、借受人へのフォローアップ支援を実施するため滋賀県社会福祉協議会に補助を行った。 • 貸付実績 緊急小口資金 1, 267件 246, 910千円、総合支援資金 1, 174件 602, 360千円</p> <p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 27, 342, 490 円 • 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査助成事業 1, 352件</p> <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 14, 018, 801 円 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 在宅で生活する障害者や家族等が新型コロナウイルスに感染するなどして、在宅での生活中、通常のサービスの提供が困難となった場合に、感染対策を講じた上で必要なサービスを継続して実施することで地域での生活を支援する。 • 支援実施件数：13件13人</p>

事 項 名	成 果 の 説 明	
	(4) 【感】小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 ア 地域子育て支援事業 ①小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等の対応を行った場合に、追加で生じる費用を支援 ②放課後児童クラブの臨時休業や登園自粛要請に伴い、市町が保護者に返還する日割り利用料を支援 115支援単位 等	4,260,000 円
	(5) 【感】認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援 ア 施設型給付・地域型保育給付 市町からの要請に基づき、保育所等を臨時休園した場合の保育料の日割り減免に係る財政支援：17市町 イ 認可外保育あんしん促進事業 臨時休園や登園自粛等に伴い実施する保育料の減免に係る財政支援：3施設 延べ42人	41,693,989 円
	<原油価格・物価高騰対策>	
	(1) 【感】原油価格・物価高騰対策事業 燃料費・光熱費等の負担が増えた医療機関、社会福祉施設等に対して支援金を支給 ア 医療機関等 2,116機関 イ 薬局 621事業所 ウ 介護サービス事業所 1,716事業所 エ 障害福祉サービス事業所 1,005事業所 オ 認可外保育施設 66施設 カ 保育所・放課後児童クラブ等 338施設 キ 児童養護施設等 22施設 ク 一般公衆浴場 6施設	837,125,376 円
	(2) 【感】子ども食堂等緊急支援事業 子ども食堂等を開催する団体へ必要となる経費を補助 116団体	11,317,411 円

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 【感】滋賀の子ども・若者のほほえむ力サポート事業 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金を借り、かつ特例貸付を貸付限度額まで利用した世帯の18歳以下の児童等に対して商品券を配布 4,946 件 47,615,000 円</p> <p>(4) 【感】ひとり親世帯生活支援特別給付金 郡部において生活に困窮している児童扶養手当受給者等に対して生活支援特別給付金を支給 599世帯 49,310,000 円</p> <p>2 施策成果 <医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業 病床・宿泊療養施設確保計画に基づき感染状況に応じた適切な病床を確保し、症状の重い方や重症化リスクの高い方など入院治療が必要な方が入院できる体制を整備することができた。</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援 陽性患者を受け入れる病院に対して、個人防護具や簡易陰圧装置、HEPAフィルター付き空気清浄機などの必要な設備の整備に対して支援するとともに、酸素投与や呼吸モニタリングが可能な重点医療機関に対して、超音波画像診断装置やCT撮影装置等の整備への支援を行い、新型コロナウイルス感染症に対応できる医療提供体制を整備することができた。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営 適切なリスク判断に基づき、適時・適切な療養先・搬送調整を実施することができた。また、感染拡大期においても症状に応じて複数の搬送手段を確保し、搬送先の調整後、速やかに搬送できる体制を確保することができた。</p> <p>(4) 【感】医療従事者等への支援 医療機関が医師や看護師などの従事者に対して宿泊費用を支給するために要する経費や新型コロナウイルス感染症に対応するため支給する特殊勤務手当に要する経費を補助するとともに、清掃業務を外部に委託するために要する経費を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の治療に従事する方々を支援することができた。</p> <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費） 新型コロナウイルス感染症の治療にかかる医療費を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(6) 【感】入院患者への支援 新型コロナウイルス感染症の入院付添に関する費用の一部を負担することで、子どもの入院に対する親の不安を軽減することができた。</p> <p>＜検査体制＞</p> <p>(1) 【感】行政検査（P C R検査業務委託を含む） 新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査について、検査検体数が増加した場合等、検査需要に応じて柔軟に対応できる体制を整備することができた。</p> <p>(2) 【感】P C R検査センター設置事業 新型コロナウイルス感染症にかかる検査が必要と判断された者に対して、地域医師会員からの紹介・予約を受けて円滑にP C R検査をするための体制を確保した。</p> <p>(3) 【感】公費負担制度（P C R等検査費） 新型コロナウイルス感染症の検査にかかる費用を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p> <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス 高齢者施設や障害者施設等において、風邪様症状者が発生した場合に早期に介入することで新型コロナウイルス感染症のクラスターの早期検知に努め、感染拡大の大規模化を抑止することができた。</p> <p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査 感染拡大地域において高齢者施設等の従事者に対する一斉検査を集中的に実施し、感染者の早期発見・感染拡大の抑止に努めた。</p>

事項名	成果の説明
	<p>＜感染拡大防止対策＞</p> <p>(1) 【感】宿泊療養体制確保事業 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養でき、必要に応じて中和抗体薬、経口治療薬の投与等の医療行為が可能な宿泊施設を設置・運営することにより、安心して療養できる体制を強化することができた。また、医療機関の負担を軽減し、特に入院が必要な者に対する病床を確保することができた。 重症化リスクを有するなど特別な配慮を要するため、見守りや手助けが必要な高齢の軽症患者を受け入れる宿泊療養施設を運営することで、病床がひっ迫することを避けられた。</p> <p>(2) 【感】自宅療養体制整備事業 自宅で療養する陽性者に対して必要に応じて食料品の支給を実施し、リスクの高い方を中心に訪問看護事業所等に委託することにより、よりきめ細かな支援を行うことができた。 また、自宅療養者等支援センターを設置するまでの夜間相談対応については、専用の相談窓口を設置し、夜間に体調悪化等した際の相談対応、自宅療養中の疑問への対応、コントロールセンター・保健所への申し送り業務等を実施した。</p> <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症対応業務派遣事業 新型コロナウイルス感染拡大時等において保健所業務のひっ迫を防ぎ、重症化リスクの高い感染者等、真に支援が必要な自宅療養者等に対して迅速かつ適切な対応が可能となるよう体制を強化することを目的とし、自宅療養者等の健康観察等、体調不良時等の相談・入院等調整対応、パルスオキシメーターの配達、療養証明書の発行等の業務を外部委託した。また、公表業務、調査・検査業務、食料支援業務や自宅療養者へのファーストタッチ、陽性者管理台帳の作成等の業務についても外部委託した。 保健所業務のひっ迫が改善されることで、ハイリスク者への確実な対応や保健所でなければ対応が困難な業務に対応できる体制を構築できた。</p> <p>(4) 【感】福祉施設に対するかかり増し経費補助 施設が感染症対策を徹底しつつサービスを継続的に提供できるよう、感染症対策にかかるかかり増し経費を支援するとともに、サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援した。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(5) 【感】新型コロナワクチン接種体制確保事業 市町や医療機関等と連携を図りながら、県民への新型コロナワクチン接種を安全・安心かつ着実に推進した。さらに、県広域ワクチン接種センターを設置し、予約なし接種や接種券後日提出型接種などにより迅速なワクチン接種に貢献した。また、学生・若者の優先接種枠や夜間枠の設定を行い、若者世代の接種促進を図った。</p> <p>(6) 【感】検査キット配布・陽性者登録センター・診断後申告窓口 県内に居住している有症状者に対して検査キットを配布し、外来受診を経ることなく迅速に療養に繋げる仕組みを導入したことで外来の負担を減らすことができた。併せて発生届の対象外の患者が自己申告をすることにより、県が患者情報を把握、速やかに必要な療養と支援に繋げることができた。</p> <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 看護師等の資格を有する者を配置し、県民等からの受診相談を含む新型コロナウイルス全般の質問に応じることにより、発熱者等を医療機関受診に繋げるとともに、県民等の不安を解消することができた。</p> <p>(2) 【感】自殺対策推進事業 新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化し、生活への不安や孤立などから自殺者の増加が懸念されることから、こころの健康を保つポイントや生活・経済・こころの相談窓口等を掲載したチラシを作成・配布し、9月の自殺予防週間や、3月の自殺対策強化月間にあわせて、自殺予防相談窓口の周知を図ることができた。</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、収入が減少して生活資金でお悩みの方に迅速に貸付を行うことができた。また、令和5年1月からの償還開始に伴い、借受人が抱える生活の困りごとに対するフォローアップを行うための支援体制の充実を図ることができた。</p> <p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 ウイルス検査助成事業により、不安を抱える妊婦への支援体制の充実を図ることができた。</p>

事項名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 本人や同居家族等が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合においても、地域での生活に必要な支援を実施することができた。</p> <p>(4) 【感】小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 ア 地域子育て支援事業 小学校の臨時休業に伴う財政支援を行うことにより、小学校の臨時休業時における子どもの居場所を確保できた。 放課後児童クラブの休業等による利用料返還等に係る財政支援を行うことにより、事業者および利用者の財政的負担の軽減を図ることができた。</p> <p>(5) 【感】認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援 ア 施設型給付・地域型保育給付 市町からの要請に基づき保育所等を休園したことに伴う、保育料の日割り減免・返還による教育・保育給付費の増加に対して財政支援を行うことで、継続的な保育の提供を支援した。 イ 認可外保育あんしん促進事業 臨時休園や登園自粛等に伴い実施する保育料の減免により増加する施設負担分に対し、財政支援を行うことにより、認可外保育施設の安定した運営を支え、継続的な保育の提供を支援した。</p> <p><原油価格・物価高騰対策></p> <p>(1) 【感】原油価格・物価高騰対策事業 原油価格・物価高騰の影響を軽減し、医療機関、社会福祉施設等の安定運営に寄与することができた。</p> <p>(2) 【感】子ども食堂等緊急支援事業 子ども食堂等の開催を通じ、子どもたちの居場所やつながりを確保することができた。</p> <p>(3) 【感】滋賀の子ども・若者のほほえむ力サポート事業 コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響を受けた低所得の子育て世帯等に商品券を配布することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、暮らしの様子を尋ねるアンケート調査を実施することで、生活実態や困りごと等を把握した。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(4) 【感】ひとり親世帯生活支援特別給付金 児童扶養手当受給者等に特別給付金を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮しているひとり親家庭の経済的負担を軽減することができた。</p> <p>3 今後の課題 <医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業 オミクロン株以降、新型コロナウイルス感染症は弱毒化したものの感染力が強く、感染拡大期においては、今までの波と同様、もしくはそれを超える感染者数の発生が考えられる。その中で、中等症以上の方が必ず入院できる医療提供体制を確保しておく必要がある。 一方で、令和5年5月8日以降の感染症法上の位置付け変更に伴い、季節性インフルエンザと同様の区分になったことを受け、すべての医療機関において新型コロナウイルス感染症のみを理由に入院を拒否することができなくなった。 今後は感染状況に関わらず即応病床数を下げていくこと等により、コロナ以前の通常医療提供体制に向けて移行をしていく必要がある。</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援 オミクロン株以降、新型コロナウイルス感染症は弱毒化したものの感染力が強く、既存の入院医療提供体制の維持または強化のために、必要な備品設備を整備しておくことが重要である。また、令和5年5月8日以降の感染症法上の位置付け変更に伴い、すべての医療機関で受入れを実施していただくことを考慮し、新規受入医療機関での設備整備も必要になると考えられる。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営 感染状況に応じて調整・搬送も増減することから、適時・適切な療養先調整を実施し、搬送が実施できるよう必要な体制を維持する必要がある。ただし、令和5年5月8日から感染症法上の位置付け変更に伴い、療養先および搬送調整体制については、特に配慮を要する患者を中心に適宜調整を実施することになると考えられる。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(4) 【感】医療従事者等への支援 感染拡大期を経るたびに1日当たりの最大陽性者数や延べ入院者数が増加しており、医療従事者への負担が蓄積かつ増大している可能性があるため、必要な支援を継続する。ただし、令和5年5月8日から感染症法上の位置付け変更に伴い、一旦支援は終了したが、感染状況に応じて支援の再開を検討していく。</p> <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費） 新型コロナウイルス感染症の予防および感染防止のため、早期治療を促進する必要があることから、引き続き制度の周知を図る必要がある。</p> <p>(6) 【感】入院患者への支援 入院の必要性が少なく、対象患者が少なかったこともあるが、制度の周知が不十分かつ申請方法が難しかったため、効果的な情報発信が必要である。</p> <p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査（P C R検査業務委託を含む） 重症化リスクが高い方が多く入所・入院する高齢者施設、障害者施設、医療機関における陽性者が発生した場合の周囲の方に対し、迅速に検査を実施できる体制を整備する必要がある。</p> <p>(2) 【感】P C R検査センター設置事業 5類移行に伴い令和5年5月7日をもって事業は終了している。</p> <p>(3) 【感】公費負担制度（P C R等検査費） P C R等検査費の公費負担制度については5類移行に伴い令和5年5月7日をもって事業は終了している。</p> <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、引き続きクラスターの早期検知・大規模化抑止の必要がある。</p> <p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期に、重症化リスクのある高齢者等の施設に対して集中検査を実施し、感染拡大抑止を図る必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>＜感染拡大防止対策＞</p> <p>(1) 【感】宿泊療養体制確保事業 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更後も、重症化リスクの高い高齢者を対象とした宿泊療養施設の運営を継続することで、療養中の体調急変に対応していく必要がある。 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次期新興感染症が発生した場合に備えるため、民間宿泊業者等と感染症の発生およびまん延時の宿泊療養の実施に関する協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行う。</p> <p>(2) 【感】自宅療養体制整備事業 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更後も、高齢者や透析患者等で、公共交通機関含め他の移動手段が確保できない方のために必要となる新型コロナ患者の搬送に係る支援については、救急医療等への影響を回避するため、国の方針に基づき、一定期間は継続する必要がある。 次期新興感染症が発生した場合においても、健康観察等の保健所業務のＩＣＴ化や外部委託化を速やかに進めることにより保健所業務のひっ迫を防ぎ、重症化リスクの高い患者に確実に対応できるよう平時から外部委託を含めた体制構築を検討する必要がある。</p> <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症対応業務派遣事業 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更直後の医療機関の混乱を防ぐために、自宅療養者の体調悪化時等の相談窓口として一定期間自宅療養者等支援センターの運営を継続し、相談受付や入院・宿泊療養の調整を行う必要がある。 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次期新興感染症が発生した場合に、自宅療養者等に対する健康観察、生活支援等を行う体制を速やかに構築するため、平時から外部委託を含めた体制構築を検討する必要がある。</p> <p>(4) 【感】福祉施設に対するかかり増し経費補助 引き続き、職員の感染症対策の徹底を図るために必要な経費を支援することにより、継続的な事業実施に向けた環境を整える必要がある。</p> <p>(5) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 令和5年度の1年間は特例臨時接種を継続することとしており、高齢者等の基礎疾患のある方については春夏と秋冬に計2回、基礎疾患のない方については秋冬に1回の接種を実施することから、接種を希望する県民への接種完了に向けて、安全・安心かつ着実な接種を進める必要がある。</p>

事項名	成果の説明
	<p>(6) 【感】検査キット配布・陽性者登録センター・診断後申告窓口 陽性者登録センター・新型コロナ診断後申告窓口は5類移行に伴い令和5年5月7日をもって事業は終了している。なお、検査キット配布事業については類型変更後も継続する。外来のひつ迫を防ぐため、県内に居住している有症状者に対して検査キットを配布し、外来受診を経ることなく迅速に療養に繋げていく必要がある。</p> <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 新型コロナウイルスの対応に変更が生じた場合や相談件数が急増した場合でも、適切かつ確実に受診相談に繋がる相談体制の確保に努める必要がある。</p> <p>(2) 【感】自殺対策推進事業 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う社会経済状況等の変化により、自殺者が増加傾向にあることから、令和2年度に強化した相談体制や相談窓口についての情報発信を引き続き継続することが必要である。 特に、若年層や女性の自殺者が増加していることから、効果的な対策を行う必要がある。</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助 令和5年1月からの償還開始にあたり、借受世帯の生活状況や収入状況の把握を行い、関係機関と連携し、一人ひとりに寄り添ったフォローアップ支援を行っていく必要がある。</p> <p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 5類移行後も不安を抱える妊産婦の状況により一定期間検査事業は継続する必要がある。</p> <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 急な支援の実施が必要になった場合でも適切な対応ができるよう支援人員の確保に努める必要がある。</p>

事項名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 【感】小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 ア 地域子育て支援事業 同様の事案発生時には、放課後児童クラブ等が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう支援を検討する必要がある。</p> <p>(5) 【感】認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援 ア 施設型給付・地域型保育給付 同様の事案発生時には、園が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう支援を検討する必要がある。 イ 認可外保育あんしん促進事業 同様の事案発生時には、園が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう支援を検討する必要がある。</p> <p><原油価格・物価高騰対策></p> <p>(1) 【感】原油価格・物価高騰対策事業 医療機関、社会福祉施設等は公定価格で運営されており、利用者への転嫁は困難であることから物価高騰の状況が継続すればサービスの低下や職員処遇への悪影響が懸念される。 また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援は自治体への配分額が限られ、一過性の支援となることや全国一律ではないことから、事業者支援の継続性、公平性に課題がある。</p> <p>(2) 【感】子ども食堂等緊急支援事業 引き続き、子どもたちの居場所づくりや地域とのつながりの確保を進めていく必要がある。</p> <p>(3) 【感】滋賀の子ども・若者のほほえむ力サポート事業 コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響を受けた低所得の子育て世帯等の声を聞きながら、社会情勢やニーズに合わせ、適切な支援を検討する必要がある。</p> <p>(4) 【感】ひとり親世帯生活支援特別給付金 コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響を受けた生活に困窮する児童扶養手当受給者等の声を聞きながら、社会情勢やニーズに合わせ、適切な支援につなげていく必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>4 今後の課題への対応 <医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>感染拡大時に流行しているウイルスの特性を踏まえつつ、各医療機関と連携を図りながら県として必要な病床を確保するとともに、追加で必要となる経費を確保し、補助金交付に向けた事務を進めている。なお、令和5年5月8日の位置付け変更後の体制については、移行計画に則って対応していくこととし、国の方針にも注視していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>國の方針を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は、必要な時期に適切な入院病床を確保できるよう病院と調整を行うとともに、支援を継続していく。</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>これまでから各病院の協力のもと県として必要な病床を確保したところであり、各病院において必要となる設備を確認するとともに、支援に要する経費を確保し、補助金交付に向けた事務を進めている。特に、令和5年5月8日以降の位置付け変更後において、新規医療機関での受入れを促進するために、必要な支援を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>國の方針を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合はウイルスの特性を踏まえた医療機関のニーズを把握し、県民に新型コロナウイルス感染症にかかる医療を適切に提供できるよう、支援の必要性を検討する。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>関係医療機関等と連携を図り、感染拡大状況に応じ必要な人員を確保できる体制を継続しつつ、医療機関での更なる受入れを促していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>國の方針を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は感染状況や患者の重症度等に応じた円滑な療養先・搬送調整を検討する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 【感】医療従事者等への支援 ①令和5年度における対応 必要となる経費を確保しつつ、国の方針を踏まえた補助内容での事務を進めている。 ②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は医療従事者の負担軽減等にかかる支援の必要性を検討する。</p> <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費） ①令和5年度における対応 関係団体や医療機関、保健所との情報共有を密に行い、必要に応じて随時ホームページを更新し、公費負担制度の周知を図る。 ②次年度以降の対応 公費支援制度が継続されるのであれば、引き続き制度の説明、周知に努める。</p> <p>(6) 【感】入院患者への支援 ①令和5年度における対応 5類へ移行したことから令和5年度は実施しない予定であるが、新たな変異株等の発生により、感染状況が再拡大したことにより必要性が増加した場合に備え、効果的な情報発信の方法を検討する。 ②次年度以降の対応 5類へ移行したことから事業は行わない予定である。</p> <p><検査体制> (1) 【感】行政検査（P C R 検査業務委託を含む） ①令和5年度における対応 民間検査機関や県内医療機関等において委託契約を締結し、検査を実施できる体制を維持する。 ②次年度以降の対応 國の方針を注視し、事業継続の有無を検討、次年度も事業継続であれば、引き続き、感染状況に合わせて実施する。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業 ①令和5年度における対応 圏域の検査体制に応じて、PCR検査センターを設置したが、5類移行に伴い令和5年5月7日をもって事業は終了している。 ②次年度以降の対応 5類移行に伴い令和5年5月7日をもって事業は終了している。</p> <p>(3) 【感】公費負担制度（PCR等検査費） ①令和5年度における対応 5類移行に伴い令和5年5月7日をもって事業は終了している。関係団体や医療機関、保健所との情報共有を密にし、PCR等検査費の公費負担制度が終了したことについて周知を図った。 ②次年度以降の対応 問い合わせ等があった場合にPCR等検査費の公費負担制度が終了した旨を説明する。</p> <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス ①令和5年度における対応 関係団体や医療機関、保健所との情報共有を密にし、イベントベースサーベイランス事業の周知を図る。 ②次年度以降における対応 国の方針を注視し、事業継続の有無を検討、次年度も事業継続であれば、引き続き、事業の周知啓発を行うとともに、感染状況に合わせて検査基準の見直しを行う。</p> <p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査 ①令和5年における対応 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に、機動的・集中的に検査を実施する。 ②次年度以降における対応 国の方針を注視し、事業継続の有無を検討、次年度も事業継続であれば、引き続き、感染状況に合わせて実施する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>＜感染拡大防止対策＞</p> <p>(1) 【感】宿泊療養体制確保事業</p> <p>①令和5年度における対応 重症化リスクを有するなど特別な配慮を要する高齢者等で、見守りや手助けが必要な軽症患者を受け入れるため、ホテルピアザびわ湖の利用方法を見直し、高齢者等のための宿泊療養施設として運用を開始した。</p> <p>②次年度以降の対応 感染症法の改正を受け、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）の改訂を行い、民間宿泊業者等と感染症の発生およびまん延時の宿泊療養の実施に関する協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行っていく。</p> <p>(2) 【感】自宅療養体制整備事業</p> <p>①令和5年度における対応 公共交通機関含め他の移動手段が確保できない高齢者や透析患者等の搬送を9月末まで継続することで、救急医療等への影響を回避する。</p> <p>②次年度以降の対応 感染症法の改正を受け、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）の改訂を行い、訪問看護事業者等と感染症の発生およびまん延時の体制に関する協定を締結すること等により、平時から有事の際の体制確保を図っていく。</p> <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症対応業務派遣事業</p> <p>①令和5年度における対応 自宅療養者の体調悪化時等の相談窓口として、自宅療養者等支援センターの運営を9月末まで継続することとした。また、感染拡大の動向を注視しながら、運営終了時期を検討することとした。</p> <p>②次年度以降の対応 感染症法の改正を受け、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）の改訂を行い、自宅療養者等に対する支援強化のため、外部委託による保健所体制構築等について検討することとした。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(4) 【感】福祉施設に対するかかり増し経費補助 ①令和5年度における対応 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている福祉施設が継続してサービスを提供するために必要なかかり増し経費を補助する。 ②次年度以降の対応 今後の感染状況の変化および国制度に応じて、必要なかかり増し経費の補助を検討する。</p> <p>(5) 【感】新型コロナワクチン接種体制確保事業 ①令和5年度における対応 特例臨時接種期間内に接種を希望する県民全ての接種が完了するよう、引き続き、接種主体である市町への支援を行うとともに、市町や医療機関等と連携を図りながら、安全・安心かつ着実な接種を推進する。 ②次年度以降の対応 国は、令和6年度以降には、安定的な制度の下で実施することを検討することとしていることから、国の方針に注視しながら適期適切に市町や医療機関等と連携を図っていく。</p> <p>(6) 【感】検査キット配布・陽性者登録センター・診断後申告窓口 ①令和5年における対応 外来のひっ迫を防ぐため、県内に居住している有症状者に対して検査キットを配布し、外来受診を経ることなく迅速に療養に繋げる仕組みを導入した。 ②次年度以降における対応 次年度は事業を行わない予定である。</p> <p><相談体制> (1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 ①令和5年度における対応 相談対応の状況を適宜確認するとともに打ち合わせを密に行い、最新の情報を現場と共有することで、適切な受診相談に努める。 ②次年度以降の対応 国の方針を注視し、事業継続の有無を検討、次年度も事業継続であれば、相談件数の推移や新型コロナウイルス感染症の感染動向に留意し、受診相談に繋がる体制を確保する。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 【感】自殺対策推進事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>対面や電話による相談に加えて、令和3年度から実施しているSNSを活用した相談窓口（「こころのサポートしが」LINE相談）についても継続して実施することで、これまで対面や電話による相談に繋がりにくかった人にもしっかりと寄り添い、ここに悩みを抱える人を孤立させないよう体制を強化していく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響を注視するとともに、SNSを活用した相談窓口に関する情報発信（リストティング広告）を継続して実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>改定した県自殺対策計画に基づいて、自殺者ゼロを目指して、県自殺対策推進センターを中心に、市町や関係機関と連携し自殺対策を推進していく。</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>償還手続開始に伴い、相談・支援機能が十分に發揮できるよう事業実施主体である滋賀県社会福祉協議会や市町社会福祉協議会の相談支援体制を強化し、関係機関と連携しながら、借受人一人ひとりに寄り添ったフォローアップ支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、関係機関と連携しながら、借受人一人ひとりに寄り添ったフォローアップ支援を行う。</p> <p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>不安を抱える妊産婦へのウイルス検査事業は、国の方針を基に9月30日までを助成対象とする。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>同様の事案発生時において、必要な対策があるかを検討する。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 ①令和5年度における対応 引き続き、家族等の新型コロナウイルス感染により在宅において通常の障害福祉サービスの提供が困難となつた障害者に必要なサービスの提供体制を確保して、地域での生活の継続に向けて支援を行う。 ②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、必要な対策を継続していく。</p> <p>(4) 【感】小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 ア 地域子育て支援事業 ①令和5年度における対応 同様の事案発生時において、放課後児童クラブ等が安定的な運営を行い、適切な対応が行われるよう対策を検討する。 ②次年度以降の対応 同様の事案発生時において、施設の継続的な事業実施に向けた対応について検討する。</p> <p>(5) 【感】認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援 ア 施設型給付・地域型保育給付 ①令和5年度における対応 同様の事案発生時において、保育所等が安定的な運営を行い、適切な保育を提供できるよう対策を検討する。 ②次年度以降の対応 同様の事案発生時において、施設の継続的な事業実施に向けた対応について検討する。 イ 認可外保育あんしん促進事業 ①令和5年度における対応 同様の事案発生時において、保育所等が安定的な運営を行い、適切な保育を提供できるよう対策を検討する。 ②次年度以降の対応 同様の事案発生時において、施設の継続的な事業実施に向けた対応について検討する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p><原油価格・物価高騰対策></p> <p>(1) 【感】原油価格・物価高騰対策事業</p> <p>①令和5年度における対応 　　国の経済対策を踏まえ、必要な支援を行う。また、質の高いサービス提供を維持するため、全国一律の継続性のある支援の仕組みの構築を国に要望する。</p> <p>②次年度以降の対応 　　国の経済対策を踏まえ、必要な支援を検討する。</p> <p>(2) 【感】子ども食堂等緊急支援事業</p> <p>①令和5年度における対応 　　滋賀県社会福祉協議会の事業を通じ、子ども食堂等への支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 　　物価高騰の影響を受けた支援者の声も聞きながら、必要な支援を検討する。</p> <p>(3) 【感】滋賀の子ども・若者のほほえむ力サポート事業</p> <p>①令和5年度における対応 　　令和4年度で事業は終了している。</p> <p>②次年度以降の対応 　　物価高騰等の影響を受けた低所得の子育て世帯等の困りごと等を把握し、必要な支援を検討する。</p> <p>(4) 【感】ひとり親世帯生活支援特別給付金</p> <p>①令和5年度における対応 　　令和4年度で事業は終了している。</p> <p>②次年度以降の対応 　　物価高騰等の影響による生活困窮の状況を把握し、必要な支援を検討する。</p> <p>(健康福祉政策課、医療政策課、健康危機管理課、医療福祉推進課、障害福祉課、薬務課、生活衛生課、子ども・青少年局)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
10 難病対策の推進	
予 算 額 2,501,128,000 円	1 事業実績 (1) 難病対策費 ア 特定疾患治療研究事業 (ア) 特定疾患治療研究事業 支払件数 81件 (イ) 指定難病特定医療費助成事業 支払件数 153,353件 (ウ) 先天性血液凝固因子障害治療研究事業 支払件数 736件 (エ) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業 支払件数 829件 (オ) スモンに対するはりきゅうおよびマッサージ治療研究事業 支払件数 1件 イ 小児慢性特定疾病医療費助成事業 支払件数 18,024件 ウ 難病医療相談事業（保健所） 相談件数 196件 エ 難病医療提供体制整備事業 難病医療連携協議会運営会議の開催 1回 レスパイト入院受入患者数 12人 才 難病相談支援センター事業 利用者数 2,899人
決 算 額 2,437,382,215 円	(2) 臓器移植・腎不全対策費 ア 骨髄移植対策推進事業 (ア) 骨髄等ドナー助成事業費補助 ドナーに対する助成 17件（10市町） ドナーが勤務する事業所に対する助成 4件（3市） (イ) 骨髄ドナー登録者数 対象人口千人当たりの登録者数 12.50人
	2 施策成果 (1) 難病対策費 難病相談支援センター事業について、コロナ禍において減少していた利用者が徐々に回復しており、難病患者等からの日常生活における相談・地域交流活動の促進、就労支援などの様々なニーズに対応し、日常生活での療養上の悩みや不安等の軽減に資することができた。 難病医療提供体制整備事業について、圏域ごとにヒアリングを行い医療提供体制における現状把握、課題抽出を実施することにより、難病患者を支える医療提供体制の充実に向け取り組みを進めることができた。また、レスパイト入院の受入れを行うことにより難病患者の介護者の休息確保を図ることができた。 医療費助成事業については、受給者証を交付することで、療養生活の質の維持向上を図ることができた。

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 HLA型が一致したドナーが骨髓等の提供に至るよう、ドナー等の負担の軽減を図り、安心して提供できる環境づくりのため、骨髓等を提供するドナーを支援する市町の取組に対し、令和2年度から補助することとした。 その結果、市町において骨髓等移植ドナー助成制度の創設が進み、令和4年度では18市町で助成制度が実施され、さらに令和5年度に向けて19市町での助成制度が整ったことで、県内全市町で骨髓等提供推進の環境づくりが図られた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 難病対策費 難病患者とその家族の問題は多岐に渡るため、医療や介護、障害福祉サービス等の様々なニーズに応じた専門的な支援がより効果的に行えるよう、関係機関のネットワークの構築を継続的に進める必要がある。</p> <p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 県内のドナーが安心して骨髓等を提供できるよう、市町のドナー助成制度の普及啓発を図りつつ、将来にわたって安定的に移植が行われるよう、骨髓ドナーの新規登録を推進していく。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 難病対策費 ①令和5年度における対応 難病医療提供体制の充実のため、令和元年度から令和4年度にかけて実施した難病患者の医療連携に関するヒアリングをもとに、各圏域での取組と連動し、難病医療連携推進に向けた協議の促進を図る。また、改正された災害対策基本法を踏まえ滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアルの見直しや「防災と福祉の連携モデル（滋賀モデル）」の推進を県防災部局や保健所等とともにを行い、市町が作成する個別避難計画の策定支援等の取組強化することで発災時の円滑な患者支援につなげる。福祉や就労（両立）支援に関しては、市町や関係機関と更なる連携強化を図り、必要な施策について検討を行う。 ②次年度以降の対応 難病等患者への医療提供体制の充実や適切な障害福祉サービスの活用と社会参加を進めるため、保健所等の関係機関と情報共有しながら各圏域において取組を進めていく。また、保健所が市町に対し、難病等患者への個別避難計画の策定支援を進めることで、より実効性の高い災害対策を行っていく。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 臓器移植・腎不全対策費</p> <p>①令和5年度における対応 県内全市町で助成制度が導入されたことを受け、市町と協力してその普及啓発を進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 骨髓等移植推進のため、市町や関係団体と協力しながら、様々な広報の機会をとらえて普及啓発を行い、引き続き骨髓ドナーの新規登録を推進していく。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課、薬務課)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
<p>1.1 リハビリテーション提供体制の整備</p> <p>予 算 額 163,650,000 円</p> <p>決 算 額 160,673,309 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費</p> <p>ア 福祉用具センターの管理運営委託</p> <p>イ リハビリテーション専門職員修学資金貸付事業 貸与者 11人 (応募者 12人)</p> <p>ウ 地域リハビリテーション人材育成事業 研修会 13回 修了者 17人</p> <p>エ 圏域地域リハビリテーション支援事業 人材名簿登録者 308人</p> <p>137,418,210 円</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費</p> <p>ア 教育研修事業 (専門研修) 6 コース 延べ10回 延べ参加者数 336人 YouTube動画掲載 1 コース 2 本の動画掲載</p> <p>イ 県民参画事業 (啓発イベント) イオンモール草津でリハビリテーション専門職団体と共同で運動紹介 やコグニサイズの体験会を実施 参加者 195人</p> <p>ウ 滋賀県多職種連携学会の開催 基調講演、企画演題、一般演題をオンライン開催 参加数 203人</p> <p>エ 地域リハビリテーション情報交換会の開催 1 回</p> <p>オ 総合リハビリテーション推進会議の開催 2 回</p> <p>カ リハビリテーション相談 (電話、来所) 145人</p> <p>23,255,099 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費</p> <p>県内のリハビリテーション提供体制の充実に向けて、回復期リハビリテーションの役割が重要なことから施設整備を行った。また、リハビリテーション専門職が自らの“地域”を理解し、業務を行う上で必要となる基礎的な知識や技術を習得することにより、地域住民がどのライフステージにおいても住み慣れた場所で暮らし続けることができる地域包括ケアシステム構築の一助とすることができた。</p> <p>地域リハビリテーションを推進する中核人材の育成は一定進んでいる一方で、実際には、研修修了者が市町の地域ケア会議に参画できていないなど、効果的な人材活用が進んでいない側面がある。このため、市町事業等において専門職の人材活用が促進されるよう、今後は専門職団体と協働で体制づくりを進めていく必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) リハビリテーションセンター運営費 教育研修事業では、全国で活躍している講師に加え、地域の講師人材の掘り起こしにも注力し、受講者と講師が共により身近な地域での支援ネットワークを形成することに寄与できるよう工夫した。 県民参画事業においては、リハビリテーション専門職3団体との共催や関係各課の協力のもと開催することで、関係機関・団体との協働・連携体制を強化できた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費 リハビリテーション専門職が地域包括ケアシステムの中心的役割を担い、関係機関や施設が一体的なリハビリテーションを提供できるよう、人材の確保および中核人材の育成、活躍ができるフォローワーク体制の構築を進めるとともに、他職種とも効果的な連携が図れるように、リハビリテーション提供体制の再構築を進める必要がある。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費 リハビリテーションが必要な者に必要な支援が地域で適切に提供される体制の構築と、支援者の知識と技量の向上に向けた取組を推進するとともに、地域で活動できるリハビリテーション専門職の育成や、育成された人材を活かした地域リハビリテーション体制の整備を更に推進する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費 ①令和5年度における対応 関係機関へのヒアリングを通じて、リハビリテーション提供体制のあり方について県リハビリテーション協議会で検討を続けるとともに、地域リハビリテーション人材名簿登録者数の増加等、「滋賀県リハビリテーション推進指針」の目標達成に向け、専門職人材の確保および効果的な育成を推進する。 ②次年度以降の対応 地域包括ケアシステム、地域共生社会の構築に向け、リハビリテーション専門職が高齢者や障害者の生活に目を向け、本人が望む、または、必要とする生活への支援が行えるような地域リハビリテーション提供体制の構築とその実践ができる人材の育成を行うとともに、効率的・効果的な他職種連携を行えるよう取り組む。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) リハビリテーションセンター運営費</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>地域リハビリテーション人材育成研修修了者との連携や、市町や圏域の地域リハビリテーション推進に係る課題に合わせたテーマ設定や事業展開を行い、より効果的かつ効率的な基盤形成および従事者の育成等を展開する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、関係機関と連携しながら効果的かつ効率的な基盤形成に向けた事業の実施および人材育成を図る。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明																																														
<p>1 2 国民健康保険、後期高齢者医療制度の安定的な運営の推進</p> <p>予 算 額 27,920,540,000 円</p> <p>決 算 額 27,782,403,981 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費</p> <table> <tr> <td>ア 国民健康保険給付対策費補助金</td> <td>19市町</td> <td>178,791,000 円</td> </tr> <tr> <td>イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金</td> <td>19市町</td> <td>3,692,012,310 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）</td> <td></td> <td>7,744,475 円</td> </tr> <tr> <td>エ 繰出金（高額医療費県費負担金）</td> <td>県特別会計</td> <td>1,019,686,902 円</td> </tr> <tr> <td>オ 繰出金（都道府県繰出金）</td> <td>県特別会計</td> <td>5,874,821,425 円</td> </tr> </table> <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <table> <tr> <td>ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）</td> <td>県特別会計</td> <td>153,969,000 円</td> </tr> </table> <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業</p> <table> <tr> <td>ア 後期高齢者医療給付費県費負担金</td> <td>1 広域連合</td> <td>13,375,373,959 円</td> </tr> <tr> <td>イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）</td> <td>1 広域連合</td> <td>182,512,149 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金</td> <td>19市町</td> <td>2,253,417,575 円</td> </tr> <tr> <td>エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金</td> <td>1 広域連合</td> <td>1,044,075,186 円</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費</p> <p>福祉医療波及分および低所得者の保険料軽減分等の負担、また県国保財政を支援するための繰出金により、国民健康保険制度の安定的な運営に資することができた。</p> <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <p>市町国保保険者の特定健康診査・特定保健指導事業費の 1 / 3 を負担し、市町国保保険者の円滑な事業実施に寄与することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table> <thead> <tr> <th>特定健康診査受診率 (%)</th> <th>平30（基準） (平28)</th> <th>令元 (平29)</th> <th>令2 (平30)</th> <th>令3 (令元)</th> <th>令4 (令2)</th> <th>目標値 (令2)</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>51.0%</td> <td>52.7%</td> <td>56.7%</td> <td>58.4%</td> <td>56.4%</td> <td>66.0%以上</td> <td>36.0%</td> </tr> </tbody> </table>	ア 国民健康保険給付対策費補助金	19市町	178,791,000 円	イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金	19市町	3,692,012,310 円	ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）		7,744,475 円	エ 繰出金（高額医療費県費負担金）	県特別会計	1,019,686,902 円	オ 繰出金（都道府県繰出金）	県特別会計	5,874,821,425 円	ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）	県特別会計	153,969,000 円	ア 後期高齢者医療給付費県費負担金	1 広域連合	13,375,373,959 円	イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）	1 広域連合	182,512,149 円	ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	19市町	2,253,417,575 円	エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金	1 広域連合	1,044,075,186 円	特定健康診査受診率 (%)	平30（基準） (平28)	令元 (平29)	令2 (平30)	令3 (令元)	令4 (令2)	目標値 (令2)	達成率		51.0%	52.7%	56.7%	58.4%	56.4%	66.0%以上	36.0%
ア 国民健康保険給付対策費補助金	19市町	178,791,000 円																																													
イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金	19市町	3,692,012,310 円																																													
ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）		7,744,475 円																																													
エ 繰出金（高額医療費県費負担金）	県特別会計	1,019,686,902 円																																													
オ 繰出金（都道府県繰出金）	県特別会計	5,874,821,425 円																																													
ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）	県特別会計	153,969,000 円																																													
ア 後期高齢者医療給付費県費負担金	1 広域連合	13,375,373,959 円																																													
イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）	1 広域連合	182,512,149 円																																													
ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	19市町	2,253,417,575 円																																													
エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金	1 広域連合	1,044,075,186 円																																													
特定健康診査受診率 (%)	平30（基準） (平28)	令元 (平29)	令2 (平30)	令3 (令元)	令4 (令2)	目標値 (令2)	達成率																																								
	51.0%	52.7%	56.7%	58.4%	56.4%	66.0%以上	36.0%																																								

事 項 名	成 果 の 説 明							
	特定保健指導対象者の割合の減少率 (2008年度比 : %)	平30（基準） (平28) 11.9%	令元 (平29) 8.9%	令2 (平30) 8.8%	令3 (令元) 9.0%	令4 (令2) 6.7%	目標値 (令2) 22.0%	達成率 0 %
	(3) 後期高齢者医療制度関連事業							
		後期高齢者医療給付費の県費負担、低所得者等の保険料軽減措置分の負担、高額な医療費の負担および後期高齢者医療財政安定化基金の造成を行う等、円滑な制度運営を支援した。						
	3 今後の課題							
	(1) 国民健康保険健全化対策費							
		国保の財政運営の責任主体として、県および市町が行う国保事業の円滑な運営や財政の健全化、保険料水準の統一を図る必要がある。						
	(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費							
		特定健診受診率は、令和2年度にコロナ禍の影響を受けて低下したため、今後は、市町や被用者保険との連携による受診機会の拡充や効率的な受診勧奨の実施等により、受診率の向上を図る必要がある。						
		併せて、市町等の従事者の資質向上に努めることにより、効率的・効果的な保健指導の実施を図る必要がある。						
	(3) 後期高齢者医療制度関連事業							
		高齢者の増加や医療の高度化の進展等から、後期高齢者の医療費は年々増加しており、こうした中、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的、円滑な運営を確保するとともに、医療費の適正化を図る必要がある。						
	4 今後の課題への対応							
	(1) 国民健康保険健全化対策費							
	①令和5年度における対応							
		第3期国民健康保険運営方針（令和6～11年度）に、国保財政の健全化や保険料水準の統一に向けた具体的な道筋を反映できるよう努めていく。						
	②次年度以降の対応							
		令和5年度中に作成予定の第3期国民健康保険運営方針（令和6～11年度）に基づき、更なる国保財政の健全化に努める。						

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>特定健康診査については、引き続き被用者保険との合同実施およびがん検診との合同実施による受診機会の拡充を図るとともに、効率的な受診勧奨について検討を行い、受診率の向上を図る。</p> <p>保健指導については、研修会の開催等により従事者の資質向上を図る。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、上記の取組により受診機会の拡充等を推進するとともに、新たな取組についても市町と協議・検討する。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>安定的で円滑な制度運営に向け、後期高齢者医療広域連合に対する必要な支援を実施するとともに、広域連合や市町との業務改善打合わせ等の機会を通じ、医療費の適正化の推進や事務の適正な実施について助言していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、上記の対応を行うことにより後期高齢者医療財政の一層の安定を図る。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
<p>1 3 医療福祉・在宅看取りの推進</p> <p>予 算 額 103,837,000 円</p> <p>決 算 額 89,458,820 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 医療機関等指導費 21,373,006 円</p> <p>ア 訪問看護師定着支援事業</p> <p>(ア) 新卒訪問看護師定着支援事業費補助 新卒訪問看護師を採用した訪問看護ステーションへの補助 1年目：2カ所（2人）、2年目：1カ所（1人）</p> <p>(イ) 教育支援者間調整会議 開催回数18回</p> <p>(ウ) 新卒訪問看護師支援研修会・交流会等 開催回数5回 参加者数 108人</p> <p>(エ) 新人訪問看護師定着支援事業費補助 18カ所</p> <p>(オ) リスタートナース訪問看護師定着支援事業費補助 1カ所</p> <p>イ 市町在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>(ア) 滋賀県医療福祉推進アドバイザー派遣 派遣回数18回</p> <p>(イ) 市町在宅医療・介護連携推進事業 「我がまちの地域包括ケア」を考える研修会現地指導 18市町</p> <p>(2) 地域医療総合確保事業 68,085,814 円</p> <p>ア 在宅医療人材育成推進事業</p> <p>(ア) 圏域在宅医療福祉推進事業</p> <p>看護職ネット会議、ACPプロジェクト会議、管理栄養士連絡会議等の開催 延べ15回</p> <p>住民啓発・多職種連携事業（地域包括ケアフォーラム、介護人材養成研修会、在宅療養講演会等）延べ11回</p> <p>(イ) 在宅医療人材確保・育成事業</p> <p>在宅医療多職種キャリアアップ研究会 開催1回 医師参加者数14人、在宅医療体験実践者6人</p> <p>(ウ) 訪問看護支援センター運営事業費補助 訪問看護ステーションへの総合的支援（コーディネーター3人）</p> <p>イ 在宅療養・看取り推進事業</p> <p>(ア) 滋賀の在宅療養を推進する県民参加促進事業補助</p> <p>フォーラム開催1回 会場参加者数 117人（YouTube再生回数 283回）</p> <p>ワーキング開催10回 参加者数延べ 446人</p>

事　項　名	成　果　の　説　明																	
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 医療機関等指導費</p> <p>訪問看護師の常勤換算数は、令和4年度で836.2人（平成26年度 462.5人）となっており、8年間で1.81倍に増加し、人材確保を進めることができた。特に新卒訪問看護師の就労数は、平成27年度から累計で7人確保できており、認定看護師による現地指導やキャリアラダー研修の実施など新卒訪問看護師の育成に取り組んできた成果が出てきている。</p> <p>また、各市町のデータをもとに取組の課題や成果を分析し、効果的な実践事例について研修において共有することで、市町における在宅医療・介護連携推進事業の底上げを図ることができた。</p> <p>(2) 地域医療総合確保事業</p> <p>訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備、新たな在宅医療ニーズに対応できる医師、看護師等の育成およびスキルアップ、市町に対する多職種・多機関連携推進の支援等を通じて、在宅医療を行うための基盤整備や医療と介護の連携を一層推進することができた。</p> <p>また、在宅医療・看取りに関する県民啓発等を行うことにより、県民意識の醸成を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table> <thead> <tr> <th>訪問看護利用者数</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>11,540人</td> <td>12,665人</td> <td>13,744人</td> <td>14,847人</td> <td>15,936人</td> <td>13,097人</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医療機関等指導費</p> <p>高齢化の進展に伴い、在宅療養者の増加および在宅医療ニーズの多様化が見込まれる一方、対応可能な訪問看護師が不足していることから、訪問看護師の質・量の両面で、キャリアラダー研修など体系的な研修を通して、訪問看護師の確保・訪問看護ステーションの機能強化に取り組む必要がある。</p> <p>各市町が、暮らしを中心とした医療・介護連携を主体的に推進していくよう、地域の多職種・多機関との連携体制づくりや市町職員のコーディネート力の養成を、市町の個別性に応じた支援を行う必要がある。</p>	訪問看護利用者数	平30（基準）	令元	令2	令3	令4	目標値	達成率			11,540人	12,665人	13,744人	14,847人	15,936人	13,097人	100%
訪問看護利用者数	平30（基準）	令元	令2	令3	令4	目標値	達成率											
		11,540人	12,665人	13,744人	14,847人	15,936人	13,097人	100%										

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 地域医療総合確保事業 在宅療養と在宅看取りの推進を目指し、引き続き、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの設置促進、人材育成を行い、在宅医と多職種がチームとなって療養生活を支援する体制を継続的に推進し、安心して家庭医が在宅療養支援を行うことができる環境づくりに取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医療機関等指導費</p> <p>①令和5年度における対応 新卒訪問看護師を採用した訪問看護ステーションに対する人材育成と定着に向けた支援や教育担当者等に対する研修や会議等を開催する。 地域づくりを担う市町職員が地域マネジメント力を発揮し、地域包括ケアの目指す姿や目標に対する評価指標を定め、P D C Aを全ての市町で実践できるよう、各市町へのヒアリング結果をもとに課題認識をしている市町が多いテーマについて、医療福祉推進アドバイザーによる現地指導、市町間の情報交換・連絡会議、研修会を開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県看護協会が設置する訪問看護支援センターと連携した人材育成・定着、資質向上に向けたスキルアップの機会の確保など、訪問看護ステーションの機能強化を推進する。また、各市町の進捗状況とニーズに応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を引き続き行う。</p> <p>(2) 地域医療総合確保事業</p> <p>①令和5年度における対応 各圏域における在宅医療・介護連携の取組の推進やプライマリ・ケア連合学会滋賀県支部による在宅医療を担う医師の確保・育成を目指した研修の開催、訪問看護支援センターによる訪問看護ステーションへの総合的支援を行うとともに、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実のための補助を実施していく。併せて、在宅療養・看取りに関する県民啓発等を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、新たな在宅医療ニーズに対応するために在宅医療を担う医師を増やし、医師・看護師等のスキルアップ、市町に対する多職種・多機関連携推進の支援、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実等を通じて、本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくりを進めていく。</p>

(医療福祉推進課)

事　項　名	成　果　の　説　明
1 4 認知症施策の推進	
予 算 額 40,989,000 円	
決 算 額 39,595,716 円	
	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 医療・相談支援事業</p> <p>　ア 認知症疾患医療センター運営事業</p> <p>　　相談件数 6,745件</p> <p>　　30,155,540 円</p> <p>(2) 認知症介護対策推進事業</p> <p>　ア 歯科医師向け認知症対応力向上研修の実施</p> <p>　　修了者数 36人</p> <p>　イ 薬剤師向け認知症対応力向上研修の実施</p> <p>　　修了者数 207人</p> <p>　ウ 看護職員認知症対応力向上研修の実施</p> <p>　　修了者数 35人</p> <p>　エ 認知症相談医養成研修の実施</p> <p>　　修了者数 104人</p> <p>　オ 滋賀県認知症フォーラムの実施</p> <p>　　参加者 110人（発表者8人含む）</p> <p>　　7,511,676 円</p> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業</p> <p>　ア 若年認知症自立支援ネットワーク会議</p> <p>　　開催 1回</p> <p>　イ 総合相談支援体制の整備事業</p> <p>　　(ア) 若年認知症支援コーディネーターの配置</p> <p>　　2病院 電話相談25件、面接相談7件</p> <p>　ウ 企業研修・啓発事業</p> <p>　　開催 1回</p> <p>　エ 若年認知症支援コーディネーター養成・フォローアップ事業</p> <p>　　(ア) 若年認知症支援コーディネーター養成</p> <p>　　修了者数：初任者研修3人、フォローアップ研修1人</p> <p>　　(イ) 若年認知症支援コーディネーター情報交換会</p> <p>　　開催 1回</p> <p>　オ 若年・軽度認知症居場所づくり支援補助金</p> <p>　　3カ所</p> <p>　カ 若年・軽度認知症支援者研修会、若年認知症支援者見える化事業事例報告会</p> <p>　　(ア) 若年認知症支援者研修会</p> <p>　　開催 1回 参加者：34人</p> <p>　　(イ) 若年認知症支援者見える化事業</p> <p>　　参加事業所：40カ所 事業所一覧作成</p> <p>　　1,928,500 円</p>
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 医療・相談支援事業</p> <p>　地域の認知症に関する医療提供体制の中核である認知症疾患医療センターとかかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関との連携を促進した。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明														
	<p>(2) 認知症介護対策推進事業 地域の医療・介護・福祉・保健関係者に対する認知症対応力向上研修を実施することにより、認知症に関する基本知識や医療と介護の連携、認知症ケアの原則等の知識習得を促進することができた。新型コロナウイルス感染症流行の中においては集合による研修が困難であったが、Web (Zoom) やオンデマンド研修等工夫して研修会を開催した。また、滋賀県認知症フォーラムの開催により、認知症医療・介護等の優れた実践事例の普及を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 認知症サポーター養成数（累計）</p> <table><thead><tr><th>平30(基準)</th><th>令元</th><th>令2</th><th>令3</th><th>令4</th><th>目標値</th><th>達成率</th></tr></thead><tbody><tr><td>191,667人</td><td>212,585人</td><td>230,106人</td><td>235,777人</td><td>241,746人</td><td>240,000人</td><td>100%</td></tr></tbody></table> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業 若年認知症自立支援ネットワーク会議では、現状や課題の共有や取組事例の共有を行った。また、支援者育成のための研修等を通じて、若年認知症の人や家族が、適時適切な支援を円滑に受けられるための体制構築の図ることができた。 若年認知症支援コーディネーターと連携した相談支援の実施や、企業研修による就労継続に関する啓発、若年・軽度認知症の人に対する居場所づくりを通じて、若年・軽度認知症の人や家族に対する切れ目ない支援の実現に向けた取組を推進することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医療・相談支援事業 各認知症疾患医療センターの機能の充実を図り、認知症の進行を遅らせ、症状を緩和するための早期発見・早期対応に向けた体制を充実させるとともに、同センターを中心として、地域の状況に応じた認知症の専門医療相談体制を更に充実させていく必要がある。</p> <p>(2) 認知症介護対策推進事業 今後も増加する認知症高齢者への適切な対応ができるよう、引き続き、医療・介護・福祉・保健関係者の育成および連携体制の構築を行う必要がある。 また、継続的に地域において認知症の人と関わる可能性のある人々へも広く認知症に関する正しい知識の普及啓発を図ることや医療・介護・行政等が認知症医療とケアのプラスの部分を積極的に発信して共有していく必要がある。</p>	平30(基準)	令元	令2	令3	令4	目標値	達成率	191,667人	212,585人	230,106人	235,777人	241,746人	240,000人	100%
平30(基準)	令元	令2	令3	令4	目標値	達成率									
191,667人	212,585人	230,106人	235,777人	241,746人	240,000人	100%									

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業 若年認知症の人やその家族が、気づきから介護サービス利用まで、本人が望む生活を送り続けることができるよう、相談窓口等の周知や支援者の資質向上を行っていくとともに、若年認知症支援コーディネーター等地域の医療・福祉・介護関係者の連携を更に推進し、病期に応じた適切な支援を切れ目なく受けることができる体制の充実を図っていく必要がある。 また、若年・軽度認知症者が社会に参加しながら本人の望む生活を継続できるよう、身近な地域単位で多様な居場所が充実するよう関係機関へ働きかけていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医療・相談支援事業</p> <p>①令和5年度における対応 認知症疾患医療センターのセンター長や相談員等で構成する認知症疾患医療センター推進会議等を開催し、情報の収集・分析や意見交換を行うとともに、地域の実情を踏まえた評価を行い、必要な課題等の抽出およびその解決に向けた取組等の検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 認知症疾患医療センターを中心とする地域における認知症の専門医療相談体制の充実を図るため、地域の社会資源や課題等を関係者と共有するとともに、質の担保を図りながら地域の連携体制の構築を推進していく。</p> <p>(2) 認知症介護対策推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 医療・介護・福祉等各関係機関に従事する職員に対し、認知症対応力向上研修を実施し、地域における認知症医療や介護の質の更なる底上げを図る。 また、県内の専門職による活動事例や研究発表を基に、認知症に関わる多職種連携や顔の見える関係性の構築を促進するとともに、専門職の更なる研さん、情報発信のためのフォーラムを開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 効果的な研修や専門職による活動事例等の取組発表を継続的に実施し、認知症医療・介護の充実を図っていく。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>若年認知症の支援等に関わる機関で構成する会議を開催し、現状と課題の共有や解決に向けた検討、各関係機関における取組の共有等により、支援体制の充実を図っていく。</p> <p>若年認知症の方を受け入れることができる事業所や居場所についての情報収集を行い、ホームページ等を通じて本人・家族、関係機関へ発信する。</p> <p>若年認知症支援コーディネーターを中心に、職域や介護事業所、地域における支援者研修会を開催し、認知症に関する基本知識や対応技術の習得とともに、個々のケースに応じた支援が実施できるよう支援者育成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>認知症の人や家族一人ひとりの背景や病期に合わせた適切な対応が切れ目なく行えるよう支援者育成や連携を推進していく。また、若年・軽度認知症者が住み慣れた地域で、生きがいをもって社会参加ができる居場所を増やしていく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
<p>1 5 介護サービス基盤の整備と介護サービスの質の確保と向上</p> <p>予 算 額 1,239,095,000 円</p> <p>決 算 額 763,079,000 円</p> <p>(繰 越 額 473,470,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助</p> <p>ア 特別養護老人ホーム 創設 4 カ所（うち令和3年度からの繰越1カ所、令和5年度への繰越3カ所） 増設 1 カ所 333,500,000 円</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助</p> <p>ア 地域密着型特別養護老人ホーム 1 カ所（うち令和3年度からの繰越1カ所） イ 小規模多機能型居宅介護 4 カ所 ウ 看護小規模多機能型居宅介護 1 カ所（うち令和5年度への繰越1カ所） 264,320,000 円</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 12 カ所 165,259,000 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 社会福祉法人が行う老人福祉施設の整備に助成を行い、第8期介護保険事業支援計画に基づく老人福祉施設の整備を進めることができた。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町が行う地域密着型サービス施設等の整備に助成を行い、計画的な施設等の整備を進めた。</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 介護施設の開設準備に要する経費に助成を行い、介護施設等の整備を進めた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が進められるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町において、介護保険事業計画に基づいた施設整備が計画的に進められるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 介護施設が円滑に開設できるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助</p> <p>①令和5年度における対応 第8期介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、市町と調整を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度についても、令和6年度からの3年間を期間とする第9期介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助</p> <p>①令和5年度における対応 令和5年度に実施予定の地域密着型介護サービス施設等の整備について、市町へ補助金交付を行い、施設整備の支援を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度についても、市町において、令和6年度からの3年間を期間とする第9期介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助</p> <p>①令和5年度における対応 令和5年度に実施予定の地域密着型介護サービス施設等の開設準備について、市町等へ補助金交付を行い、施設整備の支援を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度についても、市町において、令和6年度からの3年間を期間とする第9期介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p>

(医療福祉推進課)

事　項　名	成　果　の　説　明
1 6 介護職員の確保・育成・定着の推進	
予 算 額 385,554,000 円	
決 算 額 373,883,097 円	
	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 28,169,000 円</p> <p>　　ア 無料職業紹介事業 求人相談 4,540件、求職相談 4,270件 紹介数 105人、採用者数 204人（紹介66人・就職フェア 138人）</p> <p>　　イ 啓発広報事業 ホームページ・L I N E ・ X （旧 Twitter）・Facebookによる情報発信 276回</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 73,299,801 円</p> <p>　　ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 申込者数 674人 合格者数 104人</p> <p>　　イ 介護支援専門員研修の実施 研修修了者数 962人</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 264,778,296 円</p> <p>　　ア 滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会の開催 協議会開催回数 2回 協議会部会開催回数 3回</p> <p>　　イ 障害者・外国人介護職員養成事業 研修修了者数 36人</p> <p>　　ウ 介護職員実務者研修等代替職員確保事業 研修受講者数延べ 26事業所 42人</p> <p>　　エ 介護職員研修受講支援事業 研修受講者数延べ 103事業所 161人</p> <p>　　オ 介護・福祉人材確保緊急支援事業 事業実施 16市町 資質向上研修等参加者数延べ 834人 フェア開催 9回、参加者延べ 225人</p> <p>　　カ 介護職員定着等推進事業 研修修了者 28人 登録事業者数累計41事業者、 253事業所</p> <p>　　キ 「滋賀の福祉人」育成事業 研修修了者 133人</p> <p>　　ク 外国人介護人材受入支援事業 マッチング実績数 34人</p> <p>　　ケ 介護職員職場環境改善支援事業 支援事業所数 72事業所</p> <p>　　コ 介護のしごと魅力発信事業 「しがけあ」プロジェクト特設ウェブサイト 訪問実人数（開設以降） 計57,292人</p> <p>　　サ 外国人介護専門職育成事業 研修修了者 15人</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 10研修 受講者数 2,019人 7,636,000 円</p>

事 項 名	成 果 の 説 明							
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 福祉人材センターを設置し、無料職業紹介を通じて社会福祉事業に従事しようとする者と事業者間の雇用のマッチング支援などにより人材確保を図ることができた。</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 各種研修を通して、要介護者の心身の状態等にあった的確な自立支援ができるよう、適正なサービス利用計画を作成する介護支援専門員の養成を図ることができた。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 介護職員数は横ばい傾向にあるものの、介護福祉士数は増加しており、研修受講にかかる事業所の取組支援や外国人介護人材の育成・リーダー人材の養成などと併せて、介護職員の質の向上を図るとともに、介護現場のＩＣＴ化や介護ロボットの導入支援等により、介護従事者の負担軽減と介護現場の業務の効率化を進めることができた。 また、介護の仕事の魅力を「しがけあ」プロジェクトとして情報発信するとともに、障害者や外国人を対象とした介護職員養成研修の実施などにより、多様な人材確保、未経験・無資格からの介護職場への参入促進を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 介護職員数（前年10月1日時点）</p> <table><tbody><tr><td>平30（基準） 19,200人</td><td>令元 (18,579人)</td><td>令2 (20,233人)</td><td>令3 (20,067人)</td><td>令4 (20,104人)</td><td>目標値 21,600人</td><td>達成率 37.7%</td></tr></tbody></table> <p>※厚生労働省の統計調査方法が全数調査から標本調査に変更されたことにより、令和元年度（平成30年度調査）から従来とは同じ方法で推計値が出せなくなったため、参考値として記載。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 認知症介護従事者に対し、認知症介護実践者研修等各種研修を実施し、認知症介護の質の向上を図るとともに、介護者等からの相談に応じて適切なケアマネジメントが実施できるよう、介護支援専門員に対する研修を実施することにより、その専門性の充実を図ることができた。</p>	平30（基準） 19,200人	令元 (18,579人)	令2 (20,233人)	令3 (20,067人)	令4 (20,104人)	目標値 21,600人	達成率 37.7%
平30（基準） 19,200人	令元 (18,579人)	令2 (20,233人)	令3 (20,067人)	令4 (20,104人)	目標値 21,600人	達成率 37.7%		

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 生産年齢人口が減少する中、福祉人材の確保に向けて、ハローワークや市町等の関係機関と一層の連携強化を図り、未経験者・未就業者の参入促進や潜在有資格者の再就業を促進する必要がある。</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 多職種連携による要介護者等の自立支援に向けた的確なケアマネジメントを行えるよう研修手法を見直すなど、地域包括ケアの担い手となる介護支援専門員を養成する必要がある。また、受講しやすい研修環境となるよう、オンライン研修・オンデマンド配信などを拡大していく必要がある。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 「しがけあ」プロジェクトの更なる展開、多様な人材の参入促進のための介護未経験者への研修実施や資格取得支援、国際介護・福祉人材センターを通じた外国人介護人材の受入支援を一層進めるとともに、引き続き、介護現場のＩＣＴ化や介護ロボットの導入支援等の生産性向上を図る取組、定着支援等を進めていく必要がある。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 認知症介護従事者や介護支援専門員に対する各種研修を継続的に実施し、認知症ケアやケアマネジメントに携わる者の資質の向上を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和5年度における対応 ハローワーク等の関係機関や大学等の教育機関との連携を強化し、学生や未経験者に対する介護・福祉の魅力発信や広報啓発の充実を図るとともに、関係者が参画する同センター運営委員会での意見を踏まえ現場課題の共有・解決につなげていく。 ②次年度以降の対応 運営委員会を活用し、求職者や求人事業所にきめ細やかな支援ができるよう継続的な事業検討を行う。

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 介護支援専門員養成事業 ①令和5年度における対応 　介護支援専門員研修向上検討委員会での意見を踏まえ、より良い研修となるよう研修手法のあり方を検討する。受講者の負担軽減に資するよう、オンライン研修・オンデマンド配信などの拡大、研修の実施時期・研修修了日の変更を検討する。 ②次年度以降の対応 　常に効果的な研修となるよう上記取組を継続する。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 ①令和5年度における対応 　県内企業や学生とも連携して「しがけあ」プロジェクトを更に展開していくとともに、介護従事者の負担軽減や離職防止に向けた業務改善への支援やＩＣＴ化および介護ロボット導入にかかる助成の継続、市町の取組への支援など、一層、介護人材確保・定着・育成の促進を図る。また、外国人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着まで一連の支援を行っていく。 ②次年度以降の対応 　引き続き、滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会を中心として、市町とも連携を図りながら、関係者一体のもと、効果的施策の継続検討を実施する。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） ①令和5年度における対応 　認知症介護実践者研修等各種研修については、令和4年度より新カリキュラムによる研修を実施している。毎年度研修評価を行い、次年度以降の研修計画に反映する。 ②次年度以降の対応 　次年度以降も継続して、介護従事者の資質向上に資する研修事業を行い、介護人材の育成を図る。</p>

（医療福祉推進課）

事　項　名	成　果　の　説　明
<p>1 7 食品や水道水の安全確保と生活衛生の向上</p> <p>予 算 額 398, 953, 000 円</p> <p>決 算 額 350, 441, 189 円</p> <p>(繰 越 額 45, 500, 000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業</p> <p>ア 飲食店等重点監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品、添加物等の夏期一斉監視 749施設 ・カンピロバクター等食中毒予防対策 99施設 ・食品、添加物等の年末一斉監視 1, 575施設 <p>イ 食中毒発生予防のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒注意報の発令（7月～9月） 5回 ・ノロウイルス食中毒注意報（11月～3月） 4回 ・食品衛生月間の実施（8月） <p>街頭啓発 6カ所</p> <p>衛生講習会 8回</p> <p>パネル・ポスター展示 8カ所</p> <p>・食中毒予防講習会 54回</p> <p>・食中毒予防に関する情報提供 30回</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業</p> <p>ア 滋賀県食の安全・安心推進条例の遵守、徹底</p> <p>イ 滋賀県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導および試験検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視指導 実施施設数 7, 250件 ・試験検査 実施検体数 1, 335件 <p>(3) 食品安全監視センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視員による施設指導や助言 実施件数 662件 ・H A C C Pに基づく衛生管理に対する外部検証 実施件数 292件 ・滋賀県H A C C P適合証明 証明件数 7件 ・H A C C P協議会 開催 1回 <p>※「H A C C P」・・・食品等事業者自らが、食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 生活衛生推進事業 3,774,388 円 昨年度に引き続き、多数の者が使用しましたは利用するため、その維持管理について環境衛生上の正しい知識が必要とされている特定建築物、およびクリーニング所のうち「洗い場」に対する重点監視指導 ア 特定建築物 29施設（計画施設 30施設） イ クリーニング所 72施設（計画施設 125施設）</p>
	<p>(5) 動物愛護普及事業 4,843,416 円 ア 動物の適正飼養の徹底、愛護の普及啓発 啓発事業参加者数 1,342名 イ 飼い主のいない猫の減少および周辺の生活環境の保全を図るための地域猫活動補助金の交付 17件 ※「地域猫活動」・・・自治会やボランティアグループなどが野良猫に不妊去勢手術を実施し、エサ・トイレの管理をすることで生活環境を改善する活動。</p>
	<p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 322,439,422 円 ア 知事所管水道事業の施設に対する定期立入調査 9 水道事業者 19事業 イ 広域連携の推進 　・滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会 2回開催 　・水道事業の将来見通しに関する研究会 2回開催 　・水道事業の広域化に関する個別検討部会 2回開催 ウ 水道生活基盤施設耐震化等補助 10水道事業者</p>
2 施策成果	<p>(1) 食中毒予防対策事業 令和2年度から続いたコロナ禍により、夏頃までは保健所においても感染症業務が続いたが、秋以降徐々に通常業務を行うことができたため、滋賀県食品衛生監視指導計画の目標達成に向けて、重点的に監視すべき施設等を選択し、監視指導および食品の検査を実施した。 また、計画に基づく意見交換会や啓発事業については、多方面から参加者を募る食の安全・安心シンポジウムはハイブリッド開催としたが、健康危機管理シミュレーションはコロナ禍前と同様に集合型で開催することができた。 さらに、食中毒注意報の発令や食品衛生情報は適宜発信し、食中毒発生予防の推進を図ることができた。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 食の安全確保推進事業 令和3年6月1日から新たな許可・届出制度が施行されたため、継続許可業者等に対し許可の継続時に、各施設に応じた的確な業種への変更指導と新たな施設基準への適合確認、併せて、食品衛生法の改正により、食品事業者に義務付けられた「衛生管理計画」の作成状況の確認のための監視指導を最優先で実施した。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業 H A C C Pに基づく衛生管理の実施状況についての外部検証やH A C C P協議会の開催により、高度な衛生管理の維持、向上を図ることができた。 また、広域流通食品製造施設等に対する専門的な監視指導を行うことにより、事業者が行う衛生管理の向上および大規模な食中毒予防の推進を図ることができた。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 多数の者が使用しましたは利用するため、その維持管理について環境衛生上の正しい知識が必要とされている特定建築物、およびクリーニング所に対し、監視指導することにより、衛生水準を確保することができた。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業 滋賀県動物愛護管理推進計画に基づく動物の適正飼養の普及啓発や、長浜市の商業施設を活用したワークショップや譲渡会などを実施し、動物愛護意識の向上を図るとともに、補助金の交付等により地域猫活動を支援し、周辺の生活環境の保全を図ることができた。 近年顕在化してきた多頭飼育問題については、関係者による多頭飼育対策検討会を開催し、動物行政だけによるない福祉関係者との多機関連携を推進した。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 水道施設の維持管理や施設の状況に応じた適切な対策の指導および補助金活用による水道施設整備の促進により、水道水の安全・安定供給の推進を図ることができた。また、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」等において各水道事業者との意見交換や県議会への説明を実施し、本県の水道における広域連携について「滋賀県水道広域化推進プラン」の策定を行った。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業 令和3年度に続き、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157やアニサキスによる食中毒が全国的に多発した。また、コロナ禍により、外食に代わりテイクアウトや通信販売等新たな業態による営業が増加しているため、引き続き、業態に応じた効果的かつ効率的な監視を行う必要がある。</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業 令和3年6月1日から新たな許可・届出制度が施行されたため、各施設に応じた的確な業種への変更指導と新たな施設基準への適合確認、併せて、食品衛生法の改正により食品事業者に義務付けられた「衛生管理計画」の作成状況の確認のための監視指導を優先的に実施する必要がある。 また、保健所においては昨年度も夏頃までは感染症業務で監視指導および食品収去検査を縮小せざるを得ない状況であったが、危機発生時においても食の安全を守る施策は継続して実施する必要がある。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業 HACCPに基づく衛生管理に対する外部検証およびHACCP協議会を引き続き実施するとともに、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、事業規模、業態、食品の特性等に応じた指導・助言をしていく必要がある。 特に、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、小規模事業者が業態を変え食品衛生法上で規格基準の定められた食品を製造し、通信販売やふるさと納税返礼品として広域に流通する業態が増加した。広域に流通する食品の安全性を確保するため、科学的な視点から専門的な監視を行いつつ、事業者が理解しやすい指導・助言を行うことで食品衛生に対する意識および知識の向上を図っていく必要がある。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 生活衛生関係施設における衛生水準の確保・向上を図るため、保健所による監視指導の実施とともに、各業界団体が取り組んでいる自主衛生管理推進事業に対して、より活性化されるよう支援していく必要がある。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業 収容頭数は削減したものの、野犬捕獲、飼い主のいない自活不能な子猫の引取り、飼育者の入院等を理由とする飼い犬の引取り、多頭飼育者からの飼い猫の引取りなどによる収容が依然継続しており、安易な餌やりに対する啓発や地域猫活動の推進、入院等に備えた預け先確保、多頭飼育者からの引取り依頼などの問題が引き続き発生している。 そのため、市町、福祉関係者、事業者、関係団体等と連携し、普及啓発に取り組む必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 引き続き安全な水道水を安定的に供給できるよう、水道事業者に対して、施設管理、水質管理、施設整備および危機管理対応等に関する必要な指導助言を行っていく必要がある。また、平成31年3月に策定した滋賀県水道ビジョンの進捗管理を進めるとともに、令和4年度に策定を行った「滋賀県水道広域化推進プラン」に基づき、まずは市町水道事業者間での資機材の共同保有や合同研修等のゆるやかな広域連携の検討・取組を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業</p> <p>①令和5年度における対応 カンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157食中毒予防対策として、引き続き、生または加熱不十分な食肉を提供する飲食店に対し重点的に監視指導を行うと共に、県民に対し食中毒に関する正しい知識の普及および啓発を行う。また、給食施設における大規模食中毒の発生を防止するため、健康危機発生時を想定した模擬訓練を引き続き実施する。 種々の監視に併せて、コロナ禍により、新たに増加したテイクアウトや通信販売等の業態の営業者に対し、重要な工程（加熱殺菌や冷却）の確認や従業者の健康管理について徹底していく。</p> <p>②次年度以降の対応 食中毒発生状況を鑑み、次年度以降も引き続き、重点事業として監視指導や消費者啓発により食中毒予防を実施する。</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 新たな許可・届出制度が施行されたことにより、許可の継続監視に併せて、各施設に応じた的確な業種への変更を指導するとともに、法改正により食品事業者に義務付けられたHACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認のための監視指導を実施する。 なお、コロナ禍においても食品検査を継続して実施する必要があることから、今年度も昨年度同様、食品検査の一部を外部検査機関に委託して実施する。併せて、現在作成中の令和6年度からの「（第3次）滋賀県食の安全・安心推進計画」において、コロナ禍で中止や規模を縮小して実施せざるを得なかつた現計画の施策について、評価や課題を抽出し、反映していく。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症のような危機が発生しても、「滋賀県食の安全・安心推進計画」に示す取組や「食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導は、発生状況を鑑みながら実施し、食の安全確保に取り組む。 そのためには、危機発生時においても食品の検査を含め、保健所における食品衛生業務を継続して実施できるような次期「滋賀県食の安全・安心推進計画」や「食品衛生監視指導計画」を食の安全・安心審議会の意見を踏まえて、検討していく。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業 ①令和5年度における対応 滋賀県食品衛生監視指導実施計画に基づき、H A C C Pに沿った衛生管理の実施状況を確認するため、計画的かつ効率的な監視指導を実施する。 また、大規模食品製造施設等のH A C C Pに基づく衛生管理を行う施設に対しては、外部検証の実施や滋賀県H A C C P適合証明制度を活用するとともに、滋賀県H A C C P協議会を開催する。 H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理を行う中小規模の食品製造施設に対しては、「衛生管理計画」の作成状況および内容を確認するとともに、必要に応じて収去検査やふき取り検査を実施する。 ②次年度以降の対応 大規模食品製造施設等のH A C C Pに基づく衛生管理を行う施設に対しては、滋賀県食品衛生監視指導実施計画に基づき、施設の状況に応じて外部検証を実施し、衛生管理の実施状況を確認する。 また、H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理を行う中小規模の食品製造施設に対しては、引き続き「衛生管理計画」の作成状況および内容を確認するとともに、必要に応じて微生物検査等を活用しながら科学的な専門監視を行い、事業者の実情に合わせた効果的な指導・助言を行う。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 ①令和5年度における対応 令和7年度に本県で国スポ・障スポが開催され、多数の宿泊客が見込まれること、また昨年度にレジオネラ属菌について社会の関心が高まったことから、循環ろ過方式の浴槽を有する旅館業または公衆浴場業の許可を取得している入浴施設を対象に、重点的に監視を行い、営業施設における衛生水準を確保する。 ②次年度以降の対応 重点監視は、特に監視の必要な施設を設定し、計画的かつ効率的に各保健所一斉で監視指導しているものであり、過去の重点監視の実施状況やその時点での課題等を鑑み、次年度以降も継続して実施していく。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(5) 動物愛護普及事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>商業施設を活用した適正飼養や保護犬猫の周知、災害時の同行避難の推進に係る情報発信イベントを開催する。地域猫活動補助金を活用することで、引き続き地域の取組を推進する。</p> <p>多頭飼育問題勉強会を開催し、引き続き福祉関係者との共通認識の醸成と連携の推進を図る。</p> <p>令和6年度からの「滋賀県動物愛護管理推進計画」の策定を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>次期「滋賀県動物愛護管理推進計画」に基づき、「人よし・動物よし・地域よしの三方よし」の社会の実現に向けて、地域猫活動支援や福祉関係者と連携した多頭飼育問題対策等による収容頭数の削減、譲渡の推進など実質的な致死処分ゼロに向けた取組を行う。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>県内の水道事業者に対する広域連携を含めた指導助言を継続するとともに、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」等を活用し、滋賀県水道ビジョンの進捗管理や、令和4年度に策定した「滋賀県水道広域化推進プラン」に基づき、まずは市町水道事業者間での資機材の共同保有や合同研修等のゆるやかな広域連携の検討・取組を進めていく必要がある。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>滋賀県水道ビジョンに基づき、安全で災害に強く持続的な水道を目指して、事業者に対する指導助言を継続して実施するとともに、県内水道事業者とともに「滋賀県水道広域化推進プラン」の推進方針にもとづき、ゆるやかな広域連携の推進、将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進など基盤強化に向けた取組を行う。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
1 8 医薬品等の品質確保と適正使用の推進	
予 算 額	30,953,000 円
決 算 額	27,470,442 円
	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援</p> <p>　ア レンタルラボ（開放実験室）　　試験検査機器の利用状況：18機種、 265回</p> <p>　イ インキュベーション（人材育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬業ビギナーセミナー　　6回（ 99人） ・薬業eセミナー　　8回（ 64人） ・薬業スキルアップセミナー　　3回（ 428人） <p>(2) 医薬品等の監視指導</p> <p>　薬局、医薬品販売業者、医薬品等製造販売業者および製造業者に対して立入検査を実施し、違反施設については指導を行った。（監視指導施設数： 1,129件　　違反施設数：67件　　行政処分施設数：0件）</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発</p> <p>　ア 「愛の血液助け合い運動」の実施（7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県献血功労者表彰式の実施（知事感謝状贈呈対象 団体5、個人18） ・啓発資材の配布および献血啓発横断幕の掲示による運動の周知を実施 <p>　イ 若年齢層献血推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はたちの献血キャンペーン」（1月～2月） ・献血推進ポスターコンクール　　表彰8作品 <p>　ウ 献血推進事業委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・献血推進団体による献血へのきっかけづくり、献血PRキャンペーン事業の実施 <p>　エ 献血推進費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県献血協会の献血推進事業への補助 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援</p> <p>　医薬品等製造業者等に対して、少人数での試験研修やインターネットを併用してのセミナーを開催するなど、製薬技術者の育成や地場製薬企業の支援のための事業を行い、製薬技術の向上支援を図ることができた。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 医薬品等の監視指導 薬局、医薬品販売業者に対して立入検査等を行い、必要な指導を行うとともに、医薬品製造販売業者、製造業者に対して立入調査を実施し、消費者に有効・安全・高品質な医薬品等の供給を図ることができた。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 啓発資材の配布や横断幕の掲示等により、400ml献血の推進や、若年層への献血思想の普及を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援 日々進歩する製薬技術や法令改正に対応できるよう、各種セミナーの開催等により、技術者育成等の支援に継続して取り組む必要がある。</p> <p>(2) 医薬品等の監視指導 立入検査において違反のあった施設に対して指導を行い、改善措置を講じた。さらに、今後も継続して監視指導を行う必要がある。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 若年層の献血率の低下は全国的な課題であり、本県においても同様の状況にある。高等学校での献血学習を推進するほか、大学生等の若年層への啓発を引き続き取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和5年度における対応 機器分析、微生物試験についての少人数による実地でのセミナーの実施やインターネットを併用してのスキルアップセミナーの開催など、年間を通じて「製薬技術セミナー」を計画的に実施している。 ②次年度以降の対応 庁舎の設備、機能を活用し、薬業関連団体と連携して、より効果的な製薬技術の向上支援事業の実施に努める。

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 医薬品等の監視指導</p> <p>①令和5年度における対応 前年に違反を指摘した施設に対して、フォローアップの監視指導を行うなど、計画的な監視指導に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、有効・安全・高品質な医薬品等の供給のため、計画的な監視指導に取り組む必要がある。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発</p> <p>①令和5年度における対応 若年層献血推進アクションプランに基づき、高校生や大学生を対象とした啓発事業や高等学校、大学における献血の実施に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 関係機関と連携を図り、引き続き若年層献血の効果的な普及啓発に取り組む。</p>

(薬務課)

事　項　名	成　果　の　説　明
<p>1 9 薬物乱用対策の推進</p> <p>予 算 額 11,341,000 円</p> <p>決 算 額 10,267,126 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業</p> <p>ア 指定薬物の含有が疑われる製品調査（試買調査）の実施 3検体 イ 指定薬物審査会の開催 1回 ウ 指定薬物の検査体制の整備</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動</p> <p>ア 薬物乱用防止功労者表彰式 イ 薬物乱用防止を呼びかける「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 ウ 麻薬・覚醒剤乱用防止強化運動の実施 エ 薬物乱用防止啓発活動補助 オ 薬物乱用防止啓発キャンペーンの開催</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り</p> <p>ア 麻薬取扱者、覚醒剤・覚醒剤原料取扱者に対する指導取締り 312業務所 イ 不正大麻・けしの取締り 県内の自生けしの抜去、焼却処分 23カ所</p> <p>361,200 円</p> <p>6,068,506 円</p> <p>3,837,420 円</p> <p>団体2、個人5 パネル展示を実施 年1回 16少年センター 県内1カ所</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業</p> <p>全国の指定薬物の検出情報を県ホームページに掲載し、県民に該当製品を使用しないよう呼びかけを行い、健康被害の発生を防ぐことができた。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動として、啓発パネルを県内2カ所で展示了。また、薬物乱用防止指導員による小中高校生を対象とした薬物乱用防止教室を少人数で複数回に分けて実施するなど、若年層への啓発を中心に実施した。 滋賀レイクス、警察等と共同で若年層向けの薬物乱用防止啓発動画および啓発資材の作成を行った。</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り</p> <p>医療機関や薬局、卸売業者の麻薬業務所等に対する立入調査や指導等を実施することにより、麻薬等の適正な取扱いを推進した。また、自生しているけしの抜去処分を行い、不正に使用されないよう努めた。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業 新たな危険ドラッグ販売店が県内にできないよう、引き続き、関係機関等からの情報収集に努め、県民への啓発を更に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動 近年、全国的に大麻乱用の低年齢化が進んでいるため、インターネットやSNSを用いた啓発など、若年層への啓発を強化し、関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り 不正な麻薬等の取扱いを防止するため、引き続き、監視指導を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業</p> <p>①令和5年度における対応 危険ドラッグの販売が県内で行われないよう、関係機関等からの情報収集に努めるとともに、引き続きインターネットで販売されている薬物を買い上げ、製品調査（試買調査）を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 危険ドラッグの販売が県内で行われないよう、引き続き関係機関等からの情報収集に努め、県民への啓発を更に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動</p> <p>①令和5年度における対応 引き続き関係団体と協働して薬物乱用に関する知識を啓発するとともに、薬物乱用防止指導員による地域住民への啓発や学校薬剤師等による薬物乱用防止教室の実施等により、薬物乱用を許さない社会環境づくりと青少年への予防啓発に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組み、特に、大麻乱用防止を中心とした若年層への啓発活動については、インターネット等を活用して行う必要がある。</p>

事項名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り</p> <p>①令和5年度における対応 前年に違反を指摘した麻薬等取扱者に対して、その改善状況を確認するとともに、無通告立入検査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 麻薬等取扱者に対し、定期的に無通告立入検査を実施し、不正使用、不正流通の抑止力となるよう努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(薬務課)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
20 子どもを安心して育てることのできる環境づくり	1 事業実績 (1) 乳幼児福祉医療費助成事業 19市町が実施する乳幼児福祉医療費助成事業に対する補助 支払件数 1,207,814件 1,104,009,892 円
予 算 額 3,721,463,000 円	(2) 母子保健対策推進事業 子育て・女性健康支援事業 ・妊娠・出産・子育てに関する健康相談 延べ 977件 ・思春期の健康教育 21回 市町母子保健事業への支援 ・情報交換会等 1回 8,039,662 円
決 算 額 3,585,277,392 円	(3) 不妊治療サポート啓発事業 ・不妊に悩む方をサポートするイベントの開催 1回 (オンラインイベント) ・不妊治療サポート活動支援事業補助金 3団体 813,520 円
	(4) 子育て支援環境緊急整備事業 ・認定こども園整備事業 1市 1施設 ・幼保連携型認定こども園環境整備事業 36法人 39施設 63,124,000 円
	(5) 地域子育て支援事業 ・利用者支援事業 18市町 28カ所 (基本型) 7カ所 (特定型) 28カ所 (母子保健型) ・延長保育事業 17市町 213カ所 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 8市町 910人 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 6市 ・放課後児童健全育成事業 19市町 564支援単位 ・子育て短期支援事業 14市町 969件 (ショートステイ) 109件 (トワイライトステイ) ・乳児家庭全戸訪問事業 19市町 7,776件 2,102,332,000 円

事 項 名	成 果 の 説 明
・養育支援訪問事業	17市町 5, 234件
・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	16市町
・一時預かり事業	19市町 107カ所 (一般型) 159カ所 (幼稚園型) 9カ所 (余裕活用型)
・地域子育て支援拠点事業	19市町 93カ所
・病児保育事業	13市 19カ所 (病児対応型) 8カ所 (病後児対応型) 84カ所 (体調不良児対応型)
・子育て援助活動支援事業	13市町
(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業	16市町 142施設 155, 377, 000 円
(7) 保育士・保育所支援センター運営事業	就労者数 152人 (うち保育士 145人) 29, 183, 000 円
(8) 保育士修学資金等貸付事業	貸付者数 245人 20, 343, 706 円
(9) 放課後児童クラブ施設整備費	3市町 5支援単位 19, 502, 000 円
(10) 「滋賀で家族になろう」推進事業	31, 411, 653 円
・あいはぐプロジェクト応援団事業	参画企業・団体数 41社・団体
・しが出会いサポート地域連携推進事業	会員登録数 708人
・「フューチャーマップ」創造支援事業費補助金	補助交付団体数 5団体 受講者延べ 1, 080人
(11) 多子世帯子育て応援事業	34, 217, 000 円
市町が行う第3子以降の保育料および副食費の無料化 (R 1. 10~) に対する補助	19市町
(12) 放課後児童クラブ巡回支援事業	巡回箇所 160カ所 4, 060, 000 円

事 項 名	成 果 の 説 明
	(13) 保育士等奨学金返還支援事業 12市 58人 1, 964, 000 円
	(14) 医療的ケア児保育支援者育成事業 研修受講者数 26名 1, 170, 000 円
	(15) 地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業 10団体 9, 729, 959 円
2 施策成果	
(1) 乳幼児福祉医療費助成事業	小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、乳幼児の保健水準の向上と健やかな育成を図ることができた。
(2) 母子保健対策推進事業	市町で課題となっている項目について、情報交換するために事前に市町に希望する項目を聞き、情報交換会で資料として提示するとともに、産後ケア事業等いくつかの項目をテーマとして取り上げ情報交換を行った。他市町の状況を知ることで、各市町の母子保健施策の取り組みの推進に繋がった。
(3) 不妊治療サポート啓発事業	不妊治療経験者による体験談の発表や当事者同士の意見交換会を行うオンラインイベントを開催し、不妊治療を行う中での悩みやつらさなどを共有できる場を提供した。また、地域で活動する支援団体に対する活動費の補助を行い、身近な環境で支援できる体制の整備を図った。
(4) 子育て支援環境緊急整備事業	市町に対して補助を行い、認定こども園等の計画的な整備や保育の質の向上など、子どもを安全・安心に育てることができる環境の整備を促進した。
	令和4年度（2022年度）の目標とする指標
	保育所・認定こども園等利用定員数（実数） 平30（基準） 58, 562人 令4 目標値 61, 449人 達成率 (各年4月1日) 61, 355人 100%

事　項　名	成　果　の　説　明									
	<p>(5) 地域子育て支援事業 市町に対して補助を行い、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭および子どもを対象とし、地域の実情に応じた延長保育、一時保育、放課後児童クラブなどの子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることができた。また、地域子育て支援拠点については、運営を重層的支援体制整備事業等においても支援したことにより、目標を達成できた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table> <thead> <tr> <th>地域子育て支援拠点数</th> <th>平30（基準）</th> <th>令4</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88箇所</td> <td>93箇所</td> <td>89箇所</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業 市町に対して補助を行い、低年齢児の受入れに取り組む民間保育所および幼保連携型認定こども園に対する支援を行うことにより、低年齢児保育の質の向上ならびに保育士の業務負担軽減を図ることができた。</p> <p>(7) 保育士・保育所支援センター運営事業 保育士・保育所支援センターの体制を強化し、保育士有資格者登録制度への誘導を兼ねた保育人材バンクによる潜在保育士の再就職や新卒者の県内保育所への就業、現任保育士の就労継続を支援した。</p> <p>(8) 保育士修学資金等貸付事業 保育士養成施設に通う学生に対する修学資金貸付や、潜在保育士に対する就職準備金等の貸付を行い、新規保育士資格取得者の確保や潜在保育士の就労を促進した。</p> <p>(9) 放課後児童クラブ施設整備費 放課後児童クラブの設置促進を図る市町に対して、その整備に要する経費を補助することにより、児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めることができた。</p> <p>(10) 「滋賀で家族になろう」推進事業 結婚を希望している方の希望が叶えられるよう、官民協働で若者の結婚を応援する企業や団体等のネットワークを構築し、若者を応援する機運の醸成や取組の促進を図った。さらに、令和4年度はオンライン型結婚支援センターの整備およびA Iを活用したマッチングシステム「しが結」の導入により、市町や企業等と連携する仕組みを構築するとともに広域的な出会いの機会を創出した。</p>	地域子育て支援拠点数	平30（基準）	令4	目標値	達成率	88箇所	93箇所	89箇所	100%
地域子育て支援拠点数	平30（基準）	令4	目標値	達成率						
88箇所	93箇所	89箇所	100%							

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(11) 多子世帯子育て応援事業 多子世帯にかかる保育料および副食費の経済的負担を軽減することにより、希望する数の子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進した。</p> <p>(12) 放課後児童クラブ巡回支援事業 放課後児童クラブを巡回し、児童とのかかわりの観点から日誌等の管理方法など事務的な部分まで広く助言・指導等を行うことにより、放課後児童クラブの質の向上を図ることができた。</p> <p>(13) 保育士等奨学金返還支援事業 保育士等が返還する奨学金の一部を支援する市町に対して補助することにより、県内保育所等への就労や定着を促進し、県内における保育士等の確保を図り、もって子どもを安心して生み育てることができる環境整備を推進した。</p> <p>(14) 医療的ケア児保育支援者育成事業 保育士や看護師に対し、医療的ケア児への保育や看護に関する研修を行い、地域の保育所等における医療的ケア児の受入体制を構築するとともに、インクルーシブ保育の取組を進めた。</p> <p>(15) 地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業 子どもの居場所づくりの取組を通して、地域の人々や支援が必要な人々が気軽に相談が受けられる居場所を作り、県民の心身の健康を実現することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業 平成28年4月から制度拡充（自己負担と所得制限の撤廃）を行い、就学前の子どもの医療費完全無料化を図った。今後も限られた医療資源・財源の中で、現行制度を安定的に維持し、安心して子育てできる環境づくりに寄与していく必要がある。</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業 県内の母子保健の課題について整理し、市町が行う母子保健施策を通じた妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援体制の充実が図られるよう、引き続き取組を行う必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(3) 不妊治療サポート啓発事業 不妊治療当事者が抱える負担のうち、経済的負担については保険適用などにより一定軽減することができているが、精神面および環境面の支援はまだ十分とは言えないため、引き続き事業を進めていく必要がある。</p> <p>(4) 子育て支援環境緊急整備事業 第2期市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、市町が実施する認定こども園整備等に対して支援するなど、引き続き待機児童を解消するとともに、子どもを安全・安心に育てられる環境づくりを進める必要がある。</p> <p>(5) 地域子育て支援事業 第2期市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、全ての子育て家庭の多様なニーズに対応した支援により、子育ての不安や負担を軽減する必要があるとともに、地域における子育て支援の充実を図るため、地域の実情に応じた市町の取組の促進を図っていく必要がある。</p> <p>(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業 低年齢児保育の質の向上に加え、保育士の負担軽減が図られることにより、喫緊の課題である保育人材の確保にもつながることから、市町での本事業の活用を促す必要がある。</p> <p>(7) 保育士・保育所支援センター運営事業 県内保育所等で就労する保育士等を確保するため、引き続き新任保育士の就職支援、潜在保育士の再就職支援、現任保育士の就労継続支援に取り組むとともに、保育士有資格者登録制度の周知に努め、潜在保育士の掘り起こしを行う必要がある。</p> <p>(8) 保育士修学資金等貸付事業 県内保育所等で就労する保育士等を確保するため、保育士資格取得に必要な修学資金や再就職のための就職準備金等の貸付を行うことで保育士養成施設の入学者の増加を図るとともに、潜在保育士の保育現場への再就職支援等に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(9) 放課後児童クラブ施設整備費 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、待機児童の解消を図る必要があることから、第2期市町子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの施設整備を支援する必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(10) 「滋賀で家族になろう」推進事業 結婚を希望している方の希望が叶えられるよう、市町や企業等との連携を促進するとともに、更なる機運の醸成を行う必要がある。</p> <p>(11) 多子世帯子育て応援事業 多子世帯に係る保育料および副食費の経済的負担を軽減することにより、安心して産み育てられる環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>(12) 放課後児童クラブ巡回支援事業 放課後児童クラブを巡回し、助言・指導等を継続して行うことにより、引き続き放課後児童クラブの質の向上を図る必要がある。</p> <p>(13) 保育士等奨学金返還支援事業 保育士等が県内の保育所等に就職する契機となるよう、県内のみならず、県外の指定保育士養成施設の学生等に対して制度の周知を図る必要がある。</p> <p>(14) 医療的ケア児保育支援者育成事業 引き続き、地域の保育所等において医療的ケア児の受入体制を構築し、インクルーシブ保育の取組を促進する必要がある。</p> <p>(15) 地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業 子どもや若者を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、行政では対応が難しいところへのきめ細かな支援が必要である。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業</p> <p>①令和5年度における対応 子どもを安心して育てることのできる環境づくりを進めていくために、制度を安定的に運営する。</p> <p>②次年度以降の対応 市町と連携し、県内の子どもがどこに住んでいても等しく医療サービスを受けられるよう施策を推進する。</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 子育て・女性健康支援事業（健康相談、健康教育）は継続実施する。滋賀県の母子保健全体について検討する場として、新たに関係団体で構成する母子保健推進会議を立ち上げ、成育医療等基本方針に基づき、滋賀県保健医療計画（母子保健計画）の評価、検討を行う。市町母子保健情報交換会や県担当者会議、各圏域での担当者会議を行い、関係者間の情報共有や意見交換を通じ、母子保健対策の推進を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 健康教育、健康相談を進めていくとともに、母子保健推進会議で母子保健対策に関する現状の評価・検討を行い、母子保健計画の目標達成に向け、取組を推進する。</p> <p>(3) 不妊治療サポート啓発事業</p> <p>①令和5年度における対応 当事者へ情報共有ができる場の提供や支援団体への補助を行い、不妊で悩む方を支える環境づくりを進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 当事者のニーズを踏まえ、引き続き負担を軽減できる施策に取り組む。</p> <p>(4) 子育て支援環境緊急整備事業</p> <p>①令和5年度における対応 地域のニーズを踏まえ、市町が実施する認定こども園整備等について、国との協議や事業の確実な実施を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 市町の認定こども園整備等が着実に行われるよう支援し、引き続き、子どもを安全・安心に育てられる環境づくりを進めていく。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(5) 地域子育て支援事業 ①令和5年度における対応 地域の多様なニーズを踏まえ、市町が実施する全ての子育て家庭および子どもを対象とする子育て支援事業について、他市町事業の好事例などの情報共有により、地域の実情に応じた市町の取組を支援する。 ②次年度以降の対応 第2期市町子ども・子育て支援事業計画による施策を支援することで、地域の実情に応じた子育て支援の量の拡充や質の向上を進める。引き続き、他市町事業の好事例などの情報共有により、制度の活用などを働きかけていく。</p> <p>(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業 ①令和5年度における対応 各市町に対し、本事業のより積極的な活用を促し、低年齢児保育の質の向上を図るとともに、保育士の業務負担軽減による保育人材の確保を推進する。 ②次年度以降の対応 次年度以降についても、引き続き各市町に対して本事業の積極的な活用を促すことにより、低年齢児保育の質の向上を図るとともに、保育士の業務負担軽減による保育人材の確保を推進する。</p> <p>(7) 保育士・保育所支援センター運営事業 ①令和5年度における対応 保育人材確保を図るため、引き続きセンターの運営による潜在保育士や養成校卒業者の県内保育所への就職促進や、現任保育士の就労継続のサポート等を行うとともに、保育士有資格者登録制度の周知に努め、潜在保育士の掘り起こしを行う。 ②次年度以降の対応 必要となる保育士を確保するため、待機児童対策協議会に設けた保育人材確保部会において、更なる実効性のある取組を検討し、実施していく。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(8) 保育士修学資金等貸付事業 ①令和5年度における対応 保育人材確保を図るため、保育士資格取得に必要な修学資金や再就職のための就職準備金等の貸付を行うことで保育士養成施設の入学者の増加を図るとともに、潜在保育士の保育現場への再就職支援等に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 より効果的な周知方法を検討し、広く制度の周知を行うことで、本事業の活用を促進する。</p> <p>(9) 放課後児童クラブ施設整備費 ①令和5年度における対応 地域のニーズを踏まえて市町が実施する放課後児童クラブ施設整備等について、国との協議や事業の確実な実施を支援することで、待機児童解消や支援体制の分割による保育環境の充実に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 待機児童解消や支援体制の分割による保育環境の充実に資するため、引き続き、放課後児童クラブの施設整備が着実に行われるよう支援し、保護者の子育てと仕事の両立が可能となる環境づくりを進めていく。</p> <p>(10) 「滋賀で家族になろう」推進事業 ①令和5年度における対応 令和4年度に開設したオンライン型結婚支援センターおよびA Iを活用したマッチングシステム「しが結」の運用により、結婚を希望している方の出会いの機会を創出するとともに、新たに配置した結婚支援コンシェルジュが市町や企業等訪問を行い、市町や企業等へ県および市町の実施する取組への連携促進を働きかける。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、結婚を希望している方の希望が叶えられるよう、市町や企業等へ連携を促進し、A Iを活用したマッチングに限定せず、若者同士の交流の機会を創出するなど、機運醸成を図っていく。</p> <p>(11) 多子世帯子育て応援事業 ①令和5年度における対応 引き続き、現行のスキームにより市町に対する補助を継続する。</p> <p>②次年度以降の対応 多子世帯の保育に係る経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(12) 放課後児童クラブ巡回支援事業</p> <p>①令和5年度における対応 160カ所を巡回し、放課後児童クラブに対して助言・指導等を行う。事故防止を重点項目に位置付け、事故防止対策の取組の確認を徹底する。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの取組を踏まえ、引き続き、放課後児童クラブの質の向上に向けて取り組む。</p> <p>(13) 保育士等奨学金返還支援事業</p> <p>①令和5年度における対応 県内保育所等で就労する保育士等を安定的に確保するため、県内のみならず、県外の指定保育士養成施設の学生等に対して制度の周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 より効果的な周知方法を検討し、広く制度の周知を行うことで、本事業の活用を促進する。</p> <p>(14) 医療的ケア児保育支援者育成事業</p> <p>①令和5年度における対応 引き続き、研修の開催により、保育士や看護師の更なる資質向上を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 研修を通してネットワークづくりを推進し、施設における医療的ケア児の受入体制を整備する。</p> <p>(15) 地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 NPOや民間のノウハウを活用し、行政では対応が難しいところへきめ細かな支援を行うとともに、NPOのスキルアップや団体間連携による新たな活動創出の機会作りなど民間活動の育成と促進を図り、社会全体で子ども・若者に向けた支援の取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 様々な民間活動との協働・連携の充実を通じ、幅広い取組を推進することで、地域の実情に合った子どもの居場所を確保する。</p>

(子ども・青少年局)

事　項　名	成　果　の　説　明
<p>2 1 子どもが健やかに育つ環境づくり</p> <p>予 算 額 563, 522, 000 円</p> <p>決 算 額 540, 210, 480 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 街頭啓発：1回、リボン・チラシ配布 約35, 000個 賛同企業・団体：17団体、出前講座 20回 ・「虐待ホットライン」 電話相談24時間 365日 ・児童虐待相談等関係職員研修等 7日間 ・スーパーバイザー派遣 15市町（延べ 101回） ・保護者カウンセリング事業 9回 <p>(2) 里親支援ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親支援事業 ・養育・養子縁組里親研修 <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭 給付者 23, 785人（月平均） ・ひとり暮らし寡婦 給付者 649人（月平均） ・ひとり暮らし高齢寡婦 給付者 647人（月平均） ・父子家庭 給付者 1, 275人（月平均） <p>(4) DV被害者総合対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> DV相談員養成講座開催委託 12回 延べ 125人 ・弁護士等専門相談 延べ 38人 ・一時保護委託 17人 ・子ども家庭相談センター相談受付件数 1, 537件 うちDV 570件 ・一時保護人員 61人 うちDV 43人

事 項 名	成 果 の 説 明	
	<p>(5) 地域養護推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくり（マザーボード） 20回開催 参加者計 287人（延べ人数） ・就労、生活に関する相談支援（マザーボード） 3,754件 内訳：生活相談 2,587件、就労相談 861件、医療関連相談 281件 法律相談25件 ・居場所づくり（コーディータウン） 8回開催 参加者計 84人（延べ人数） ・就労、生活に関する相談支援（コーディータウン） 139件 内訳：生活相談69件、就労相談43件、医療関連相談15件 法律相談12件 ・継続支援計画の策定 20人 ・各種会議の開催による進捗管理、機関連携 全体会議 1回、進捗会議11回、個別支援会議 110回 	29,046,000 円
	<p>(6) ヤングケアラー支援体制強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体が行うピアサポートやオンラインサロン活動等に対する補助 ピアサポート活動 29回 参加者計 140人（延べ人数） 定期的な居場所の提供 週1回 オンラインサロン活動 19回 参加者計66人（延べ人数） 公式LINE・オンライン相談室作成 啓発活動等 啓発講演会・研修・事業報告会・パネル展示会 計20回 	11,054,500 円
	<p>(7) 養育費履行確保等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正証書等による債務名義の作成支援 12件 ・養育費の取り決め等に関する相談会 5回 参加者11人 	244,303 円
	<p>(8) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ともだち登録数 4,157 人 ・相談件数 6,307 件 	4,438,881 円

事 項 名	成 果 の 説 明																		
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業</p> <p>11月の児童虐待防止推進月間においては、民間企業にポスターの掲示やオレンジリボンの着用を依頼し、商業施設での啓発活動によるオレンジリボンキャンペーン等の周知により、地域住民の虐待防止への関心を高め、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるとともに、被虐待児の保護・ケアおよび家庭への支援を実施した。</p> <p>(2) 里親支援ネットワーク事業</p> <p>新規里親の開拓、里親家庭への巡回訪問、里親サロン等の里親への支援を通して、里親の確保と里親家庭における養育の質の向上が図られ、社会的養護が必要な児童を家庭と同様の養育環境の中で育てることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table> <thead> <tr> <th>養育里親の新規登録者数</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>累計</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>25世帯</td> <td>21世帯</td> <td>19世帯</td> <td>25世帯</td> <td>90世帯</td> <td>累計80世帯</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費</p> <p>市町が実施する母子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦および父子家庭に係る福祉医療費給付に助成を行い、該当世帯の経済的負担の軽減を図った。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業</p> <p>被害者支援を行う者を対象とした専門研修の実施により、対応力の質の向上を図り、被害者への相談・一時保護を適切に実施し、DV被害者の自立に向けた包括的な支援を行った。</p> <p>(5) 地域養護推進事業</p> <p>児童養護施設等を退所した者等に対し、生活支援や就労支援、居場所づくりを通じて、社会的な自立の支援を行った。</p> <p>(6) ヤングケアラー支援体制強化事業</p> <p>ピアサポート・オンラインサロン等、居場所の提供や相談支援などを通してヤングケアラーへの支援を実施し、ヤングケアラーに対する認知向上および当該児童の心的負担の軽減を図った。</p>	養育里親の新規登録者数	平30（基準）	令元	令2	令3	令4	累計	目標値	達成率	—		25世帯	21世帯	19世帯	25世帯	90世帯	累計80世帯	100%
養育里親の新規登録者数	平30（基準）	令元	令2	令3	令4	累計	目標値	達成率											
—		25世帯	21世帯	19世帯	25世帯	90世帯	累計80世帯	100%											

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(7) 養育費履行確保等事業 養育費等の取り決めに関する相談事業や公正証書の作成補助等を行うことで、離婚協議開始前の父母等の養育費履行確保支援をした。</p> <p>(8) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業 若者にコミュニケーション手段として広く普及しているSNSによる相談の窓口を設けることで、窓口の多様化を図るとともに、これまで相談に繋がりにくかった若者等が相談しやすい環境を整備し、相談を受け付けた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業 児童虐待相談件数は年々増加し、対応も複雑化・困難化している中、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮し、県内いずれの地域においても、より丁寧なケース支援、より迅速な緊急対応ができる体制づくりを行い、市町や関係機関と連携しながら県全体の子ども家庭相談体制を強化する必要がある。 引き続き、子ども家庭相談センターによる保護者面談や子どもの安全確認について感染リスクを理由に拒否されることも想定されるため、感染防止に配慮した支援を行っていく必要がある。</p> <p>(2) 里親支援ネットワーク事業 令和2年3月に滋賀県児童虐待防止計画を改定し、家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することとしており、里親制度の普及啓発や里親支援の更なる強化が必要である。</p> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費 今後も経済的支援を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る必要がある。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業 DV相談における様々なニーズに対して、一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう、支援者の対応力の向上と関係機関との連携を強化することが必要である。</p> <p>(5) 地域養護推進事業 支援対象者が増加している中で、体制を強化し、継続支援計画の策定についても増加させていく必要がある。</p>

事項名	成果の説明
	<p>(6) ヤングケアラー支援体制強化事業 支援が必要であっても表面化しにくい問題であり、関係機関の職員の認知向上を促し、早期発見・支援に繋げられるように連携体制を強化していく必要がある。</p> <p>(7) 養育費履行確保等事業 公正証書等作成補助や保証契約締結促進補助の利用件数を増加させていく、その結果、養育費受給世帯数を増加させていくことが必要であり、更なる制度周知が必要である。</p> <p>(8) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業 相談件数の増減やアクセス時間を検証し、より相談しやすい環境の整備に努める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業</p> <p>①令和5年度における対応 国の児童虐待防止対策強化プランに基づく児童福祉司等の増員を計画的に行い、児童福祉司の資質の向上のための体系的な研修を引き続き実施する。加えて、令和6年度に東近江圏域（日野町）に設置を予定している新たな子ども家庭相談センターの準備を計画的に進め、子どもの安全・安心を最優先に、市町と連携して迅速かつ適切に対応できる体制の強化に向けて取り組む。 市町との連携においては、関係機関との共通理解や円滑な情報提供を図るための在宅支援共通アセスメント・プランニングシートの活用を進め、適切な役割分担のもと児童虐待への対応と家庭への支援に取り組む。 新型コロナウイルス感染症拡大を理由とした保護者面談や子どもの安全確認の拒否に対応するため、令和2年度に配置したタブレット端末の積極的な活用を進め、ケース支援を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、市町向けの子ども虐待対応マニュアルと在宅支援共通アセスメント・プランニングシートの活用を図り、関係機関との協力・連携を深めて細やかな支援の取組を継続していくとともに、国の児童虐待防止対策強化プランに基づき配置された新任の児童福祉司等の資質の向上により、子ども家庭相談センターの体制強化を図る。 また、子どもの最善の利益を最優先に、市町要保護児童対策地域協議会をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待に迅速かつ的確に対応していく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 里親支援ネットワーク事業</p> <p>①令和5年度における対応 社会的養護を必要とする子どもに家庭と同様の養育環境を提供するため、里親のリクルート、研修、マッチング、登録後の支援を包括的に行うフォースタリング業務を委託し、継続的に質の高い里親養育支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 里親支援業務を里親支援センターへ適切に引き継ぎ、更なる里親支援の強化を図る。</p> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費</p> <p>①令和5年度における対応 適切な制度利用を図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 本給付制度を安定的に維持していく。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 引き続き、DV等相談対応職員を対象とした専門研修を実施することにより相談員の資質の向上を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター連絡会議や女性相談員連絡会議、市町等DV対策担当者会議により関係機関の情報共有と相互理解を深め、連携強化を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」および「（仮称）滋賀県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づいて、児童虐待対応機関を含む関係機関と連携し、被害者への切れ目のない支援を強化するとともに、DVの未然防止やDV被害の拡大・深刻化の防止を図る。</p> <p>(5) 地域養護推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 守山、彦根の拠点を活かして、充実した支援体制を構築し、丁寧な支援に繋げていく。里親委託解除者への継続支援計画策定についても体制を強化し増やしていく。</p> <p>②次年度以降の対応 守山、彦根の拠点を活かして、充実した支援体制を構築し、丁寧な支援に繋げていく。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(6) ヤングケアラー支援体制強化事業</p> <p>①令和5年度における対応 ピアサポート等を行う民間支援団体への補助事業を継続し、公的な相談窓口につながりにくいという課題を寄り添い型による支援で補うとともに、関係機関職員研修の実施や、ヤングケアラー・コーディネーターの配置により、市町および関係機関の連携体制を強化する。</p> <p>②次年度以降の対応 民間支援団体への補助事業を活かして、更に充実した寄り添い支援を実施するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターと協働し、市町でのヤングケアラー支援の強化・波及を促す。</p> <p>(7) 養育費履行確保等事業</p> <p>①令和5年度における対応 児童扶養手当の現況届提出時等のタイミングで町や健康福祉事務所と協力し事業の周知を図り、養育費履行確保支援に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き事業の周知を図り、養育費確保に繋げていく。</p> <p>(8) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業</p> <p>①令和5年度における対応 府内関係課（障害福祉課、子ども・青少年局、幼小中教育課、女性活躍推進課）が連携し、支援を必要としている方への周知に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 相談件数の増減やアクセス時間の検証を行い、きめ細やかな相談支援体制に繋げていく。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明					
22 子育てをみんなで応援する社会づくり						
予 算 額 3,485,427,000 円						
決 算 額 3,458,865,508 円						
	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 児童手当負担金 ・延べ支給対象児童数 2,080,198人 3,434,448,975 円</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業 ・参加企業 2,300事業所 3,485,200 円</p> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 ・申込数 6,290人 20,931,333 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 児童手当負担金 「児童手当」の財源を一部負担し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与した。</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業 社会全体で子育て家庭を支える環境づくりや機運を醸成するため、子育てを応援するサービスの実施等を広く事業所・店舗に働きかけ、44箇所を新たに「淡海子育て応援団」として登録した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table> <thead> <tr> <th>淡海子育て応援団等の地域協力事業所数</th> <th>平30（基準） 1,795箇所</th> <th>令4 2,300箇所</th> <th>目標値 2,280箇所</th> <th>達成率 100%</th> </tr> </thead> </table> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 多くの企業との連携により、行政だけでなく社会全体で出産、子育てを応援する気運を高めることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 児童手当負担金 コロナ禍の影響を考慮したうえで、児童手当事務指導監査の方法を検討し、市町における適正な認定事務を支援する必要がある。また、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律等が令和4年6月1日から施行されたことに伴い、特例給付の対象者に係る所得上限の創設や、児童手当等の受給者の現況届の一連の提出義務が見直されたことから、市町において児童手当事務の適正な運営が行われるよう支援をする必要がある。</p>	淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	平30（基準） 1,795箇所	令4 2,300箇所	目標値 2,280箇所	達成率 100%
淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	平30（基準） 1,795箇所	令4 2,300箇所	目標値 2,280箇所	達成率 100%		

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 淡海子育て応援団事業 引き続き、企業に子育てを応援するサービスの実施を働きかけ、「淡海子育て応援団」への登録を促す必要がある。</p> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 育児の孤立防止や産後のメンタルヘルス（産後うつの未然防止）の観点から、母子保健事業と連携する必要がある。また、企業等や市町との連携を強化し、社会全体の気運を醸成する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 児童手当負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和5年度における対応 過去の児童手当事務指導監査において、多く指摘を行った事項について、市町における適正な認定事務を支援していく。制度の周知など市町へ情報共有を行い、運営の適正化を支援していく。 ②次年度以降の対応 引き続き、市町との連携を強化し、適正な認定事務を支援していく。 <p>(2) 淡海子育て応援団事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和5年度における対応 業界団体等への働きかけを強化し、「淡海子育て応援団」の周知および登録事業所数の拡大を図る。 ②次年度以降の対応 引き続き、事業所や組合に対し働きかけを行い、ポータルサイトの活用や店頭への卓上のぼりやステッカーの掲示等により認知度の向上に取り組んでいく。 <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和5年度における対応 母子保健事業との連携や社会全体の気運醸成のため、企業等との連携についての検討や市町との情報交換を行う。 ②次年度以降の対応 企業等や市町との連携を強化し、子育てを応援する気運を高める。 <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
<p>2 3 青少年の健全育成</p> <p>予 算 額 77,764,000 円</p> <p>決 算 額 76,569,324 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験プログラム一覧パンフレット 90,000部 ・県ホームページ事業掲載数 262事業 ・新規登録団体募集チラシ 3,000部 ・体験活動実施者のスキルアップ研修会 5月：44人 2月：67人 <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止・環境浄化対策連絡会議の開催 ・啓発活動 ・非行防止・環境浄化活動資料作成・配布 <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年（補導）センター 16カ所 指導少年数 延べ 168人、就職・就学者数 36人 ・無職少年対策連絡会議の開催 <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年立ち直り支援センター（あすくる） 9カ所 126人（うち就職・就学等32人） <p>2 施策成果</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業</p> <p>子どもを対象にした県内の体験活動プログラムの情報を集約し、一覧パンフレットを作成するとともに、県ホームページを活用して広く広報することで、子どもたちの自主的な体験活動への参加を促すことができた。また、体験活動を提供する者のスキルアップを図るため、研修会を年間2回実施し、子どもたちへの体験活動の充実を図り、交流を深めることができた。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業</p> <p>協力団体・事業者に対する研修会等の開催により非行防止・環境浄化活動に対する知識の醸成を図り、地域の実情に応じた少年に有害な社会環境の浄化活動を推進するとともに、非接触に配意した啓発活動の実施により県民の青少年に対する非行・被害防止意識を高めることができた。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 無職少年に対する就労・就学等の支援活動、不良行為少年に対する街頭補導活動、ひきこもり等問題を抱える少年に対する真摯な相談活動等により、少年らを就職・就学させることで非行防止を推進した。 就労・就学以前に、少年の意欲・自主性を高めることが必要なため、職業体験活動、履歴書作成指導、在籍校のレポート作成支援等を実施した。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 少年補導センターに設置された青少年立ち直り支援センター機能（あすくる）の活用により、市町や学校、関係機関との連携のもと、少年の状況に応じた個別支援プログラムに基づく就学・就労・生活改善等の支援を行い、非行少年、問題行動を起こす少年らの立ち直り、就職や進学・学校復帰等につながった。 総合コーディネーターによる年3回の訪問活動により、個別ケースの支援状況について助言指導等を実施した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども向けの体験プログラムが減少していたが、子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、各実施団体において、感染予防対策をとりながら、プログラムの充実に努めていく必要がある。 地域格差の解消のため、新規登録団体の開拓、多様な団体との連携、県ホームページによる更なる周知を進める必要がある。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業 事業主の変更や新規事業者の発生などにより、青少年に適した環境づくりへの意識に差が見られるため、継続して自主規制の働きかけを行う必要があり、また県民の環境浄化意識の底上げを図るために広報・啓発活動を継続して実施する必要がある。 児童買春や児童ポルノ製造をはじめとする子どもの性被害の未然防止、被害児童の保護・支援のため、フィルタリング利用の普及等について更に効果的な広報・啓発活動を検討する必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 学校や職場などの帰属先のない無職少年や、ひきこもり等自宅から出てこない青少年は非行に陥りやすい環境下にあることに加え、実態把握が難しいことから、各関係機関との情報共有等の連携の強化による無職少年等の把握および就労体験や学習指導、相談活動等を継続して実施する必要がある。 非行少年の人数が増加に転じており、複雑・困難な環境を背景にもつ非行少年などが学校、職場、家庭等から孤立しないよう、広く確実な支援活動を行える環境づくりを検討する必要がある。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 非行少年の置かれている環境は様々であり、対象少年の立ち直り支援を進めるためには、対象少年の特性にあった支援プログラムの推進と、支援する者の知識・技術の向上、関係機関との連携強化および情報共有を図る必要がある。 非行少年の人数が増加に転じており、複雑・困難な環境下にある青少年が再び非行に及ぶことなく、社会性を身に付け自立することができるよう、個別の特性に応じた立ち直り支援活動を行える環境づくりを検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 体験活動の大切さを改めて考え方を改めて考え直し、年間を通して、子どもたちに体験プログラムを提供できるように登録団体等へ働きかける。また、事業一覧パンフレットを小学生に配付し、県ホームページにつなげていく。</p> <p>②次年度以降の対応 プログラム数を増やし、地域差を解消させるため、新規団体の開拓に取り組む。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 関係機関・団体と連携し、地域の実情に応じた有害環境の浄化活動と事業者に対する協力要請、県民の非行防止意識を高めるための広報啓発活動を推進する。新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に配意した啓発活動を継続的に行う。 さらに、青少年の健全育成に関する条例を一部改正し、児童ポルノ等の提供を求める行為などを新たに規制し、青少年を取り巻く環境の整備を図る。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>②次年度以降の対応 有害環境の浄化を目的とした図書販売店等に対する立入調査活動を継続し、また、インターネット利用による子どもの性被害等を防止するため、更なるインターネット環境における安全・安心利用を推進し、携帯電話等販売店に対する協力要請や広報媒体を利用した啓発等によりフィルタリングの利用を促進させる。</p> <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 ①令和5年度における対応 少年補導センターとの連携会議開催による無職少年の現状と問題把握、無職少年対策指導員の指導による就労・就学に向けた支援を実施する。また、複雑・困難な環境を背景にもつ非行少年などが学校、家庭等から孤立しないよう無職少年等の把握について、学校や関係団体と連携・情報交換等を行う。 ②次年度以降の対応 学校、警察、市町等関係団体と連携し、帰属先のない無職少年の把握、就学や就労に向けた無職少年の受入企業の開拓等を推進する。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 ①令和5年度における対応 非行少年やその家族に対して適切なアセスメントによる支援が実施できるよう、総合コーディネーターの訪問活動により、再非行防止につながる支援を強化し、他機関との連携により、立ち直り支援への理解を求め、青少年サポートや支援企業の拡大を図る。 また、複雑・困難な環境下にある非行少年への支援能力向上のため、専門機関等との意見・情報交換等を行う。 ②次年度以降の対応 専門知識を有する識者による講演や専門機関等との意見交換を交えた研修会等を定期的に開催し、立ち直り支援センター職員の知識および意識の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明		
2 4 総合的な就業支援の実施			
予 算 額	78,654,000 円	(1) 事業実績 ・日中活動の場支援事業費補助	8市 8,701,000 円
決 算 額	75,881,738 円	(2) 働き・暮らし応援センター事業 ・働き・暮らし応援センターの設置 ・相談件数 ・新規登録者数	7圏域 43,275件 346人 9,670,500 円
		(3) 就労移行支援促進事業 ・就労アセスメント手法研修 ・企業現場実習 ・出前講座	4日間 2団体計3日間 延べ受講者数60人 受講者数15人 受講者数40人 3,600,000 円
		(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 ・事業支援ワーカーの派遣 ・経営力育成・強化研修 ・販路開拓支援 ・販路開拓に向けた課題の整理・検証分析研修 ・事業所職員の人材育成研修	12事業所 2回 商談会の開催 3日間 2日間 24事業所 延べ30回 延べ参加者数10人 延べ来場者数 213人 延べ参加者数9人 延べ参加者数18人 9,500,000 円
		(5) 障害者雇用創出事業 ・社会的事業所 ・障害者従業者	5カ所 46人 22,900,000 円
		(6) ひとり親家庭総合サポート事業 ・就業相談 ・就業実績 ・弁護士無料相談 ・簿記・エクセル講習 ・パソコン講習①	2,119件（来所 322件、電話 1,643件、巡回98件、出張56件） 100人 57人 修了者 12人 修了者 10人 17,249,998 円

事 項 名	成 果 の 説 明																
	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン講習② 修了者 6人 ・自立支援プログラムの策定 57件 ・情報交換（交流カフェ） 50人（4回開催） 																
	<p>(7) 自立支援給付金事業 4,260,240 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 4人 ・修業修了者 2人：うち資格取得者2人、うち就職した者2人 																
2 施策成果																	
(1) 日中活動の場支援事業費補助	就労継続支援A型事業所の就労支援に係る体制の充実を図ることにより、重度障害者の受け入れ強化に寄与した。																
(2) 働き・暮らし応援センター事業	県内の各センター（7カ所）において、障害者の就労ニーズと雇用ニーズのマッチング、企業での職場定着や就労に伴う生活支援を行い、障害者の職場生活における自立と社会参加が促進された。																
(3) 就労移行支援促進事業	障害のある方の就労支援を担う職員に対して、研修の実施により就労アセスメント能力の向上を図るとともに、企業現場実習により企業の求める人材や雇用現場の環境等の状況の理解を促進した。																
	令和4年度（2022年度）の目標とする指標																
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">障害者福祉施設から一般就労への移行者数</td> <td style="width: 10%;">平30（基準）</td> <td style="width: 10%;">令元</td> <td style="width: 10%;">令2</td> <td style="width: 10%;">令3</td> <td style="width: 10%;">令4</td> <td style="width: 10%;">目標値</td> <td style="width: 10%;">達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>166人</td> <td>169人</td> <td>152人</td> <td>161人</td> <td>181人</td> <td>216人</td> </tr> </table>	障害者福祉施設から一般就労への移行者数	平30（基準）	令元	令2	令3	令4	目標値	達成率			166人	169人	152人	161人	181人	216人
障害者福祉施設から一般就労への移行者数	平30（基準）	令元	令2	令3	令4	目標値	達成率										
		166人	169人	152人	161人	181人	216人										
(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業	アドバイザーによる個別指導を行うことにより、事業所の商品力強化や業務改善を行うとともに、就労支援事業所の職員向け研修を行うことにより、事業経営に関する知識や技術を習得する機会を提供した。																
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">平均工賃</td> <td style="width: 25%;">令元 A型：86,490円</td> <td style="width: 25%;">令2 A型：84,601円</td> <td style="width: 25%;">令3 A型：89,602円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B型：18,516円</td> <td>B型：17,251円</td> <td>B型：18,148円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>B型：18,372円</td> </tr> </table>	平均工賃	令元 A型：86,490円	令2 A型：84,601円	令3 A型：89,602円		B型：18,516円	B型：17,251円	B型：18,148円				B型：18,372円				
平均工賃	令元 A型：86,490円	令2 A型：84,601円	令3 A型：89,602円														
	B型：18,516円	B型：17,251円	B型：18,148円														
			B型：18,372円														

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(5) 障害者雇用創出事業 社会的事業所への支援を行うことで、障害者の就労を促進するとともに、社会的、経済的な自立を図ることができた。</p> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業 就業支援員やプログラム策定員を配置し、ひとり親家庭に対して就業相談や講習会の開催等を実施し、就労による自立へつなげた。またコーディネーターを配置し、ひとり親家庭に寄り添った相談を行い、交流カフェの開催により、ひとり親家庭同士の交流および情報交換の場を設け、生活支援を行った。</p> <p>(7) 自立支援給付金事業 ひとり親家庭の父母が看護師等の国家資格を取得するため、養成機関での修業期間中の生活資金を支給し、ひとり親家庭の就業による自立を支援することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助 就労継続支援A型事業所は、最低賃金を保障する事業経営が求められており、より効果的な支援が必要となっている。また、重度障害者の就労継続支援A型事業所の利用を促進する必要がある。</p> <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業 令和6年4月以降段階的に法定雇用率が引き上げられ、雇用義務事業者の拡大が実施される中、これまで以上に圏域の困難事例への対応や地域の拠点として各事業所への支援など圏域におけるハブ機能の強化を図り、各関係機関における適切な役割分担と連携を図る必要がある。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業 福祉施設から一般就労への移行者は、令和4年度 181人と令和3年度実績から20人増加したものの、目標の 216人の達成はできていない状況である。このような状況を踏まえ、就労支援を行う障害福祉サービス事業所における訓練等の質の向上を図るため、支援を行う職員の研修等の充実を図る必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 令和4年度の就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、令和3年度より増加したものとの、障害者プラン目標の30%を達成できていないことから、業務改善支援や仕事の創出支援等の取組の更なる強化を図る必要がある。</p> <p>(5) 障害者雇用創出事業 作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の理由により一般企業に就労できない障害者に雇用の場を継続して確保する必要がある。</p> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業 ひとり親家庭は就業だけでなく、家事、児童の教育、養育費、コロナ禍による影響等、様々な課題を同時に抱えたケースが多く、就業以外の相談への対応が求められており、一人ひとりに寄り添った就労支援と総合的なサポートを行う必要がある。</p> <p>(7) 自立支援給付金事業 引き続き事業の周知を図り、ひとり親家庭の父母が看護師等の国家資格を取得することにより、安定就労につなげていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助</p> <p>①令和5年度における対応 重度障害者の就労継続支援A型事業所の利用を促進するために、平成30年度から新たに実施している重度障害者を多く受け入れている就労継続支援A型事業所への報酬加算を継続している。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、一般就労への移行に向けた、重度障害者の就労継続支援A型事業所での訓練等の機会を拡充するため必要な支援に取り組んでいく。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 働き・暮らし応援センター事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>企業や障害者の高いニーズに対応し、総合的に障害者の就労支援を進めていくため、働き・暮らし応援センターを含めた支援機関の連携強化を図るとともに、同センターの運営を継続している。</p> <p>また、令和3年度に検討を行った障害者の職場定着に関する支援策として、関係機関の適切な役割分担等を整理し、関係機関への周知を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>障害者の就労および就労に必要な日常生活・社会生活上の支援に加えて、令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」の周知を継続し、教育機関や就労系障害福祉サービス事業所など関係機関との一層の連携を図る中で働き・暮らし応援センターの運営を継続する。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>障害者の一般就労に向けた適切な就職支援やアセスメントが行える事業所職員を育成するため、事業所の職員を対象に就労アセスメント手法研修および企業等就労現場実習を実施している。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>企業ニーズなどの雇用現場の状況を踏まえた適切な訓練・就職支援を継続して実施する。</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>農福連携マルシェ事業等により販路拡大に取り組むほか、事業経営に関する知識および技能習得のための研修会の実施や、業務改善指導、品質向上、販路拡大等への助言を行う専門家が事業所を巡回する等、生産性の向上や収益の増加に向けた支援を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、障害者就労支援施設等での工賃向上を目指し、経営力の向上や品質向上、販路拡大のための支援に取り組むほか、B型事業所等で工賃3万円以上を目指す事業所に対し支援の強化を図っていく。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(5) 障害者雇用創出事業 ①令和5年度における対応 一般企業に就労できない障害者に雇用の場を継続して確保するため、障害のある人もない人も共に働く「社会的事業所」を運営する事業に要する経費に対して継続して助成を行っている。 ②次年度以降の対応 「社会的事業所」を運営する事業に要する経費に対して継続して助成を行う。</p> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業 ①令和5年度における対応 就業相談、個別就労プログラム策定、就業情報の提供などひとり親家庭の就業支援を行っている。また、ひとり親家庭と市町や様々な支援機関を連携させるコーディネート機能を持った総合的なサポート体制により、コロナ禍による影響を含む就業以外の生活に関する相談等の支援を行うとともに、ひとり親家庭同士が交流できる機会を創出する。 ②次年度以降の対応 市町等の意見を聞きながら、一人ひとりに寄り添った就労支援や総合的なサポートを実施する。</p> <p>(7) 自立支援給付金事業 ①令和5年度における対応 対象資格等を今年度に限り拡充している。市や健康福祉事務所と協力し事業の周知を図り、不安定な就労環境にあるひとり親家庭の就業支援に取り組んでいく。 ②次年度以降の対応 ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課、子ども・青少年局)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
25 高齢者の生きがいづくりと社会貢献の促進	
予 算 額 167,938,000 円	1 事業実績 (1) レイカディア振興事業費補助 24,813,070 円 (2) 老人クラブ活動費等補助 470クラブ 17連合会 27,111,000 円 (3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 1,750,000 円 ア 生活支援サポーター養成講座 9回、参加者 280人 イ 生活支援実践普及事業 5団体
決 算 額 167,725,070 円	(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） 101,090,000 円 (5) 公民共働健康長寿・共生社会づくり推進事業費補助 12,961,000 円
	2 施策成果 (1) レイカディア振興事業費補助 ねんりんピックびわこレイカディア県民大会やS L E C事業を実施し、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを図ることができた。 (2) 老人クラブ活動費等補助 単位老人クラブ、小規模老人クラブおよび市町老人クラブ連合会に補助を行うことにより、生きがいづくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を推進することができた。 (3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 地域の老人クラブを中心に、高齢者による高齢者の生活支援をするためのサポーターを養成することができた。 (4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） レイカディア大学米原校をアル・プラザ彦根内に移し、彦根キャンパスとすることにより、応募者数・入学者数を増加させるとともに、高齢期の地域活動や健康等に関する情報の提供などを行うことにより、高齢者の地域での活動や生きがいづくりの促進を図ることができた。

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 公民共働健康長寿・共生社会づくり推進事業費補助 滋賀県社会福祉協議会が活動基盤としてアル・プラザ彦根内に設置する「COZY TOWN（コーボータウン）」の整備に対し補助を行い、健康長寿・共生社会づくりを推進することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助 今後、高齢者が増加することから高齢者の生きがいづくり、健康づくりに向け、引き続き取組を進める必要がある。</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助 高齢者は増加しているが、老人クラブ加入率は低下し、それに伴い活動が困難となっているクラブがあるため、加入率の向上や活動の活性化に向けた支援を行う必要がある。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 高齢者の生活支援ニーズの高まりに伴い、高齢者が担い手として更に活躍できるよう、引き続き支援する必要がある。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） 高齢者の社会参加に対する意欲の高まりに応えるため、レイカディア大学での学びを活かして地域で活躍できる場を広げることや、地域活動の情報収集・発信等による活動に参加していない層の掘り起しさんど、社会参加促進の取組が一層必要である。 また、当センターは築30年が経過し施設の老朽化が進んでいることから、長期保全計画に基づき、計画的に修繕を行っていく必要がある。</p> <p>(5) 公民共働健康長寿・共生社会づくり推進事業費補助 今後、高齢者が増加することから健康長寿・共生社会づくりに向け、引き続き取組を進める必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助</p> <p>①令和5年度における対応 ねんりんピックびわこレイカディア県民大会の実施については、引き続き新型コロナウイルス感染予防策を講じ、実施方法を工夫しながら、健康・生きがいづくりの場を支援する。また、元気高齢者の社会参加を促進するため、S L E C事業の実施等による多様な学びの場づくりを支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 高齢者の生きがいづくり、健康づくりに向け、ねんりんピックびわこレイカディア県民大会や全国健康福祉祭への選手派遣、元気高齢者の学びの場づくりを通じて引き続き取組を進める。</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助</p> <p>①令和5年度における対応 高齢者の活躍の場やライフスタイルの変化により、老人クラブ加入率は低下しているものの、サークル活動等で活躍している高齢者は多数いるため、加入率の向上に向け、引き続き支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 サークル活動（趣味仲間）から単位老人クラブ、小規模老人クラブへの加入・変化を後押しすべく市町に働きかけ、生きがいづくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を推進し、老人クラブ加入率の向上を目指す。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援ソーター養成事業費補助</p> <p>①令和5年度における対応 高齢者の生活支援ニーズの高まりに伴い、高齢者が担い手として更に活躍できるよう、引き続き支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後も高齢者が高齢者の生活支援の担い手として活躍できるよう支援するとともに、生活支援ニーズの高度化、多様化にも対応できるよう先進的な実践事例をもとに活動の普及を図る。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く）</p> <p>①令和5年度における対応 レイカディア大学について、意欲ある高齢者の学習意欲に応え、社会参加の促進を図るため、引き続き応募者数等の移転に伴う影響を確認しつつ、多様な主体との連携による学びや活動の充実を図っていく。 また、長期保全計画に基づき、施設の計画的な修繕工事を実施する。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>②次年度以降の対応 今後も高齢者の社会参加に対する意欲の高まりに応えるため、レイカディア大学の運営や地域活動に関する情報発信等を行い、高齢者の学びや地域活動への参加促進に向けた取組を行う。 また、継続して安定的な事業運営が行えるよう、施設については計画的な修繕工事を実施していく。</p> <p>(5) 公民共働健康長寿・共生社会づくり推進事業費補助</p> <p>①令和5年度における対応 活動基盤である「COZY TOWN（コージータウン）」への支援を行い、健康長寿・共生社会づくりを図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 活動基盤である「COZY TOWN（コージータウン）」への支援を引き続き行い、健康長寿・共生社会づくりを図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
26 障害のある人が地域で暮らし、働き、活動できる環境づくり	
予 算 額 1,278,388,200 円	
決 算 額 1,015,088,084 円	
(繰 越 額 242,357,000 円)	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12回ぴかっtoアート展の開催 ・障害者芸術文化活動支援センター運営費補助金 ・ボーダレス・アートミュージアムNO-MAでの企画展の開催 <p>応募作品数 291点 相談支援44件、研修7回 3回、観覧者数 2,829人</p> <p>31,600,000 円</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助</p> <p>19市町</p> <p>312,103,000 円</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者地域包括支援事業費補助金 ・重症心身障害者等施設整備事業費補助金 ・重症心身障害児（者）ケアマネジメント支援事業 ・強度行動障害対応専門家チーム巡回事業 ・重症心身障害児等特別加算事業 ・医療的ケア児者対応事業所開設促進事業 <p>18市町 6施設 相談対応件数延べ 94 件 巡回事業 派遣事業所17カ所 加算終了後の事業所コンサルテーション9カ所 に対し延べ18回実施 加算対象者延べ 159人</p> <p>①個別事業説明、提案を13機関・施設に対し実施 ②開設促進講習会を3回実施し、延べ 111人が参加 ③看護師・介護士向け研修を実施し、31人が参加</p> <p>205,555,000 円</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援地域協議会の開催 ・発達障害啓発週間（4月2日～8日）における彦根城ブルーライトアップ ・認証発達障害者支援ケアマネジャーの配置 <p>2回 6圏域</p> <p>26,343,007 円</p> <p>(5) 障害者 I T 活用総合推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域 I T サロン設置・運営 ・パソコンボランティアの派遣 ・視覚障害者デジタル機器等相談支援 <p>利用者延べ 1,311人 618回 サポート件数延べ 762件</p> <p>11,399,000 円</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	(6) 盲ろう者社会参加促進事業 ・通訳介助者派遣数 ・生活訓練参加者 ・盲ろう者通訳・介助者養成講座修了者数
	21, 544, 000 円 2, 196件、延べ 4, 793. 5時間 延べ 303人 14人
	(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 ア 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者 イ 障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業 ・ネットワークアドバイザーの配置 ウ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 ・支給人数
	45, 144, 000 円 21人 7 圈域 80人
	(8) 精神科救急医療システム事業 ・申請通報届出件数 ・緊急入院患者数
	95, 606, 417 円 293件 措置入院94件、医療保護入院等42件
	(9) 障害児者施設等整備助成費 ・創設 ・大規模修繕等
	241, 640, 000 円 2 施設 2 施設
	(10) 障害者差別解消総合推進事業 ア 周知・啓発 ・条例フォーラムの開催 ・条例説明・出前講座 ・合理的配慮の助成事業 イ 相談・解決のための体制整備 ・障害者差別解消相談員の配置 ・地域アドボケーターの配置 ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催
	7, 477, 902 円 1回、80人参加 51回 4 件 1人 26人 1回

事 項 名	成 果 の 説 明	
	(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 ア ネットワークづくり支援 イ 訪問支援の実施 ウ フォーラム等地域啓発活動 エ 広域相談窓口の設置（定期電話相談・一斉電話相談） オ 家族交流会等家族支援 カ 民生委員・児童委員等の研修強化	8,959,758 円 7 圈域 3 圈域 2回（参加者 179人） 109件 4回（参加者 175人） 2日間（参加者 35人）
	(12) 障害者権利擁護支援事業 ア 成年後見制度の推進 ・滋賀県権利擁護支援・成年後見制度利用促進連絡会議 ・権利擁護支援・成年後見制度専門相談事業 ・成年後見制度実務研修会 イ 施設従事者等虐待再発防止の取組強化	2,000,000 円 1回 8回 1回、11市町21人参加 5回
	(13) 障害福祉人材確保支援事業 ・ロボット等導入支援事業費補助金 ・障害福祉人材確保支援事業 ・障害福祉のしごと魅力発信事業	5,678,000 円 1事業所 個別相談対応13事業所 商業施設にてイベント：1回
	(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 ・地域移行のための体験利用日数	38,000 円 (夜間) グループホーム 7日

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 公募展の開催、障害者の芸術文化活動における支援、人材の育成を通じて、芸術等に親しむ障害者の裾野の拡大や社会参加の促進を図ることができた。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 市町において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業実施により、障害者および障害児の自立した日常生活や社会生活の促進に寄与した。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 市町と共同して、重度障害者の入所支援および通所支援を一体的に実施することにより、重度障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ることができた。</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 発達障害者支援地域協議会において、県内の福祉や保健・労働等の各分野における発達障害者支援の現状と課題について協議し、発達障害者に対しての支援体制の整備と関係機関との連携を図ることができた。</p> <p>(5) 障害者 I T 活用総合推進事業 I T 支援センターによる講習会開催や地域 I T サロンの設置・運営等により、障害特性に応じた I T 支援を実施し、障害者の社会参加促進に寄与した。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 盲ろう者が地域の中で安心して生活が送れるように、生活訓練、コミュニケーション手段の確保および移動支援を行い、社会参加の促進に寄与した。また、支援者の育成を図ることができた。</p> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 地域で暮らす障害児（者）が相談を受けられる体制を整備するとともに、人材育成のための研修の実施等により、地域における総合的な地域ケアシステムの充実を図ることができた。</p> <p>(8) 精神科救急医療システム事業 休日、夜間等においても、緊急な医療を必要とする精神障害者等に対して、迅速かつ適正に精神科救急医療（治療および保護）を提供することができた。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(9) 障害児者施設等整備助成費 障害児者施設の設置を促進することにより、重度障害児者等の日中活動の場が増加し、障害者の社会参加や自己実現を図ることができた。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 令和元年度に整備した相談体制のもと、障害者差別に関する相談受付、助言、調整を行い、出前講座等の開催や合理的配慮の助成事業を通じて「障害の社会モデル」の考え方の浸透や障害者理解の促進、合理的配慮の取組を進める機運醸成につながった。</p> <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 新たに、甲賀圏域および東近江圏域において、民間団体が共同して「不登校・ひきこもりサポートブック」を作成・配布し、当事者を含む家族に情報提供を図ることができた。また、広域的な取組として、ひきこもり電話相談の継続実施や家族交流会等の家族支援を実施し、当事者や家族の孤立防止につなげることができた。</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 市町や基幹相談支援センターを対象とした専門相談、成年後見制度実務研修会、県権利擁護支援・成年後見制度利用促進連絡会議を実施し、県内における成年後見制度利用促進のネットワークを構築した。施設従事者等虐待再発防止の取組強化では、虐待事案が発生した施設等に対し、社会福祉士等の専門職員を派遣し、虐待が生じた要因等を分析するとともに、改善に向けたアドバイスや施設内研修を実施した。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 介護ロボットの導入に係る支援や賃金改善に向けた取組、障害福祉の仕事の魅力を発信するための事業を実施することにより、支援現場の職場定着および新たな障害福祉人材の確保を図ることができた。</p> <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 東近江圏域において、入所者本人、支援者、入所者の家族などの関係者、行政が一体となり、地域移行の実現に向け、グループホームの体験利用を行うとともに、地域移行に係る課題等の洗い出しを行った。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 障害者の芸術文化活動の発表の場や障害者の芸術文化活動を支援できる人材が限られていることから、芸術活動の裾野を拡大する取組や支援する仕組みづくりに対して引き続き支援していく必要がある。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各市町が実施する地域や利用者のニーズに応じた事業に対し、引き続き柔軟に支援を行う必要がある。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 重度障害者が身近な地域で安心して暮らせるよう、各市町が実施する事業について、市町と意見交換を行い、必要な見直しを行いながら、引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 発達障害のある人が身近な地域で安心して支援を受けながら自分らしい生活を送ることができるよう、ライフステージを見通した支援の実施や分野を超えた関係機関の連携の強化に向けて相談支援体制の整備を図るとともに、啓発を行うなど、県民の理解を深めるための事業に取り組む必要がある。</p> <p>(5) 障害者ＩＴ活用総合推進事業 近年のＩＴ化の進展により、障害者の社会生活や職業生活にとってＩＴ機器は不可欠であり、また、障害があることにより生じる情報格差を是正する必要があることから、障害者がＩＴを活用して社会参加し、必要な情報を獲得することができるよう、引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 盲ろう者の障害特性に関する県民の理解促進や必要な支援の提供に向けて、団体・市町・県が連携した支援体制の構築を図る必要がある。</p> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワーク構築・高度化に向けて、引き続き相談支援体制の充実およびそれらに携わる人材の育成を図っていく必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(8) 精神科救急医療システム事業 精神障害のある人が地域で安定して生活していくため、退院後のフォローアップをきめ細かに行っていく必要がある。</p> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費 各圏域において障害児者が必要とするサービスが提供されるよう、整備の必要性が高い事業に対して、計画的な支援を行う必要がある。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の理念や「障害の社会モデル」が幅広い層に浸透するよう周知・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 支援機関による会議の開催や家族交流会等の取組を通じて、継続してネットワークの強化を図る必要がある。</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 成年後見制度に関する周知と利用促進を更に多くの障害当事者と家族、支援者らに働きかける必要がある。令和3年度末に示された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における県の目標値に合わせ、取り組む必要がある。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 障害福祉人材の不足に対応するため、引き続き、賃金改善に向けた取組などを行う必要がある。</p> <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 施設入所者の地域での生活の実現や施設への新たな入所ニーズに対応するため、引き続き取り組む必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 障害者の芸術文化活動の発表の機会づくり、芸術文化活動に係る相談支援、情報発信、人材育成を通じて、障害者の社会参加の促進を図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の芸術文化活動の発表の場を確保するため、引き続き、障害者の造形作品を広く募集する公募展や表現活動の発表会を実施するとともに、芸術文化活動に係る相談支援の充実、福祉事業所職員や文化芸術関係者を対象にした障害者の表現活動を推進する人材の育成に取り組む。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助</p> <p>①令和5年度における対応 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各市町の地域の特性や利用者の状況に応じた事業に対し補助を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の福祉の増進を図るとともに、地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、引き続き市町事業への支援を行っていく。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業</p> <p>①令和5年度における対応 重度障害者地域包括支援事業に係る担当者会議を開催し、市町と事業内容の見直しを含め意見交換を行いながら効果的な事業運営に向け取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 重度障害者が地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、引き続き市町と意見交換を行い効果的な事業運営に向け検討を行っていく。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 ①令和5年度における対応 一次支援機関、二次支援機関、三次支援機関それぞれの相談状況等の実態把握と課題の分析を行い、一定の支援については発達障害児者およびその家族の身近なところで提供することが可能となる体制作りに引き続き取り組む。 ②次年度以降の対応 発達障害のある人の支援の充実を図るため、ライフステージを見通した支援や分野を超えた関係機関の更なる連携強化、周囲の理解の促進等に取り組み、県内における発達障害者支援体制の充実に向け取り組む。</p> <p>(5) 障害者IT活用総合推進事業 ①令和5年度における対応 障害者の社会参加を更に促進し、障害の有無により生じる情報格差の是正を図るため、IT支援センターによる講習会の開催やITサロンの設置・運営を行っていく。 ②次年度以降の対応 日々進歩する情報技術に対応するため、引き続き障害者に向けてIT利活用の支援を行っていく。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 ①令和5年度における対応 令和4年度に行った盲ろう者の実態調査の結果の分析も踏まえ、盲ろう者の支援ニーズ等に合った、より必要な支援を実施していく。 盲ろう者の生活に欠かせない生活訓練・コミュニケーション手段の確保および移動等を支援する事業を継続して実施する。 ②次年度以降の対応 盲ろう者の生活に欠かせない生活訓練・コミュニケーション手段の確保および移動等を支援する事業を継続して実施し、更なる盲ろう者の社会参加の促進を図っていく。</p> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 ①令和5年度における対応 各福祉圏域にネットワークアドバイザーを配置し、地域の事業者および関係団体への支援等を行うことで、相談支援体制の充実および人材の育成を図っている。 ②次年度以降の対応 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、引き続きコーディネート機能の充実を図る。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(8) 精神科救急医療システム事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>　　国のガイドラインに基づき、措置入院者退院後フォローアップ事業を実施している。また、退院後のフォローアップ支援を通じて、措置入院等のハイリスク者に対して、退院後支援計画の策定などを行い、再度の入院に至らないよう支援体制の整備を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>　　精神障害のある人が住み慣れた地域で本人が望む生活を送ることができるよう、医療、保健、福祉等が連携し、安定した生活を継続するための支援を推進する。</p> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>　　各市町に対して障害児者施設等の整備計画の調査を行い、障害福祉計画に定めるサービス見込量等を考慮し、社会福祉法人等が行う施設整備を支援している。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>　　各圏域において障害児者が必要とするサービスが提供されるよう、整備の必要性が高い事業に対して、計画的に支援を行う。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>　　事業者による合理的配慮の提供が、令和6年4月1日から本県の条例だけでなく法律上も義務化されることから、共生社会サポーターステッカーなどを活用しながら民間事業者に対する啓発を強化するとともに、幅広い層への普及・啓発に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>　　「障害の社会モデル」の考え方や条例の内容について、県民や事業者への周知に努めるとともに、障害者差別に関する相談体制等の実効性を確保するため、研修機会の確保や関係機関との連携を深める。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 ①令和5年度における対応 滋賀県社会福祉協議会による「はたらく体験」の実施とともに、各圏域（地域）における「はたらく体験」を含む多様な居場所づくりへの支援と情報交換する機会の提供などの取組を進めている。 ②次年度以降の対応 引き続き、各圏域におけるネットワークの強化を図るとともに、ひきこもり状態が長期化し、生きづらい状況におかれている本人や家族などが、社会参加の手がかりをつかめるよう、希望に応じて、気軽に交流でき、安心して過ごせる多様な居場所づくりを進める。</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 ①令和5年度における対応 令和3年度末に示された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における県の目標値に合わせ、県権利擁護支援・成年後見制度利用促進協議会を設置する等取組を進めている。 ②次年度以降の対応 成年後見制度利用促進のための周知活動と実務者に対する研修、専門相談を継続し、障害から意思決定に困難を抱える方の金銭管理や身上保護が適切に実施されるよう取組を進める。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 ①令和5年度における対応 賃金改善の取組への支援などを行うことで、障害福祉の人材確保に向けた取組を進めている。 ②次年度以降の対応 引き続き賃金改善に向けた取組などを行う必要がある。</p> <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 ①令和5年度における対応 支援者間での連携のもと、地域移行支援対象者の意思決定を尊重しつつ、地域生活への移行に向けた支援を行う。また、効果的な支援や必要な体制等に関する検討を進める。 ②次年度以降の対応 東近江圏域の取組を他圏域でも展開できるよう、関係者の合意の形成や必要な体制の整備に取り組む。</p>

(障害福祉課)

事　項　名	成　果　の　説　明
<p>27 地域共生の仕組みづくり</p> <p>予 算 額 5,600,000 円</p> <p>決 算 額 5,600,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業 • アドバイザー派遣 21回 • 住民参加支え合い活動連絡会の開催 2回、参加者72人</p> <p>1,000,000 円</p> <p>(2) 包括的・重層的支援体制整備推進事業 • 重層的支援体制整備事業勉強会・意見交換会 6回、参加者延べ 258人 • 重層的支援体制整備事業実施市町 7市町</p> <p>2,000,000 円</p> <p>(3) 滋賀の福祉人づくりの推進事業 • 新任期研修 2回、修了者97人 • 中堅期研修 1回、修了者52人 • チームリーダー研修 1回、修了者29人 • 管理職研修 1回、修了者29人</p> <p>2,600,000 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業 しが住民参加支え合い活動連絡会の開催、好事例の収集やアドバイザーの派遣により、地域の生活課題の解決に取り組む県内の地域活動団体の支援、活動の促進を図ることができた。</p> <p>(2) 包括的・重層的支援体制整備推進事業 市町等の担当者を対象とした重層的支援体制についての基本知識や先進事例を学ぶ勉強会および意見交換会を実施することで、県内各市町の重層的支援体制の推進を支援することができた。</p> <p>(3) 滋賀の福祉人づくりの推進事業 福祉分野横断で新任者から管理職まで階層別の研修を実施することで、複雑・複合化する課題に気づき、切れ目がない支援のための専門性を発揮できる福祉従事者の裾野を広げることができた。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業 　　福祉の枠を超えて、農業や環境、商業、まちづくりなどさまざまな分野の団体等が連携し、地域の生活課題を解決する自主的な助け合い活動に共に取り組む仕組みづくりや人づくりが必要である。</p> <p>(2) 包括的・重層的支援体制整備推進事業 　　市町において、高齢、障害、子ども、生活困窮など分野別の既存の制度の枠にとらわれず、複合・複雑化する支援ニーズに対応する包括的・重層的支援体制の整備が進むよう支援する必要がある。</p> <p>(3) 滋賀の福祉人づくりの推進事業 　　県内などの地域・事業所においても一定水準以上のサービスが提供されるよう、福祉従事者全体の質の向上を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 　　アドバイザー派遣、地域の支え合い活動を実施するにあたって相談対応できる人材を配置するとともに、しが住民参加支え合い活動連絡会において、団体等の活動事例や手法を映像等により共有し、地域の課題を自ら解決しようとする活動を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 　　滋賀県地域福祉支援計画に基づき、地域の様々な分野の人の参画と協働による支え合いの関係を拡大し、誰もが分け隔てなく支え合う共生社会づくりを進める。</p> <p>(2) 包括的・重層的支援体制整備推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 　　全ての市町で、包括的・重層的な支援体制が整備されるよう、厚生労働省のキャラバン事業等も活用しながら、県内および県外自治体の取組の共有を行うなど市町の取組の支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 　　特に郡部において、包括的・重層的な支援体制が整備されるよう、引き続き、勉強会や情報共有等の場を提供するなど取組の支援を行う。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(3) 滋賀の福祉人づくりの推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 　福祉分野横断で新任者から管理職まで階層別の研修を実施することで、県内の福祉従事者の質の向上を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 　引き続き、福祉分野横断で新任者から管理職まで階層別の研修を実施することで、県内の福祉従事者の質の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
28 地域支え合いの体制づくり	
予 算 額　　84,608,000 円	(1) 【感】生活困窮者自立支援事業 ・東近江および湖東健康福祉事務所における相談支援等 主任相談支援員設置　　　　　　　　　　　　　　　2人 新規相談受付件数　　　　　　　　　　　　　　　74件 住居確保給付金の支給決定件数　　　　　　　延べ20件　2,027,200円 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給　　延べ32件　7,920,000円
決 算 額　　80,545,081 円	(2) 再犯防止推進事業 ・地域生活定着支援センターによる支援 矯正施設に入所中の高齢者や障害者の帰住先の調整および福祉サービスの利用支援件数　13件 矯正施設退所者の地域生活移行・定着支援件数　22件 矯正施設退所者や執行猶予・保護処分を受けた者等で、福祉的支援が必要な者への相談支援件数　64件
	2 施策成果 (1) 【感】生活困窮者自立支援事業 各町、各町社会福祉協議会、ハローワーク、就労支援事業者、健康福祉事務所が連携して、生活支援、就労支援等を行うことで、相談者の自立を支援することができた。 (2) 再犯防止推進事業 司法と福祉の関係機関が一層連携して包括的な体制を整備し、必要な支援の情報共有を行うことで、刑務所を出所する高齢者・障害者の帰住先調整と安定した地域生活への移行、刑事手続段階にある高齢者・障害者を地域の福祉サービスにつなげるなど、社会復帰および再犯防止の体制整備を図ることができた。

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業 支援を必要とする人が必要な支援を利用できるよう、相談窓口および各支援事業の周知を図るとともに、相談者に対して、自立に向けたきめ細やかな支援を実施する必要がある。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業 国、地方公共団体、民間など多機関の協働による「息の長い支援」が不可欠であり、関係機関が一丸となって対応できるよう連携体制を確保する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業 ①令和5年度における対応 SNSでの情報発信やチラシ配布等により、支援を必要とする人が必要な支援を利用できるよう、相談窓口や各支援事業の周知を行う。 また、支援員を対象とした研修の実施、市町や関係団体等との連絡会議の開催などにより、支援員のスキルアップを図るとともに、相談体制の強化を行うことで、丁寧な相談支援を実施する。 ②次年度以降の対応 引き続き、相談窓口や各支援事業の周知に努めるとともに、支援員のスキルアップを一層図ることにより、生活困窮者への適切な支援の実施につなげる。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業 ①令和5年度における対応 滋賀県再犯防止推進計画が策定から5年を迎えるため、第二次滋賀県再犯防止推進計画の策定に向けて、成果や課題をもとに計画の見直しを行っていくとともに、引き続き、関係機関と連携し、更生保護の取組を実施していく。 ②次年度以降の対応 令和5年度に策定する第二次滋賀県再犯防止推進計画をもとに、関係機関の更なる連携強化や更生保護の取組を実施していくことで、「息の長い支援」を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>

III 社会

未来を支える 多様な社会基盤

事項名	成 果 の 説 明
1 ユニバーサルデザインのまちづくり 予 算 額 4,674,000 円 決 算 額 4,161,756 円	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none">・滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証 <p>発行数 1,399枚 累計駐車区画数 1,670区画</p> <ul style="list-style-type: none">・「施設整備マニュアル」改訂版の作成・「施設整備マニュアル」改訂版説明会の開催 <p>1回 参加者25人</p> <p>(2) 滋賀の福祉を学ぶ機会創出事業</p> <ul style="list-style-type: none">・福祉教材の作成 <p>1,882,000 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <p>車いす駐車場等を優先的に利用できる人を明確にし、使いやすい駐車場の仕組みづくりを図ることで、歩行が困難で移動に配慮が必要な方の外出を支援し、社会参加を促すことができた。</p> <p>「施設整備マニュアル」を法令等の改正を踏まえて改訂するとともに、行政関係者向けの説明会を実施することで、理解促進を図ることができた。</p> <p>(2) 滋賀の福祉を学ぶ機会創出事業</p> <p>平成23年度および24年度に作成した福祉教材を、「共生社会」や「合理的配慮の提供」など新しい内容を盛り込み、電子書籍版と動画でリニューアルすることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <p>2025年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催を契機として、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定を進めるとともに、県民への理解促進や取組推進を図る必要がある。</p> <p>滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の適正利用に向けての周知や利用者の利便性向上を図る必要がある。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>(2) 滋賀の福祉を学ぶ機会創出事業 日本語の読み書きができない外国に籍を持つ小中学生や県内に在住する幅広い外国人に対して、福祉学習の機会を提供するために、多言語対応を図る必要がある。 小中学校や地域における学習会、一般の方の自己学習など様々な場面での活用を促すために周知を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <p>①令和5年度における対応 県社会福祉審議会ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会での議論等を踏まえ、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定を進めるとともに、様々な媒体を活用してユニバーサルデザインを普及する。 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の周知を図るとともに、利用者の利便性向上に向けた制度の見直しを行う。また、対象事業者に対して対象区画の設置および駐車場登録の協力依頼等の働きかけを行う。 ②次年度以降の対応 「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定を契機として、県内のユニバーサルデザインの普及や、福祉のまちづくりの推進に努める。 引き続き、滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の周知を図り、対象区画の設置および駐車場登録の協力を増やすとともに、移動に配慮が必要な方に対する県民の理解を深める。</p> <p>(2) 滋賀の福祉を学ぶ機会創出事業 ①令和5年度における対応 福祉教材（動画）の日本語字幕を外国語（8言語）に翻訳化し、字幕差替版を作成する。 ②次年度以降の対応 県内小中学校や地域学習等、幅広い学習場面での活用を促すために、周知を図っていく。</p>

(健康福祉政策課)

事　項　名	成　果　の　説　明
2 災害への備えある地域づくり	
予 算 額　　6,192,000 円	
決 算 額　　5,772,000 円	
	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県災害ボランティアセンター運営協議会検討会議の開催 1回 ・県災害ボランティアセンター機動運営訓練の実施 1回 ・市町災害ボランティアセンター設置運営訓練の支援 1市 ・災害ボランティアセンターコーディネーター基本研修の開催 1回 25人 <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県災害時要配慮者支援ネットワーク会議（学習会）の開催 1回 109人 ・圏域災害時要配慮者支援ネットワーク会議（学習会）の開催 1回 23人 ・災害派遣福祉チーム（DWAT）養成研修の開催 2回 43人 ・災害派遣福祉チーム（DWAT）フォローアップ研修の開催 1回 43人 ・災害派遣福祉チーム（DWAT）リーダー養成研修の開催 1回 16人 ・災害派遣福祉チーム（DWAT）チーム員訓練 1回 35人 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備</p> <p>　　県災害ボランティアセンター機動運営訓練をはじめ、市町災害ボランティアセンター設置運営訓練の支援や研修を行い、災害時における地域支援のための人材育成や発災時への対応能力の向上を図ることができた。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備</p> <p>　　県災害時要配慮者支援ネットワーク構成団体を対象に会議を開催し、災害時支援の実践報告や実態調査結果報告等の情報提供を行い、理解を深めることができた。</p> <p>　　災害時における要配慮者の状況、DWAT（災害派遣福祉チーム）の機能と実際の支援展開にかかる研修を行い、令和2年度から令和4年度までの3年間で、191名のチーム員を登録した。また、チーム員登録者を対象として、他府県DWATの派遣時の経験談の聴講や被災地での活動を想定したケーススタディの実施など、災害時のDWAT派遣に備えた訓練も実施した。</p>

事　項　名	成　果　の　説　明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備</p> <p>近年の災害において、災害ボランティアセンターの役割の重要性が高まっていることから、発災時に適切に機能するよう、より実践的な災害ボランティアセンター機動運営訓練を実施するなど、更なる活動推進体制の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備</p> <p>令和3年5月の災害対策基本法の改正を受けて、市町における個別避難計画の作成や指定福祉避難所の指定を進めるため、保健・福祉専門職の理解や防災と保健・福祉部局の連携を促進していく必要がある。</p> <p>また、DWATについて、チーム員の確保、研修や訓練の実施、協定締結団体の拡充、市町への説明・協力依頼等、体制整備を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>近年の大規模災害における災害ボランティアセンターの業務を参考に、より実践的な訓練を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、災害ボランティアセンターに期待される役割を果たせるよう関係機関と連携し、訓練を実施する。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備</p> <p>①令和5年度における対応</p> <p>市町を直接訪問し、課題等を聞き取りながら、必要な情報提供や助言を行う伴走型支援を実施し、市町の取組を後押しする。</p> <p>また、DWATについて、引き続きチーム員登録を行いながら、リーダー研修やフォローアップ研修、訓練の実施等によりチーム員確保につなげるとともに、発災時の派遣に備えた取組を進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、防災と保健・福祉部局との連携を強化し、要配慮者支援体制の整備を進める。</p> <p>また、DWATについても、引き続き、研修や訓練の実施等により、発災時の派遣に備えた取組を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>